

史跡東之宮古墳保存活用計画

平成 30 年（2018） 3 月

犬山市教育委員会

はじめに

犬山市は、愛知県の最北端、雄大な木曾川がつくりあげた扇状地に位置します。この地は肥沃な土地と木曾川の清流を活かし、古くから始まる人々の営みが脈々と続き、陸路と水路の交通の要所として発展した都市です。

古墳時代には、市内に東之宮古墳や、青塚古墳、妙感寺古墳など、尾張を代表する大型の古墳が多く築造されました。中でも、昭和48年（1973）の盗掘後に発掘調査が行われ、昭和50年（1975）7月19日に国指定史跡となった東之宮古墳は、墳形がよく残り、主体部である竪穴式石槨から三角縁神獣鏡をはじめとする豊富な副葬品が出土したことから、この地方の古墳時代を知る上で欠くことのできない古墳として知られています。昭和53年（1978）には出土品が一括して重要文化財に指定され、平成17年（2005）から19年（2007）にかけて犬山市教育委員会の実施した範囲確認のための発掘調査の結果を受けて、平成22年（2010）には史跡範囲の追加指定を受けました。

東之宮古墳が現在に至るまで良好な状態で保全されてきた背景として、東之宮古墳の立地する白山平が古くから針綱神社や東之宮社の社有地として、大規模な開発行為を免れてきたことが要因の一つとなっていると考えられます。犬山市では、この東之宮古墳を恒久的に保護し、その価値を損なうことなく将来に継承していくため、平成22（2010）年度に「史跡東之宮古墳整備基本計画」を策定し、平成23（2011）年度、平成24（2012）年度には整備と保存を目的とした発掘調査を行いました。そして、平成29（2017）年度に史跡の保存・活用を図るための指針として『史跡東之宮古墳保存活用計画』の策定を国庫補助事業として実施しました。

今後はこの計画をもとに、史跡の適切な保存と管理、そして多くの方に見学いただけるように環境整備を進め、広く東之宮古墳の周知、活用を図りたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご協力をいただきました地元の皆様をはじめとする関係者並びに関係団体の皆様、また、ご意見・ご提案をいただきました史跡東之宮古墳整備委員会委員の皆様方、ご指導・ご助言をいただきました文化庁文化財部記念物課、愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成30年（2018）3月

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

例 言

- 1 本書は、愛知県犬山市大字犬山字北白山平に所在する史跡東之宮古墳の保存活用計画書である。
- 2 本書に掲載した「史跡東之宮古墳保存活用計画」は、文化庁文化財部記念物課、愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室の指導・助言の下に、「史跡東之宮古墳整備委員会」における検討に基づいて、犬山市教育委員会が策定したものである。
- 3 本書の執筆・編集は、史跡東之宮古墳整備委員会における検討結果及び関連団体から提供を受けた資料を基に、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が行ったものである。なお、計画策定にあたっての調査及び分析については、犬山市が委託した株式会社スペースビジョン研究所が行った。
- 4 本書に使用した地図は、犬山市所管の1/2,500の都市計画基本図を用い、調整したものである。その他の地図については、各所において典拠、出典を示した。
- 5 本計画の策定は犬山市教育委員会が国庫補助を受けて実施し、策定等に係る事務は犬山市教育委員会歴史まちづくり課が行った。

目 次

第1章 保存活用計画策定の目的と背景	1
1. 策定までの経緯	1
2. 策定の目的	1
3. 計画の対象範囲	1
4. 上位・関連計画と本計画の位置付け	2
5. 検討体制と経過	4
第2章 史跡指定状況の概要	5
1. 史跡指定に至る経緯	5
2. 史跡指定の状況	6
3. 史跡指定地の状況	7
4. 規制及び関連法規	10
第3章 史跡東之宮古墳をとりまく環境	15
1. 地理的環境	15
2. 自然的環境	15
3. 歴史的環境	18
4. 社会的環境	31
5. 視点場と眺望	33
第4章 史跡東之宮古墳の調査・研究史	35
1. 史跡東之宮古墳の調査史	35
2. 史跡東之宮古墳の調査成果	40
3. 東之宮古墳と弥生・古墳時代研究	42
4. 東之宮古墳と瀬波	43
第5章 史跡東之宮古墳の価値	47
1. 史跡東之宮古墳の本質的価値	47
2. 史跡東之宮古墳の構成要素	48

第6章 保存管理にあたっての基本的考え方	57
1. 保存管理上の課題	57
2. 本質的価値の保存管理についての基本的な考え方.....	59
3. 保存管理体制構築の基本的な考え方	60
第7章 保存管理	61
1. 保存管理の方針	61
2. 史跡を構成する諸要素の保存管理方法	61
3. 史跡指定地外の周辺環境の保存管理	62
4. 現状変更の取扱基準	63
第8章 活用	67
1. 基本方針	67
2. 具体的な展開	70
第9章 整備	75
1. 経緯	75
2. 整備に対する基本的考え方	77
3. 整備の基本方針	80
第10章 保存管理体制	83
1. 体制	83
2. 円滑な運営のための方策	84
3. モニタリング	85
第11章 今後の課題	87
別添資料	89
別添資料1 犬山市の教育委員会が処理する現状変更等に係る事務.....	90
別添資料2 犬山市の文化財等の分布	91
別添資料3 史跡東之宮古墳整備工事（平成29～32年度）	98

第1章 保存活用計画策定の目的と背景

1. 策定までの経緯

木曾・長良・揖斐川の木曾三川は愛知県・岐阜両県にまたがる広大な濃尾平野を形成し、東海地方の歴史を育んできた。この濃尾平野の北端部に位置する愛知県犬山市は、木曾川が平野部に流れ出る扇頂部に所在している。当地は、古代より尾北地域の中核的な場所であったため、市内には数多くの遺跡が展開しており、中でも古墳時代には木曾川が濃尾平野に流れ出す木曾川(犬山)扇状地の先端部である白山平山頂に東之宮古墳が造営されている。東之宮古墳は、良好な状態で現在まで保全されており、昭和48年(1973)の盗掘を契機に実施した発掘調査の成果を受け、昭和50年(1975)に史跡に指定された。また、昭和53年(1978)には、出土品が一括して重要文化財に指定された。なお、平成22年(2010)2月には史跡範囲の追加指定が行われている。

東之宮古墳についてはこれまで、昭和48年(1973)の発掘調査の後に平成14(2002)年度に史跡東之宮古墳保存整備準備委員会が設立し、整備に向けた課題の抽出を行った。その後、平成17(2005)年度から犬山市教育委員会が史跡東之宮古墳調査委員会の指導の下で東之宮古墳の墳丘の範囲確認調査を実施した。平成22(2010)年度には史跡整備に向け、史跡東之宮古墳整備委員会を設置した。整備委員会の指導のもと「史跡東之宮古墳整備基本計画」を策定した。平成23(2011)年度、24(2012)年度には、整備のための基礎資料を得るとともに、竪穴式石槨の恒久的な保存を目的とした発掘調査を実施した。犬山市教育委員会は史跡東之宮古墳整備事業を進めるため、平成27(2015)年度に史跡東之宮古墳整備基本設計、平成28(2016)年度に史跡東之宮古墳実施設計を進めている。整備事業の現状を踏まえ、平成29(2017)年度に史跡東之宮古墳整備委員会の指導のもと、史跡東之宮古墳保存活用計画を策定した。



図 1-1 犬山市の位置

2. 策定の目的

本計画は、史跡東之宮古墳を適切に保存・活用し次世代へと確実に伝達することを目的として策定したものである。本計画は、史跡東之宮古墳の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存活用するための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準等を示したものであり、行政上の指針として位置付けられるものである。

3. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡指定範囲を基本としているが、今後の東之宮古墳の活用や周辺の景観保全を考慮し、犬山市教育委員会が進めている史跡東之宮古墳整備事業の範囲(別添資料3)を含めて言及することとする。

4. 上位・関連計画と本計画の位置付け

本計画に係る犬山市の上位計画としては「犬山市総合計画」があり、関連計画としては「犬山市都市計画マスタープラン」、「犬山市歴史的風致維持向上計画」等がある。東之宮古墳及び周辺の整備の計画（史跡東之宮古墳整備事業）は平成 14（2002）年度にスタートし、発掘調査等を経て、平成 22（2010）年度に史跡東之宮古墳整備委員会の指導の下で「史跡東之宮古墳整備基本計画」を策定した。本計画は、これらの計画・調査を包括する史跡東之宮古墳の保存活用計画として策定し、位置付けるものである。

（1）第 4 次犬山市総合計画（平成 11 年度策定：～平成 22 年度）

まちづくりの総合的な長期計画として平成 11（1999）年度に策定した計画であり、これまで築かれてきた犬山の歴史と文化、貴重な自然環境を受け継ぎ、一層磨き上げながら、新しい時代に対応した知恵と工夫を取り入れて 21 世紀の犬山を創造していくために「伝承・共生・創造」の三位一体をまちづくりの基本理念として、市民主導による犬山の個性を再発見し伸ばしていくオンリーワンのまちづくりを展開すると定めた。

東之宮古墳は、「歴史と文化を伝え豊かな心を育むまちづくりーまなびのもりー」における歴史・文化財の項目において、「豊かな歴史的・文化的資源を保存・整備・継承し、市民が日常生活の中で郷土の歴史・文化財を理解し、誇りにできるように、市民と一体となって歴史・文化のまち犬山をめざします。」とする基本方針のもと、歴史・文化のネットワークづくりにおいて「東之宮古墳、青塚古墳、犬山城、明治村、文化史料館などの文化財・文化施設を核として、コミュニティや自主的学習グループの参加により、地域と機能別による歴史、文化のネットワークづくりを進める。」、文化財の保存・整備・活用において、「東之宮古墳、青塚古墳、妙感寺古墳、旧成瀬家別邸、ヒトツバタゴ自生地など本市の歴史・文化を理解する上で重要な文化財の保存・整備・活用に努める。」と位置付けられた。

（2）全市博物館構想（平成 13 年度策定）

平成 14 年（2002）3 月に発表。犬山市域を 7 つのブロックに区分し、「区域を個別の博物館に見立て、所在する地域資源を保存、伝承、活用するなどという個別の博物館が機能を結ぶことによって全体を系統立てて、犬山市全体が複数の博物館が集まっている一つの博物館のように考える」という基本構想に基づき、個性豊かな地域を育むことを目的としている。

東之宮古墳が所属する地域は、「犬山東地区（叡智の源 博物館）」に区分される。東之宮古墳は、最も重要な文化資源の一つとして位置付けられ、青塚古墳、県史跡妙感寺古墳などとネットワークで結び、犬山の古墳文化を体系的に発信できる体制を作ることが提唱された。また、平成 12（2000）年度に供用開始した市域の南部、楽田地区に所在する青塚古墳史跡公園に次いで、東之宮古墳の史跡整備を実施することが掲げられた。

（3）犬山市歴史的風致維持向上計画（平成 20 年度策定：～平成 30 年度）

平成 21 年（2009）3 月に認定。「歴史まちづくり法」に基づき、市内の文化財などを歴史的な資産と

して位置づけ、それらを核にした歴史まちづくりの基本的な指針を示し、犬山固有の歴史的風致の維持及び向上を図るための方針を掲げている。「第2章 犬山市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針」の「(2) 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」の中で、東之宮古墳について、史跡公園化を目指すことが記されている。

(4) 史跡東之宮古墳整備基本計画（平成22年度策定）

全市博物館構想を受けて、平成14（2002）年度に史跡東之宮古墳保存整備準備委員会が設立され、平成16（2004）年度にかけて整備に向けた課題の抽出が行われた。平成17（2005）年度から19（2007）年度にかけて史跡東之宮古墳調査委員会の指導の下で、史跡として保護すべき範囲を確定するための範囲確認調査を実施し、調査の結果を踏まえ、平成22年（2010）に国史跡の追加指定の告示を受けた。

今後も東之宮古墳を恒久的に保存し、歴史学習・古代体験の場としての活用を図るために史跡整備を実施することとし、遺跡の保存、樹木管理計画、AR史跡システムによる可視化、ガイダンス施設、周辺施設とのネットワークについて整備基本方針を定め、地区区分計画、整備計画等の整備事業の指針となる整備基本計画を策定した。

(5) 第5次犬山市総合計画（平成22年度策定（平成28年度改訂）：～平成34年度）

まちづくりの総合的な長期計画として平成22（2010）年度に策定した計画であり、目指すまちの姿を『人が輝き 地域と生きる“わ”のまち犬山』としている。将来に向けて、市民の暮らしを大切に守り、さらなるまちの活力を創造し、満足度の高い魅力あるまちの実現を目指すため、「個人」、「地域」、「市全体」の視点からまちづくりの基本となる3つの考え方として、「暮らしの“ゆとり”をはぐくむまちづくり」、「地域の“つながり”をはぐくむまちづくり」、「郷土への“愛着”をはぐくむまちづくり」を定めている。

東之宮古墳については、史跡東之宮古墳整備基本計画に基づき史跡整備を進めることとされている。

(6) 犬山市都市計画マスタープラン（平成23年度策定（平成28年度改訂）：～平成34年度）

市町村の都市計画に関する基本的な方針として総合計画や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を踏まえ、住民の意見を活かしながら目指すべき将来の姿や都市づくり・都市計画の基本的な考え方を示している。

東之宮古墳は犬山地域に含まれ、まちづくりの目標を「地域の歴史・文化や人のつながりが守られみんなが訪れたくなるまち」として、「史跡公園としての整備の推進」が記されている。

5. 検討体制と経過

(1) 検討体制

本計画の策定にあたっては、有識者、地元関係者、文化庁文化財部記念物課、愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室からなる史跡東之宮古墳整備委員会（平成 22 年度設置）により検討を行った。

史跡東之宮古墳整備委員会（順不同 現職）

役職	氏名	所属
委員長	白石 太一郎	国立歴史民俗博物館 名誉教授 大阪府立近つ飛鳥博物館 館長
委員	赤塚 次郎	犬山市文化財保護審議会 副会長
委員	森下 章司	大手前大学総合文化学部 教授
委員	丸山 宏	名城大学農学部 教授
委員	山澄 俊明	東之宮社 氏子総代
委員	小川 勉	東之宮社 氏子総代
委員	飯坂 正	地元代表
助言者	佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課 史跡部門 主任文化財調査官
助言者	野口 哲也	愛知県教育委員会生涯学習課 文化財保護室 主任主査
助言者	松本 彩	愛知県教育委員会生涯学習課 文化財保護室 主事
事務局	犬山市教育委員会歴史まちづくり課	

(2) 協議経過

第 1 回史跡東之宮古墳整備委員会 平成 29 年 8 月 21 日

第 2 回史跡東之宮古墳整備委員会 平成 29 年 11 月 8 日

第 3 回史跡東之宮古墳整備委員会 平成 30 年 1 月 24 日

2. 史跡指定の状況

(1) 昭和50年(1975) 東之宮古墳の史跡指定

①指定名称	東之宮古墳
②所在地及び地域	愛知県犬山市大字犬山字北白山平7番地
③面積	3,294.2214 m ²
④指定年月日	昭和50年(1975)7月19日
⑤説明	<p>犬山市街地の北東、木曾川の左岸のいわゆる愛岐丘陵の北西端の山頂に位置する前方後方墳で、墳丘の規模は全長約72m、後方部一辺約39m、前方部幅約33m、前方部を北西に向ける。</p> <p>墳形は全体によく整い、前方部の一部に崩壊箇所があるほかは、旧規をとどめている。一部が盗掘を受け、その整理のため発掘調査が行われ、3ヶ所にわたって主体部が発見された。主体部は、後方部墳頂で古墳中軸線を間に並列する形で2ヶ所、前方部で中軸線上に1ヶ所の3ヶ所にあるが、発掘されたのは後方部の1ヶ所で、割石小口積の竪穴式石室(長さ4.8m、幅96cm)が明らかになった。</p> <p>出土した副葬品は三角縁神獣鏡をはじめとする鏡11面、玉類、碧玉製品のほか多量の鉄製品など豊富な内容をもっている。この古墳は濃尾平野周辺部の代表的な前期古墳としてその様相をよく伝えるものであり、その学術的価値は高い。</p>

(参考：文化庁文化財部監修『月刊 文化財』1975年5月号 p.32)

(2) 平成22年(2010) 史跡東之宮古墳の追加指定

①指定名称	東之宮古墳
②所在地及び地域	愛知県犬山市大字犬山字北白山平7番地、6番地・6番地1のうち一部
③面積	8,442.29 m ²
④指定年月日	平成22年(2010)2月22日
⑤説明	<p>東之宮古墳は、木曾川が濃尾平野に流れ出る木曾川(犬山)扇状地の扇頂部、白山平山頂に所在する、古墳時代前期前半に築造された前方後方墳である。昭和45年(1970)に名古屋大学が測量調査を行い、昭和48年(1973)には盗掘を受けた後方部墳頂の状況確認のための発掘調査を犬山市教育委員会が実施した。その結果、竪穴式石室内から銅鏡、腕輪型石製品等の副葬品が出土し、地域を代表する前期古墳であることが確認されたことから、昭和50年(1975)に史跡指定され、昭和53年(1978)には、出土品一括が重要文化財に指定された。</p> <p>平成17年(2005)から19年(2007)にかけて、犬山市教育委員会が範囲確認のための発掘調査を実施したところ、葺石の基底石を墳裾とすると墳丘長が67.2mであることが明らかになった。また、墳丘築造に伴う盛土の一部が指定範囲の外側に延びること、墳丘外側に広がる平坦面には、土層の特徴から古墳築造に伴い人為的に地形改変が行われた可能性が高いことも判明した。</p> <p>今回、指定範囲外に延びる、古墳築造に伴う盛土の一部と人為的に改変された墳丘外側の平坦面を含む範囲を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。</p>

(参考：文化庁文化財部監修『月刊 文化財』2010年2月号 p.25)

3. 史跡指定地の状況

史跡東之宮古墳は、木曾川(犬山)扇状地の扇の要である愛知県犬山市の白山平に位置している。白山平山頂付近は樹木等が生い茂り、墳丘周辺部の樹木は基本的に人工林であるが、現状は二次林化しつつある。史跡指定地内には東之宮古墳の墳丘が存在し、南西側のくびれ部には「東之宮社」が鎮座している。東之宮社には本殿と拝殿を中心にして、その周囲には摂社が祀られており、一辺 18m 弱の方形の平坦面が造成されている。

また後方部北東側には礫積による直径 3.5m ほどの簡易な池が造られており、「白龍社」が祀られているが、ほとんど管理されていない状況であり、祠等の痛みが著しい。見学者に対する案内板の設置は不徹底であり、便益施設も設備されていない。

墳丘およびその周囲の平坦面はヒノキをはじめとした樹木が密生し、指定地周囲の傾斜地にはマツが群生した状態であるが、マツ枯れの被害が進行している。



写真 2-1 空から見た史跡東之宮古墳周辺

(1) 土地所有区分

史跡東之宮古墳の史跡指定範囲の面積 8,442.29 m²のうち、99.3%にあたる 8,383.78 m²が東之宮社の所有地であり、0.7%にあたる 58.51 m²が市有地である。

①北白山平6番の土地所有

同地の東之宮による土地所有は、明治34年(1901)3月14日に帝室林野局へ払下げ願いを提出、明治43年(1910)7月27日に宮内省より500円50銭で払い下げ許可が下り、翌44年(1911)3月11日に所有権移転登記がなされたことに始まった。

②北白山平7番の土地所有

大正4年(1915)4月から6月にかけて神社財産登録台帳に登録、登記を行う。第二次世界大戦後の昭和23年(1948)4月には東之宮社が大蔵省に国有地境内地外山林譲与許可申請を行い、翌年3月に許可が下り、昭和26年(1951)3月7日に現在の東之宮社による土地所有が確立された。

表 2-1 史跡東之宮古墳の土地所有区分

NO.	町名・大字・字	地番	地目	面積(m ²)	所有者
1	犬山市大字犬山字 北白山平	6番	山林	3,004.17 (公簿面積 72,368 m ² の内)	宗教法人東之宮社
2	犬山市大字犬山字 北白山平	6番1	雑種地	58.51 (公簿面積 659 m ² の内)	犬山市
3	犬山市大字犬山字 北白山平	7番	境内地	5,379.61 (公簿面積 5,379 m ² 、既指定面積 3,294.2214 m ²)	宗教法人東之宮社

参考：史跡東之宮古墳指定地域地積調査書



図 2-2 史跡指定内の土地所有区分

(2) 史跡指定範囲管理区分

史跡指定地の管理及び復旧は、その所有者が行うこと（文化財保護法第百十九条）となっているが、史跡東之宮古墳は、史跡指定範囲が宗教法人東之宮社と犬山市によって分有されているため、犬山市が管理団体となり、関係者との連携を図りながら史跡の保存のための管理を行っている。

(2) 自然公園法

史跡指定地は飛騨木曾川国定公園の第2種特別地域に指定されており、工作物の建設や土地の形状変更、木竹の伐採等を行う際には愛知県知事への許可申請が必要となる。

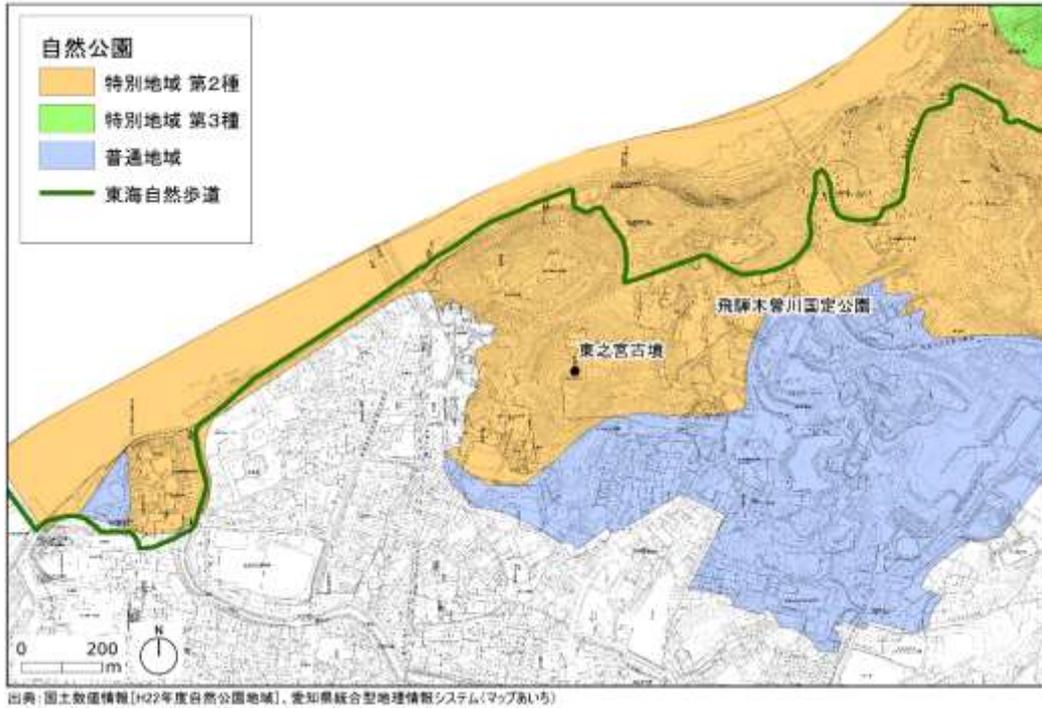


図 2-4 飛騨木曾川国定公園の第2種特別地域

(3) 森林法

史跡指定地は地域森林計画の対象となる民有林であり、開発行為を行おうとする場合は、愛知県知事の許可を必要とする。国又は地方公共団体が行う場合については適用除外となるが、林地開発に対する規制を遵守する必要がある。また、立木の伐採を行う際には犬山市長への届け出が必要となる。



図 2-5 地域森林計画の森林地域

(4) 土砂災害防止法

犬山市では急傾斜地の崩壊や土石流のある区域が多く、土砂災害警戒区域として 316 箇所が指定済、うち土砂災害特別警戒区域が 272 箇所にも上る。

史跡指定地は警戒区域にあたらないが、古墳周辺の大字犬山北白山平等が急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による土砂災害特別警戒区域と警戒区域に指定されている。

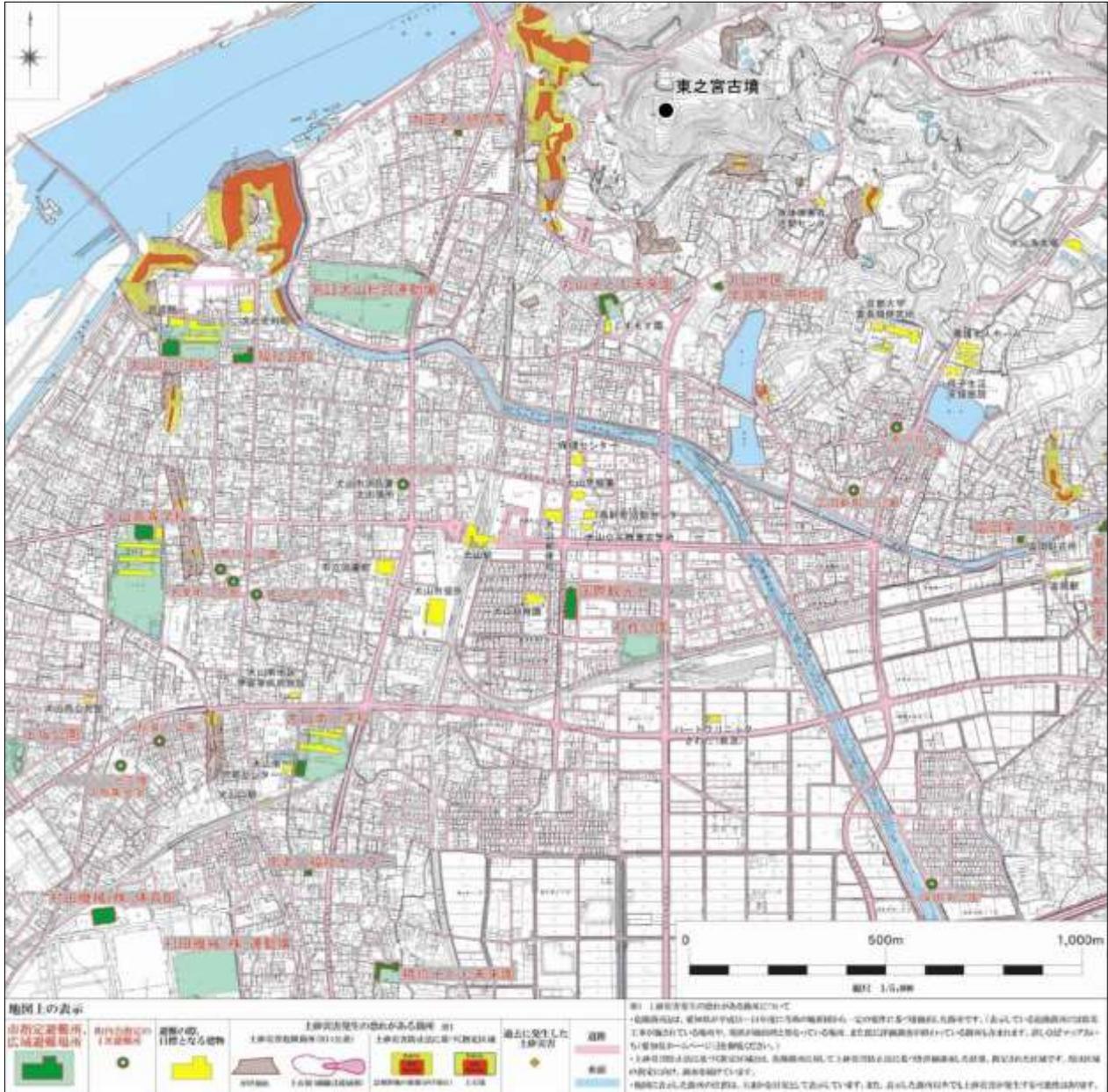


図 2-6 犬山北部地区の特別警戒区域・警戒区域

出典：犬山市防災マップ（平成 29 年 4 月作成）

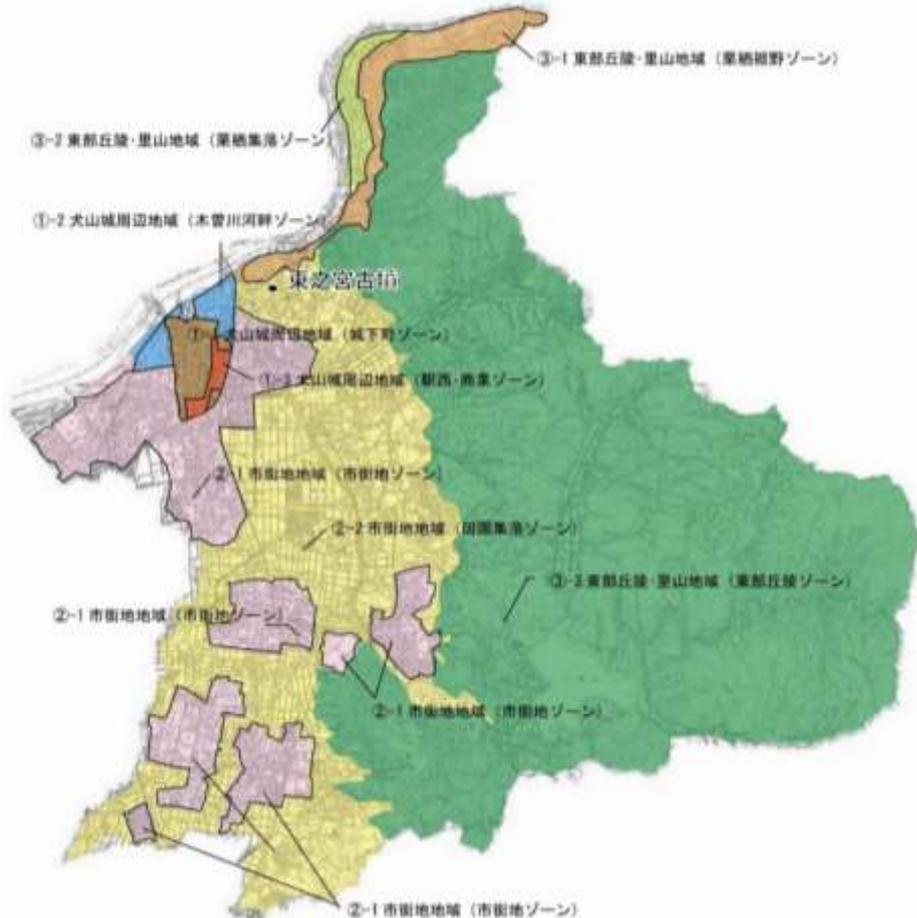
最新の情報は愛知県建設部砂防課のホームページで公開されている。

（愛知県建設部砂防課ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/sabo/>）

(5) 景観法

犬山市は、景観法に基づき、平成 17 年（2005）3 月 24 日に愛知県知事の同意を得て景観行政団体になっており、平成 19（2007）年度に市内全域を景観計画区域とした犬山市景観計画を定めている。

東之宮古墳周辺の市街化調整区域は、「市街地地域（田園集落ゾーン）」として建築物の色彩や設備機器の設置に関する制限が定められている。同地域内で建築面積 500 ㎡以上又は高さ 15m 以上、もしくは 6 階建以上の建築物の新築等を行う場合は、犬山市長への届出（地方公共団体が行為を行う場合は通知）が必要である。また、市内全域において、1,500 ㎡以上の開発行為や 3,000 ㎡以上の伐採を行う場合も同様に届出（通知）が必要となる。ただし、国定公園の区域内で許可を得て行う行為は届出（通知）の適用除外とする。



地域	ゾーン	範囲の考え方	区域
①犬山城周辺地域	1. 城下町ゾーン	これまで積極的に景観形成を行ってきた、国宝犬山城の城下町を対象とした区域。	市街化区域
	2. 駅西・商業ゾーン	名鉄犬山駅および名鉄犬山口駅周辺の、主に商業業務の建築物が並ぶ範囲を対象とした区域。	
	3. 木曾川河畔ゾーン	国宝犬山城周辺と木曾川沿岸の、主に旅館や住宅地の建築物が並ぶ範囲を対象とした区域。	
②市街地地域	1. 市街地ゾーン	都市計画法に基づく市街化区域の範囲。ただし「①犬山城周辺地域」を除く。	市街化調整区域
	2. 田園集落ゾーン	都市計画法に基づく市街化調整区域の範囲。ただし「③東部丘陵・里山地域」を除く。	
③東部丘陵・里山地域	1. 栗栖裾野ゾーン	東部丘陵・里山地区のうち、対岸から眺められる木曾川沿いの裾野の範囲を対象とした区域。	
	2. 栗栖集落ゾーン	木曾川沿いで低層住宅が形成されている集落地の範囲を対象とした区域。	
	3. 東部丘陵ゾーン	東部丘陵・里山地区のうち、上記の栗栖裾野ゾーンと栗栖集落ゾーンを除いた区域。	

図 2-7 犬山城、東之宮古墳周辺の景観形成の方針（出典：犬山市景観計画）

(6) 文化財保護法

東之宮古墳に隣接する名勝木曾川の管理にあたっては、指定区域ごとの管理指導基準が設定されている。

保護指導区域（C地域）：栗栖字尾崎・草野・野口・瀬ノ上・垣ノ内・古屋敷、
継鹿尾字川端・杉ノ段・光龍寺・氷室、犬山字官林・北白山平

この地域における現状変更行為については、高さ、色彩及び植栽などにも配慮し、名勝地の景観を著しく損なうものは認められない。なお、公共的性格を有する施設以外の建物新築による現状変更は認められない。



図 2-8 犬山市名勝木曾川指定区域図にみる保護指導区域（C地域）

出典：犬山市教育部歴史まちづくり課

第3章 史跡東之宮古墳をとりまく環境

1. 地理的環境

犬山市は、愛知県の最北端に位置し、広大な木曾川(犬山)扇状地の扇の要に位置する。北は木曾川を隔てて岐阜県各務原市・坂祝町、東は岐阜県可児市・多治見市、南は小牧市・春日井市、西は扶桑町・大口町と接している。市の西部は、木曾川が形成した木曾川(犬山)扇状地の一部をなして市街地、農地、工業地として利用され、市の北を流れる木曾川の一部は名勝に指定されて、伝統的な鵜飼も行われている。東側に広がる丘陵地には、緑豊かな里山が広がり、国天然記念物ヒトツバタゴ自生地や世界かんがい施設遺産に指定された人工池の入鹿池が所在する。東之宮古墳が存在する白山平山頂は標高143mで、市の北部に位置しており、東部丘陵に連なる。

2. 自然的環境

(1) 地形概要

犬山市は木曾川(犬山)扇状地の扇頂部に位置し、標高30mから50mの沖積低地と段丘地形からなり、市の東部は130mから200mの丘陵地帯で豊かな自然林が残る。東之宮古墳がある白山平山は各務原山地の南東に位置し、大きく見ると濃尾平野の北東縁部との境界にあたる地域にある。白山平山とその北隣にある善光寺山の山頂部には、標高140mの平坦な地形面を残す。このような平坦面は、各務原市鵜沼山崎町の大塚山山頂や犬山市継鹿尾の継鹿尾山南斜面、さらに、犬山市塔野地や前原の東部に分布する丘陵地などに点在し、東に向かって高度を増す。

(2) 地質概要

本地域及び周辺地域には美濃帯中生層、瑞浪層群蜂屋層・中村累層、瀬戸層群土岐砂礫層が分布し、これらを覆って、塔野地礫層、高位段丘堆積物、善師野段丘堆積物などの第四紀層が分布する。東之宮古墳が存在する白山平山は、美濃帯中生層のチャートからなる。

なお、美濃帯中生層は上麻生ユニットに属し、おもにチャート、塊状砂岩及び砂岩泥岩互層などからなり、本地域およびその東方や北方の山地に分布する。その他、蜂屋累層は、おもに凝灰角礫岩、凝灰砂礫岩などからなり、本地域の東方にあたる継鹿尾の山地に分布し、中村累層は、おもに礫岩、砂岩、泥岩などからなり、本地域の東方にあたる善師野の山地に分布する。土岐砂礫層は、おもに濃尾流紋岩やチャート等の円礫を多量に含む礫層と少量の砂層からなり、本地域の東方にあたる富岡の丘陵地、南東方にあたる塔野地及び前原の丘陵地に分布する。塔野地礫層は、おもに土岐砂礫層の再堆積物からなり、本地域の東方にあたる塔野地の丘陵地の麓付近に分布する。高位段丘堆積物は、おもに礫層からなり、本地域の北隣の善光寺山の西斜面中腹、北方にあたる各務原市鵜沼山崎町の丘陵地の上に分布する。善師野段丘堆積物は、チャートに富む礫層からなり、本地域東方にあたる善師野に分布する。

東之宮古墳が立地するチャートの地層はおよそ1億年前の中生代ジュラ紀の付加帯堆積物である。東之宮古墳は、愛知県で唯一アンモナイトの化石が発見された栗栖地塊の先端に位置している。古墳をいただく大地は、日本から3,000kmも離れた深い海に沈んだ微生物の遺体や化学的沈殿物などで造られた地層であったことが明らかとなっている。



出典：5万分の1地図〔岐阜〕地質調査総合センター

図 3-1 地質分類

(3) 気候・災害

犬山市の気候は温暖な太平洋気候区に属し、年平均気温は約 15 度、年平均雨量は 1,600 mm 程度で、全国平均より少ない傾向を示している。夏期は高温多湿、冬期は通称「伊吹おろし」と呼ばれる北北西の季節風が強く、寒冷で乾燥している。

明治 24 年（1819）の根尾谷を震源とするマグニチュード 8.4 の濃尾大地震の発生時には、東之宮古墳が被害を受けたとする記録は見られない。

近年では、気候変動の影響により降雨量が増大している。平成 12 年（2000）9 月の東海豪雨によって人的被害も伴う大規模ながけ崩れや道路損壊・冠水といった被害が生じた。平成 22 年（2010）7 月の集中豪雨においても新郷瀬川の一部堤防が崩壊し、避難指示・避難勧告は広域に及び、人的被害は出なかったものの床上浸水、床下浸水の住家被害が見られ、土砂撤去や道路・河川等の災害復旧が行われた。平成 29 年（2017）7 月には土砂災害の危険に伴い、全市約 3 万世帯約 7 万 4000 人に避難指示が出された。

こうした状況を受けて、雨水対策に向けた取り組みが必要とされ、東海地震、東南海地震などの大規模地震やゲリラ豪雨、台風や長雨などの対策に関して、第 5 次犬山市総合計画における治山・治水や雨水排水等の改善や地域防災計画の策定を通じて、各種の計画的な防災対策を実施し、防災体制の充実を図っている。

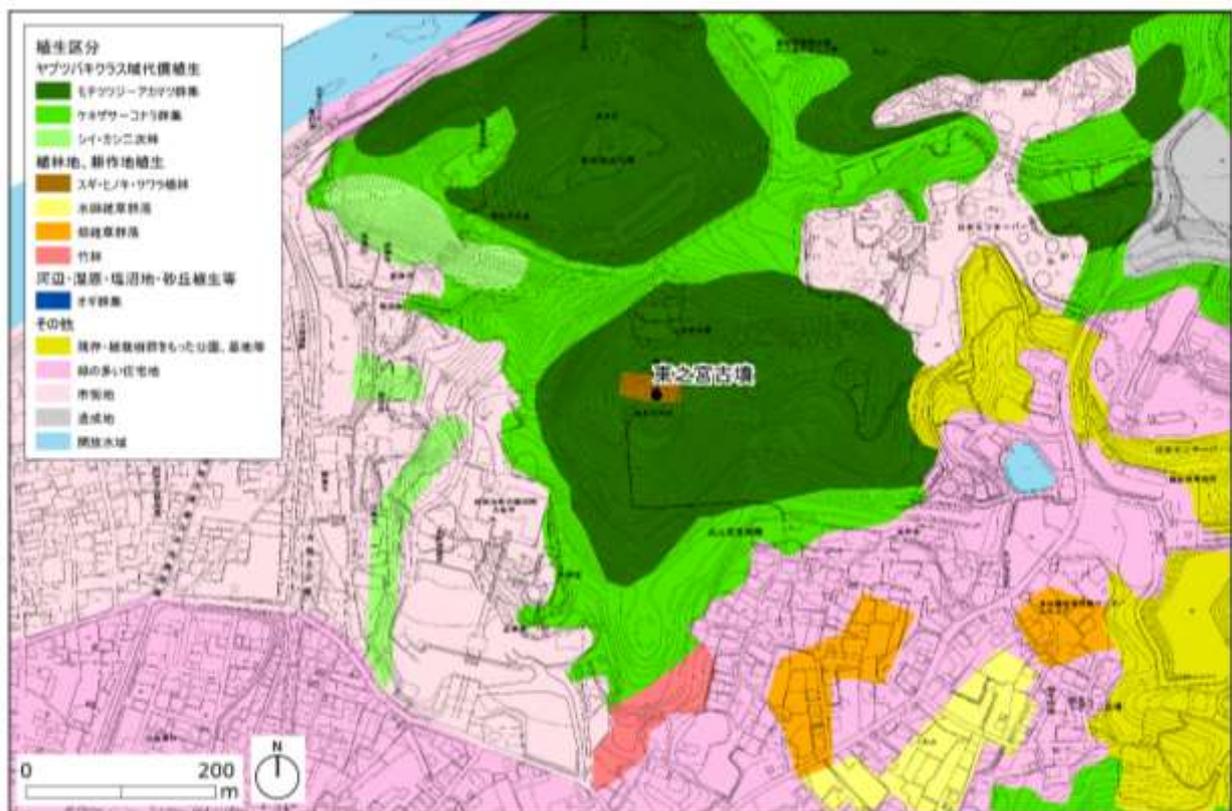
(4) 植生

東之宮古墳史跡指定地周辺には、胸高直径 10 cm以上の樹木が約 850 本生育しているが、原状では希少種とされる樹木は存在しない。樹木の多くはヒノキやアカマツの常緑針葉樹で、ヒノキが 48%、アカマツが 27%を占める。ヒノキは墳丘北斜面から北側平坦面に多く見られ、植林によるものであるが、幹周り（胸高直径）から 30 年前後のものが多く、指定後に成長したものが大半であると考えられる。アカマツは墳丘造成面から白山平緩斜面にかけて多く分布するが、マツ枯れ被害が目立ち、枯死した個体も相当数見られる。

落葉樹としてはコナラ・アベマキといったどんぐりを実につける樹木が見られ、墳丘後方部を中心に分布する。

常緑樹としては、ブナ科シイ属のツブラジイやコナラ属のアラカシ・シラカシ、カナメモチ（犬山市の木）やサカキが見られ、カナメモチは後方部東斜面、サカキは東之宮社・白龍社周辺に分布する。幹周りは 30 cm以上 90 cm未満に集中し、全体の 90%以上を占める。

幹周り（胸高直径）100 cmを超えるものは 41 本存在し、ヒノキ・コナラ・アベマキ・アラカシ・ツブラジイが存在する。その他サクラ 2 本が加わる。樹高別では、6m から 20m にかけてまんべんなく分布しており、25m を越えるものが 23 本存在し、最も高い 28m はアカマツ・コナラの 2 本である。



出典：自然環境保全基礎調査[第6・7回植生調査]

図 3-2 植生図（現況植生）

3. 歴史的環境

(1) 犬山市の歴史

犬山市は、古くは稲置荘と称され、尾張と美濃・飛騨との文化・生活の交流が行われていた地域であった。江戸時代には、木曾街道の楽田追分から犬山城までをつなぐ稲置街道と呼ばれる新道が完成し、犬山と名古屋が直結されたことにより人々の往来で賑わった。集落は主に平坦地である市西部を中心に形成されてきた。市北西部に位置する犬山地区には犬山城下町が位置し、木曾川を北にのぞむ犬山城を北端として南へ広がる台地の上に展開している。

①古墳時代以前

犬山市では、木曾川によって運ばれた砂や礫の堆積した扇状地が広がり、縄文・弥生時代にはこの地に小集落が生まれた。中でも、木曾川南岸近くの上野遺跡から出土した押型文土器の破片は市内最古の土器とされ、このことは木曾川がもたらした肥沃な大地に、人々の暮らしが早くから営まれていたことを物語っている。

古墳時代になると市内には数多くの古墳が築造され、代表的なものとしては木曾川を臨む成田山名古屋別院の裏山に位置する史跡の東之宮古墳が挙げられる。全長約 67m、幅 36m（最大）、高さ 9m（最大）の前方後方墳で、3世紀後葉～4世紀初頭に築造されたものであると推定されている。ほかに木曾川沿いには、かつて多くの古墳（群）が点在していたことが確認されている。

また、楽田地区にある史跡の青塚古墳は、豊年祭などで知られる大縣神社に因んだ被葬者が埋葬される古墳と推定され、全長約 123m、幅 78m（後円部径）、高さ 12m（最大）の前方後円墳で、愛知県下 2 番目の大きさを誇る 4 世紀中頃の古墳とされている。5 世紀前半には、白山平南山麓に妙感寺古墳が築造された。妙感寺古墳は丸山古墳群に属し、日蓮宗一翁山妙感寺の境内に立地する、全長約 95m、幅 52m（後円部径）、高さ 7.5 m（最大）の前方後円墳である。なお、入鹿池周辺は残された古墳時代末期の墳墓や遺跡・地名などから入鹿屯倉推定地と考えられている。



写真 3-1 青塚古墳全景

②古代～中世

古代から中世期、楽田地区には勝部廃寺が造営され、犬山地区には現在の日本モンキーパーク内に官林瓦窯が築造された。市内には律令制下における条里制の名残とされる「西三条」「東三条」の地名が残っている。また、羽黒地内には当時の地方行政の末端組織である「郷」として、市内で唯一確認できる小弓郷が成立しており、この地は後に丹羽郡司を代々務めた椋橋氏から藤原道長に寄進された。これが荘園「小弓荘」となり、さらには近衛家に相伝されたことから、建長 5 年（1253）の近衛家所領目録でも、その記述が見られる。

文明元年（1469）には越前国・尾張国の守護斯波義敏の命により、織田広近が小口城から犬山に移

り、木ノ下城を築城し、城主となった。天文6年(1537)に木ノ下城主・織田信康が現在の地に犬山城を築き、その際、白山平山に針綱神社を遷座させた。

戦乱期においては、源平合戦で勇名を馳せた源頼朝の重臣・梶原氏の子孫である梶原茂助景義が天正10年(1582)に本能寺の変で討死して梶原家が途絶えるまで梶原一族によって治められ、天正12年(1584)の小牧長久手合戦の際、豊臣秀吉の命により修復、堀尾吉晴や山内一豊などが守備した羽黒城の城跡が現在も残るなど、中世における武士たちの盛衰を垣間見ることができる。

また、中世の羽黒の金屋地区では鋳物づくりが発達した。この地区には、職人集団が銅の地金から梵鐘や仏像などを鋳造した歴史がある。

③近世

犬山は、羽黒や楽田などに小さな村が幾つかあったが、天文6年(1537)、犬山城を現在の地に構えることに伴って形成された「総構え^{*1}」と呼ばれる城下町によって大きく発展した。

犬山城の築城後、何代か城主がかわり、文禄4年(1595)から慶長5年(1600)までは石川光吉が入城し、それ以後の慶長12年(1607)までは小笠原吉次と平岩親吉が入城、平岩親吉の死後の元和3年(1617)に尾張藩付家老の成瀬正成が入城し、以後明治4年(1872)まで成瀬家の居城であった。

石川氏治世下の慶長5年(1600)に、天守を始め現在の城郭部の整備が開始された。針綱神社が東部の白山平山から名栗町へ移されたのが小笠原氏治世下の慶長11年(1606)であり、この時期に薬師寺・

徳授寺・延命院などの境内免許、町人への町役免許が出されていることから、慶長年間に城下町の大枠が整備されたと考えられる。ただし、『雑話犬山旧事記』(以下、『旧事記』という。明和8年(1771)撰。『犬山市史史料編4』所収)では、慶長の初め頃、寺内町では家が4軒、その他は竹藪であったと記録されているように、未だ全域に家並みがそろそろ状況ではなかったと考えられる。

一方、犬山城下町では、寛永12年(1635)に針綱神社の祭礼である「犬山祭」が始まったと言われている。慶安2年(1649)の頃、犬山城主二代成瀬正虎は、魚屋町、下本町、中本町、熊野町、中切町、内田村の氏子が引いた車山を見て、「産神を産神と尊ばないのは、城主を城主と敬わないことと同じだ」と諭して、車山や練り物を出して祭るようにと祭礼を奨励した。このため、翌年の慶安3年(1650)には、各町内が車山や練り物を出すようになった。

万治3年(1660)頃には、鵜匠により操られた鵜が、灯された篝火の下で鮎を獲る独特の漁法である「鵜飼漁」が本格化した。

^{*1}「総構え」とは

近世において、城郭が単なる軍事的な機能としてだけでなく、政治統治的な機能としての役割を持つようになると、家臣や城下町などを防備する目的で、従来の城の部分から、もう一重外側に防御線が設けられるようになった。この防御線及びそれに囲まれた内側を総構えという。この防御線は、堀、城壁、土塁などによって囲われている。



写真 3-2 犬山城

「総構え」と町割については、今日知られる状況が、すでに正保年間には確立していた。また、町人地と武家地、寺社の配置の大枠についても以後受け継がれた。正保年間の状況から城下町の構成を示せば、まず城郭大手門から稲置街道が南へ伸びる。



写真 3-3 犬山祭

この大手筋となる本町通り以東、魚

屋町筋までの「総構え」の中央部分が町人地とされ、その外側に侍町と寺院が配置されている。天和元年（1681）作成の「尾張国犬山城絵図」からは、「総構え」の特徴である、北西部の土塁と東北部の余坂木戸口以北の堀とともに、寺社や武家地、町家がうかがえる。都市施設としては、本町筋と魚屋町筋の交差点東北角に高札場、大手筋となる本町通りの北端、南端（名古屋口）、専念寺前（中切口）、鶴飼町（鶴飼屋口）、七軒町、魚屋町東端（善師野口）、寺内町東端（塔野地口）、熊野町南端（薬師寺口）、瓦坂の9ヶ所に木戸があり、本町通りの大手門突き当たりの、城郭に面した通り沿いは武家地となっていた。正保年間から100年を経ると、総構え内での武家地の整備と拡充が指摘できる一方で、街道筋や渡し付近など、交通や物流の商業活動に伴う発展と考えられる総構え周辺への市街地の拡大が認められた。

こうしたなか、安永年間（1771～1780）には、犬山祭の車山に唐子などのからくり人形が乗り、車山が一層豪華になり始めた。

また、犬山城主の成瀬家は廃業していた犬山焼の復興にも力を注いだことが、犬山焼を「御庭焼」として保護したことからもわかる。その結果、文化7年（1810）に犬山焼の丸山窯が創業され、天保2年（1831）には赤色を基調として花や鳥を描いた赤絵や、桜と紅葉を主に描いた雲錦手といった華麗な模様の絵付けが、犬山焼において盛んになった。こうした犬山焼特有の意匠は、絵付師の兼松所助や成瀬家家臣の近藤清九郎、明治以後は尾関信美（二代作十郎）ら大勢の画工、陶工によって今日へと引き継がれることになった。

④近代・現代

廃藩置県後の犬山城下町の状況が描かれている「尾張国丹羽郡犬山之図」によれば、市街地は、「総構え」の範囲を超えて周辺へ大きく広がっている。特に旧藩士の居住地が専正寺町をはじめ周辺に多く見られ、新道は東へ延伸し旧藩士居住地は丸山新田まで連続している。明治維新後に、江戸詰め・名古屋詰め武士が帰郷して居住し、開発可能な周辺部が宅地化された。本町通り南端、名古屋口の桁形は消失して、わずかに屈曲するのみである。また、下大本町南西、専念寺坂付近、あるいは東北部で土塁や総堀は消失している。

近世封建社会から近代社会への変化に伴い、さまざまな活動の制限が解消された。地租改正の結果、課税と引き替えに近世にみられた土地利用や売買に対する制限はなくなる。社会的な維持管理の枠組みからはずれ、分割所有されて利用可能となった「総構え」は、近代に入り急速に姿を消した。元禄年

間（1688～1703）における犬山の人口は、町方のみで 715 軒 3,575 人であった。近隣となる中山道太田宿で天保 14 年（1843）における宿内の人口が 118 軒 505 人であったことと比較すると、犬山は、周辺の村々からは隔絶した規模の都市であったといえる。近世に端を発する都市的規模から生じた消費・商業・建設活動、あるいは木曾川の渡しや街道にともなう物流活動に支えられて、城下町及びその周辺は近代以降も旧丹羽郡内での商業・経済活動の中核となる近代都市へと変容していった。

明治 18 年の市街地は、「総構え」の枠組みから大きく拡大している。この後、近代初頭における市街地の形成過程については、外町・出来町の成立に引き続いて、物流のルートとしての名古屋街道沿いに南へと市街地は拡大していった。また名鉄犬山線の開通（大正元年）により、犬山口から北上する本町筋は、さまざまな店舗が建ち並ぶ商業地として発展した。

一方、旧城郭内には、役場や警察、学校、公会堂が設けられた。特に旧藩士屋敷により形成されていた大本町が、旅館や料理屋などが建ち並ぶ遊興地へと変化したことは、城下町及びその周辺における近代の大きな変化である。今日みる大本町の姿は、遊興・娯楽を基盤に展開した犬山の近代を体現したものと見える。多くの城下町と同様に、城郭内には公共施設が設置されて公園化し、武家地は再編、用途転換されていった。

明治 32 年（1899）には、犬山城主六代成瀬正典による鶴匠の追放により、一時途絶えていた犬山鶴飼が再興され、その 3 年後には、観光鶴飼が始まった。鉄道の延伸や大正 14 年（1925）の犬山橋完成、犬山城東に開園した犬山遊園地などにより、城下町の東へ市街地は広がっていった。

大正初期の犬山では、木曾川の景観が観光資源であった。大正 2 年（1913）に地理学者の泰斗志賀重昂氏が峡谷美を称えて、今渡から犬山城下に至る 13 km の木曾川を「日本ライン」と名づけ、広く知られるようになったという。

大正 14 年（1925）に開業した犬山遊園地は 3.3ha に花壇やグラウンド、カンツリー倶楽部、休憩所などを設けた。ライン下りの終点に近い立地から大勢の入園者に恵まれ、施設の拡充によって演舞場や料理旅館の彩雲閣等も建設された。昭和 2 年（1927）には木曾川が日本八景の河川の部の一位になった。同年、天皇行幸に伴い御休憩所として設置した洋館は、のちに犬山ホテルとして用いられるようになる。

第二次世界大戦後は接収や食料不足に悩まされたが、犬山遊園地と白山平のピクニックランドの整備や博覧会開催などによって、昭和 30 年（1955）前後から次第に観光復興を遂げていく。ピクニックランドは昭和 35 年（1960）に日本ラインにちなんで「ラインパーク」と改称し、この時期に成田山名古屋別院も犬山に建立された。昭和 33 年（1958）以降には、おとぎ列車とモノレールが建設された。

また、昭和 31 年（1956）には財団法人日本モンキーセンターを設立、翌年に博物館登録を受け、昭和 37 年には白山平に世界サル類動物園の一部として子ども動物園を開園し、以降整備が進んだ。

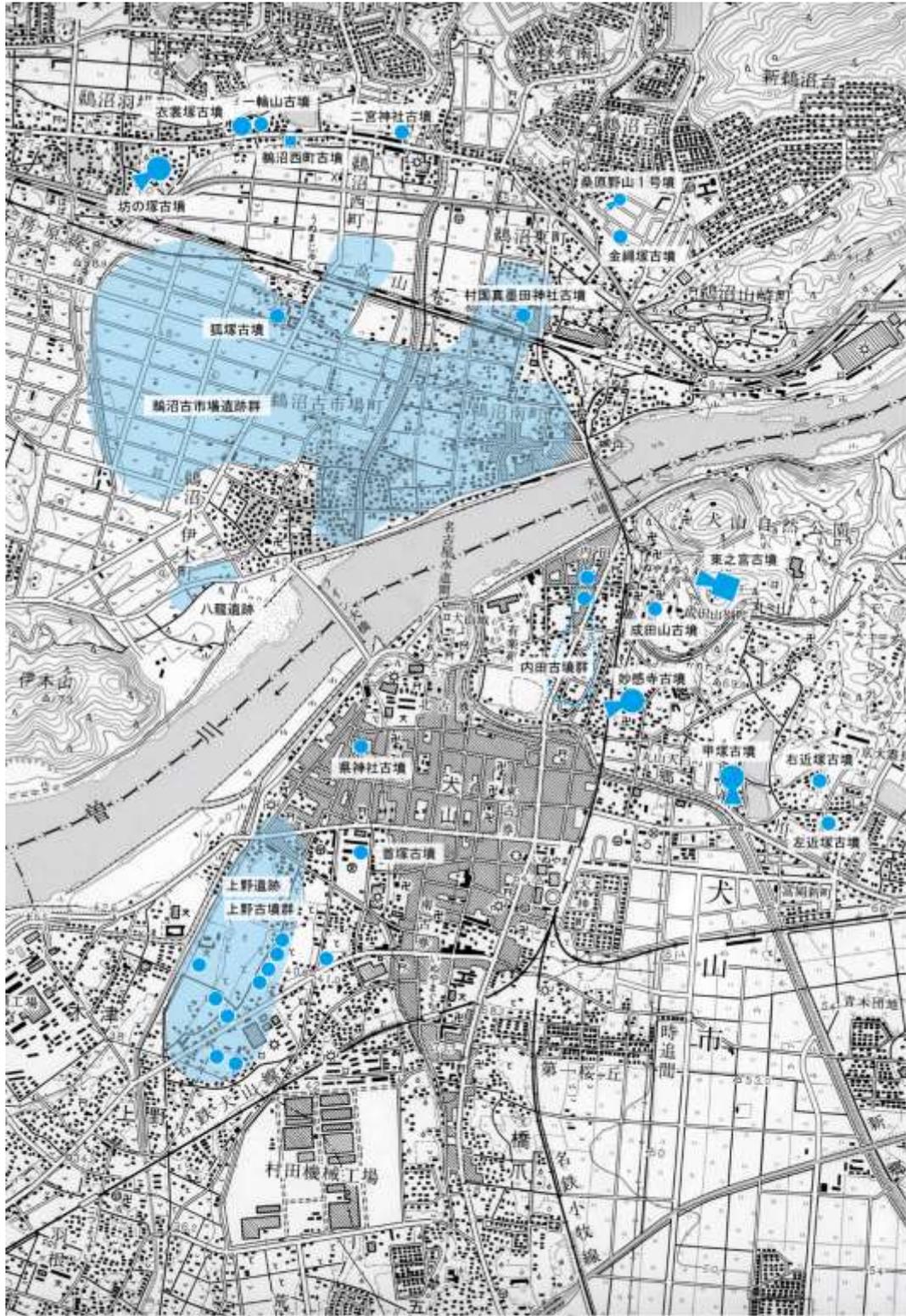
木津に至る県道浅井犬山線（巡見街道）は東へ延伸、駅前通りとして拡幅され、犬山駅がターミナル化した。これらにより、都市軸は本町通りの南北軸から駅前通りの東西軸へと変化し、その結果、城下町及びその周辺全体が、構造的転換をとげることとなった。

現在みる城下町及びその周辺の都市形態的な現状は、街区割りや敷地割りなど近世に成立した城下町の枠組みを基本としつつ、近代における商業集積地・交通の結節点・観光都市としての発展が重なり合わさったものである。

(2) 周辺の遺跡

東之宮古墳が所在する白山平周辺には、数多くの遺跡や古墳が展開していた。しかしその多くは破壊され現存するものは数少ない。南山麓には古墳中期の代表的な大型前方後円墳である妙感寺古墳が位置し、その東にはかつて、70mクラスの前方後円墳である甲塚古墳や、埴輪の出土が確認されている30mクラスの円墳であったと推測されている左近塚古墳などが存在していた。これらはおおむね古墳中期前半の古墳群を形成していたと考えられる。古墳後期になると、内田地区などに横穴式石室を伴う小規模な古墳が展開し、わずかに現存する古墳にその面影を留める。

木曾川の右岸である各務原市鵜沼地区には東之宮古墳と関連深い遺跡や古墳が所在する。まず一輪山古墳・衣裳塚古墳そして大型前方後円墳である坊の塚古墳などが、河岸段丘面に立地し、二宮神社古墳・鵜沼西町古墳などの後期の古墳も併存する。その下位面にあたる木曾川右岸の微高地には鵜沼古市場遺跡群と呼ぶ弥生後期から古墳時代にかけての大規模な集落遺跡が存在する。また、犬山城の西対岸に存在する標高 173m の伊木山東方には、4 世紀中頃の集落遺跡である八龍遺跡が調査されている。かつて木曾川が、この伊木山周辺から複数の河道となって木曾川(犬山)扇状地を南流していた時代における鵜沼地区の微高地形を、中洲上の景観として復原できる。この場所に東之宮古墳の造営主体である集落遺跡が存在していた可能性を想定することができる。



- | | | |
|-----------------------|--------------------|---------------------|
| 東之宮古墳 (前方後方墳) | 首塚古墳 (円墳・消滅) | 坊の塚古墳 (前方後円墳) |
| 甲塚古墳 (前方後円墳) | 上野古墳群 (一部残存・横穴式) | 衣笠塚古墳 (前方後円墳か) |
| 妙感寺古墳 (前方後円墳) | 鶴沼西町古墳 (方墳・横穴式・消滅) | 一輪山古墳 (墳形不明・消滅) |
| 左近塚古墳 (円墳・消滅) | 二宮神社古墳 (墳形不明・横穴式) | 金網塚古墳 (円墳) |
| 右近塚古墳 (円墳・消滅) | 桑原野山1号墳 (帆立貝式・横穴式) | 鶴沼古市場遺跡群 (弥生~中世散布地) |
| 成田山古墳 (墳形不明・横穴式石室・消滅) | 村園真墨田神社古墳 (方墳) | 八龍遺跡 (古墳時代中期集落) |
| 内田古墳群 (一部残存・横穴式) | 狐塚古墳 (墳形不明・家形石棺) | 上野遺跡 (弥生~古墳・集落) |
| 巢神社古墳 (円墳) | | |

図3-3 周辺の遺跡 (出典:『史跡東之宮古墳』)

(3) 東之宮古墳に隣接する社寺及び施設等の立地状況

①東之宮社

所在地 犬山市大字犬山字北白山平7番地

祭神 尾治針名根連命荒靈

創建 慶長11年(1606)

社殿 本殿 五尺参寸、参尺参寸：拝殿 大正7年9月書加

境内神社三社 秋葉社、津島社、湊川社

概要

東之宮社は、天文6年(1537)に針綱神社として城山より白山平へ遷座したことに始まると言われている。針綱神社の創建は不詳であるが、延長5年(927)に編纂された延喜式神名帳に記載されている式内社で、平安時代末期に編纂された尾張国内神名帳では従一位針綱明神と記されている。古くから当地域の総鎮守として信仰され現在の犬山城の天守閣附近に鎮座していたが、天文6年(1537)、木下城主・織田信康が木下(現犬山市立図書館付近)より城を移し、犬山城を築いた際、白山平に遷座させ手彫りの狛犬一對を奉納したと伝えられている。さらに約70年を経過した慶長12年(1607)には、名栗町の八幡社境内に再度遷座して、近世を通じてその地に遷座し、人々の信仰の対象となった。

白山平に遷座した当時の境内は山上に東西50間(約91m)、南北180間(約327m)が瑞垣内であり、瑞垣より東の境まで85間(約155m)、西境まで57間(104m)、南境まで102間(約185m)、北境まで80間(約145m)の広さであって、山上には小池があつて「天忍池」と称されたという。

慶長5年(1600)に小笠原吉次が犬山城の城主になると針綱神社を庇護し、社領の寄進が行われ、元和3年(1617)、成瀬正成が犬山城の城主になると歴代成瀬家の祈願所として崇敬庇護し社領の寄進などが行われた。寛永12年(1635)に始まった祭礼も、慶安3年(1650)には当時の城主成瀬正虎が例祭を奨励したことで現在の犬山祭りで見られる大規模な車山やまが何台も繰り出されるようになり、『尾張名所図会』が「此日は遠近の老若貴賤の群集いふばかりでなく、尾北の壯觀にして、治平安民の祭典たり」と評するまでに、華麗さをもった盛大な町方の祭りへと広がりを見せていった。

古くから神仏習合し「白山妙理権現」や「白山針綱大神宮」などと呼ばれていたが、明治時代初頭に発令された神仏分離令により仏式が廃され旧社号である針綱神社に復して村社に、明治8年(1876)に郷社に列し、明治15年(1882)には現在地である犬山城の跡地に遷座し県社に列した。当初は後方部の墳頂に祀られていた小祠が、後に前方部の南西裾部へ遷座されたという。

丸山白山平には針綱神社の荒魂を祀る社として慶長11年(1606)に東之宮社が残された。また鎮座地となった名栗町の八幡社は、その後明治15年(1882)の犬山城下に針綱神社が遷座した時には、その末社となっていた。

『犬山市史』によると、国帳貞治本に従一位、元龜本に正二位とある針綱明神には、文政13年



写真3-4 東之宮社



写真3-5 針綱神社

(1830)の『尾張国式社考』は犬山村の白山神社を当てている。これより先の江戸中期に、尾張藩の松平君山が『尾州府志』を編纂した時、白山神社を針綱神社に当てたのが始まりで、元禄11年(1698)黄檗宗の悦山の書いた鳥居額が「白山妙理権現」であったものを、安永4年(1775)には京都の吉田兼雄筆で「正一位白山針綱大明神」と書き換えられた。

白山神社は現在の犬山城天守のあるところにあったとされるが、天文6年(1537)の犬山城築城にあたって神社は東方の白山平(成田山背後の山頂)に移されたと伝えられる。さらに同社は慶長12年(1607)に犬山城下町の名栗町に移され、犬山城廃城後の明治15年(1882)に現在地に移された。社名が針綱神社と改称されて白山の名が消えたのは、寛政8年(1796)7月7日であった。

中世この神社が白山神社と呼ばれたのは、飛騨と加賀の国境にある白山(白山神社)を分社して勧請したことによる。針綱神社には、天正15年(1587)や寛永5年(1628)の棟札に「白山大明神」と書かれているほか、白山信仰を偲ぶ遺物は見られない。

なお、針綱神社が白山平に立地した時期には梵鐘があった。旧銘には「尾州丹羽郡犬山白山妙理大権現・八幡大菩薩[以下五行削除]」とあり、白山神社と八幡神社が同一境内に存在した慶長12年(1607)から寛永20年(1643)までの間に鑄造し吊下されたもので、近郷の者は「御領の宮」の鐘が鳴るといって親しみを持って聞いたという。名栗町へ遷座の際に鐘も同所へ移され、東南隅に鐘楼が設けられたがまもなく廃鐘となった。廃鐘は寛永20年(1643)に妙感寺鐘として追銘が入れられ、藩士高浜金兵衛方から丸山妙感寺に寄進された。ここには尾張藩の鑄物師頭水野太郎左衛門政長の名がみえており、旧銘は鑄物師が犬山の者であったため、紀年銘や作者銘が削られたものと思われる。妙感寺所有となった鐘は犬山最古のものであったが、昭和18年(1943)に戦時供出で鑄つぶされ、現存しない。

犬山町方の産社・氏神である針綱神社について、『犬山里語記』はその「巻ノ一」で次のように記している。「抑産社之太御神は犬山をはじめ、近村橋爪・富岡・善師野・継鹿尾・栗栖等皆当社之産子也、誠ニ丹羽一郡之惣社と申奉りて、一郡之人民尊ミ奉る往古より今の御城山に、御鎮座まします、白山宮と申奉り、三柱の御神也」、「天文六年丁酉八月二十八日、東の丸山江御遷座まします、今の白山平これ也、東宮山と申侍る、慶長十二年丁未に、又名栗町八幡宮の御社地へ御遷座まします今之御社地也」

『寛文村々覚書』に「御領高之内 一元高拾石弍斗 犬山白山社領」、『尾州府志』に「神領二十石五斗八升」と記録される社領を黒印地として安堵された社は、『犬山里語記』によれば元禄2年

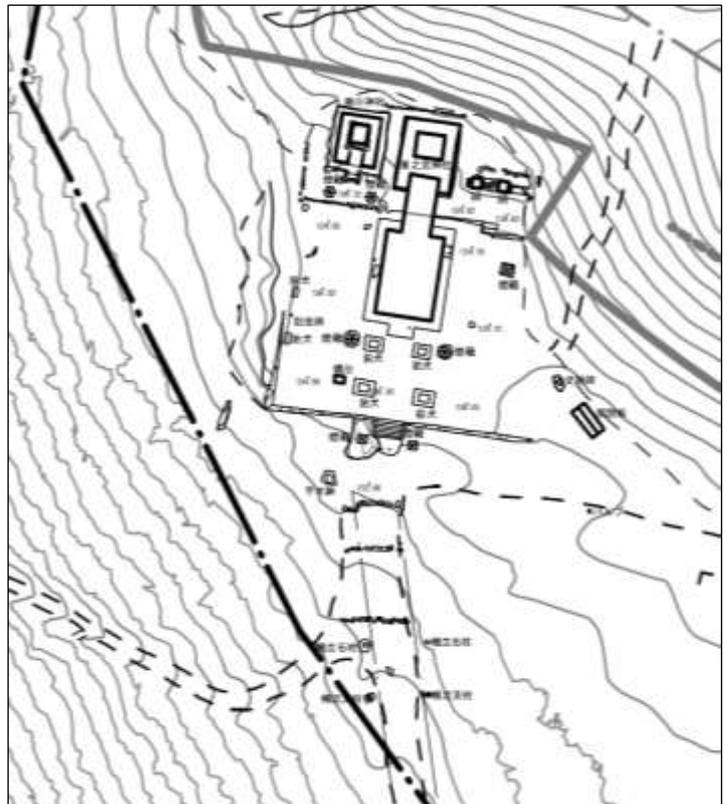


図3-4 東之宮社と周辺

(1689)に「白山妙理権現」、正徳2年(1712)に正一位白山神社、安永4年(1775)に「正一位白山針綱大明神」となり、祭神を九柱とし、さらに寛政7年(1795)に「郡中総社 白山針綱大明神」、翌8年に「針綱神社」と社号を改めている。そして同年には二條左大臣治孝の執奉所となり、『雲上明鑑』(公家の人名録、大名・旗本の名録である武鑑にあたるもの)に社名が載ったと記録されている。

このように、東之宮社は16世紀から東之宮古墳が位置する白山平に遷座されて以来、犬山町方の産社・氏神として、現在まで維持されており、東之宮古墳は東之宮社の社有地として守られてきた。

(出典：『犬山市史』通史編上、資料編三、『犬山里語記』一)

表 3-1 東之宮社 遍歴

年	内容
3世紀後葉から4世紀初頭	東之宮古墳 築造
天文 6年(1537)	針綱神社 城山より白山平へ遷座(犬山市史)
慶長 11年(1606)	東之宮社創建(犬山市史)
慶長 12年(1607)	針綱神社 白山平より名栗へ遷座(犬山市史)(神社明細書)
延宝 6年(1678)	造営(東之宮社資料)
宝永 5年(1708)	修理(東之宮社資料)
元文 2年(1738)	修理(東之宮社資料)
宝暦 8年(1758)	修理(東之宮社資料)
明和 8年(1771)	修理及び鳥居再建(東之宮社資料)
享和 4年(1804)	1月4日 山井社創立(神社明細書)
文化 2年(1805)	2月4日 稻荷社創立(神社明細書)
弘化 4年(1847)	津島社 創立(神社明細書)
明治 9年(1876)	造営(東之宮社資料)
明治 18年(1885)	葺き替え及び鳥居再建(東之宮社資料)
大正 7年(1918)	9月 東之宮社書加(神社明細書)
大正 15年(1926)	造営 鳥居再建(東之宮社資料)
昭和 2、3年(1927、1928)	神社新築(犬山市制 50周年市勢要覧)
昭和 29年(1954)	本殿葺き替え(東之宮社資料)
昭和 34年(1959)	本殿銅板葺 鳥居再建、玉垣修理(東之宮社資料)
昭和 48年(1973)	3月 東之宮古墳盗掘
昭和 57年(1982)	12月24日 放火により焼失(東之宮社資料)
昭和 58年(1983)	社殿、末社2社、玉垣、渡殿及び拝殿 再建

②白龍大明神

所在地 犬山市大字犬山字北白山平7番地

祭神 不明

創建 不明

社殿 白龍社

概要

創建年代及び祭神は不明である。東之宮社所有記録によると、過去に東側に隣接する御嶽社とともに中部敬神会が東之宮社より土地を借用して創建、同会が管理して

いた。現在の管理者は不明である。社は人工的に作られた池の中心部に位置する。この池は枯れることがなく、東之宮古墳に降り注いだ雨水がこの地点に湧き出していることから、この地形を利用して人工池を造りあげているのではないかと思われる。現地の調査によると、蠟燭台に昭和17年（1942）1月に犬山町（犬山市）の個人が寄贈していることが確認でき、少なくとも同時点には存在していた。



写真 3-6 白龍大明神

③御嶽社

所在地 犬山市大字犬山字北白山平6番地

祭神 御嶽大神、駒嶽大神、摩利支天尊天 等

創建 不明

社殿 本殿、石碑多数

概要

創建年代は不明である。東之宮社所有記録によると、昭和31年（1956）から昭和42年（1967）時点において、東之宮古墳に隣接する白龍大明神とともに中部敬神会が東之宮社より土地を借用し管理をしていたが、現在の管

理者は不明である。御嶽大神、駒嶽大神をはじめとする数多くの石碑や御嶽講の人々により死後魂が御嶽に還るよう願って建てられた霊神碑が存在する。主祭神である御嶽大神・駒嶽大神石碑については明治16年（1883）に建立されていることが確認でき、霊神碑は明治16年（1883）から昭和初期にかけて建立されたとみられる。また、関連する構造物として、昭和15年（1940）に設置された灯籠、昭和10年（1935）設置の蠟燭台が現存する。地元の方への聞き取りによると、過去には本殿だけでなく、拝殿が設置されていたが、昭和34年（1959）に発生した伊勢湾台風の被害により倒壊した後に再建されず、現在は基礎が残るのみである。



写真 3-7 御嶽社

④成田山名古屋別院大聖寺

所在地 犬山市犬山北白山平 5 他

本 尊 不動明王

創 建 昭和 28 年（1953）

概 要

大聖寺の本山は、千葉県成田市成田一番地、大本山成田山新勝寺である。成田山新勝寺は、天慶 3 年（940）に寛朝大僧正によって開山された真言密教の寺院で、弘法大師が敬刻開眼した不動明王を本尊とする。

昭和 11 年（1936）に別院建立のための奉獻会が結成され、名古屋鉄道株式会社後援のもとに、成田山名古屋別院建立並びに世界平和促進祈願の出開帳を、名古屋の松坂屋にて行った。この時、犬山市観光協会寄進の犬山市北白山平が別院建立の浄地と決まる。昭和 28 年（1953）10 月本尊が竣工し、同年 11 月 3 日に大本山成田山名古屋別院大聖寺（通称犬山成田山）が、中部地区最大の不動尊霊場として開創された。



写真 3-8 成田山名古屋別院大聖寺

⑤瑞泉寺と塔頭群

所在地 犬山市大字犬山字瑞泉寺 7

本 尊 虚空蔵菩薩、身代地藏菩薩

創 建 応永 22 年（1415）

概 要

青龍山瑞泉寺の創建は応永年間（1394～1427 年）、内田左衛門次郎の招きにより日峰宗舜禅師によって開かれたのが始まりとされる。境内には水が無かったため、法弟である蜂屋玄瑞に命じて岩を強く打たせたところ、たちまち霊水が湧き出たため、玄瑞から一字を貰い受け寺号を瑞泉寺と名付け、日峰禅師の師である無因宗因を開山とした。

その後、寺運が隆盛したが永禄 8 年（1565）、織田信長が同族である犬山城の城主織田信清を攻め、その兵火により多くの堂宇、記録、寺宝などが焼失する。領主となった織田信長は寺領を安堵したため、すぐさま再建され豊臣秀吉も寺領 50 石を安堵している。江戸時代に入ると尾張徳川家から庇護され、寺運が隆盛し、最盛期には塔頭 24 ヶ寺を擁した。現在は龍濟・龍泉・臥龍・輝東・臨溪・妙喜（岐阜県各務原市）の 6 ヶ寺を擁する。

鐘楼は明応 3 年（1494）に建てられたもので、入母屋、棧瓦葺、袴腰付、彫刻として施されている 3 猿は左甚五郎が手懸けたものと伝えられている。また、山門は犬山城の手門にあたる内田御門を移築したものと伝わるもので、その内田御門は金山城（岐阜県可児市）の二の門を移築したものとも云われている。寺宝が多く血達磨の図、維摩の図、文殊普賢図（双幅）が昭和 60 年（1985）に犬山市指定有



写真 3-9 瑞泉寺

形文化財（絵画）に指定されている。

臨溪院の創建は文明 14 年（1482）、東陽英朝大和尚によって瑞泉寺の塔頭の 1 つとして開かれて始まったとされ、永禄 8 年（1565）、織田信長が同族である犬山城の城主織田信清を攻め、その兵火により多くの堂宇、記録、寺宝などが焼失して一時衰退した。寛永 9 年（1632）、当時の犬山城の城主成瀬正虎が體道宣全和尚（愚堂国師の法弟）を招いて再興し堂宇を再建、歴代成瀬家の菩提寺とした。境内東南の高台には初代成瀬正成、正虎、正親、正幸、4 代の墓碑が建立されている。

⑥犬山善光寺

所在地 犬山市大字犬山字北白山平 4 - 3 9

本 尊 一光三尊如来（阿弥陀三尊）

創 建 昭和 3 年（1928）

概 要

『犬山市史』によると、昭和 3 年（1928）長野県長野市元善町の定額山善光寺大勸進から勸請された寺院である。寺院が立地する山頂には犬山市内、木曾川を一望できる景勝地として善光寺公園が整備されている。参道の両側には、楓、桜、紫陽花などが植えられており、四季それぞれの風情が楽しめる。夏を迎える季節に行われる大相撲名古屋場所では、毎場所、出羽海部屋がこの寺院を稽古場並びに宿舎としている。



写真 3-10 犬山善光寺

⑦日本モンキーパーク

所在地 犬山市大字犬山字官林 26

開 園 昭和 30 年（1955）

概 要

名古屋鉄道株式会社は大正 14 年（1925）に犬山城東側に「犬山遊園地」（現・名鉄犬山ホテル）を開設し、以降、観光地として開発を進めてきた。この「犬山遊園地」は規模が狭小で拡張性がないことからこれに替わる施設として、「犬山自然公園」の開設計画を作成、この計画に基づき、昭和 28 年（1953）から犬山遊園駅の東方の継鹿尾山・白山平・善光寺山などの土地の買収し、昭和 30 年（1955）に「ピクニックランド」が開園した。「ピクニックランド」はイベント会場として、世界風俗博や日本映画博等といった博覧会が開催された。昭和 35 年（1960）には「日本ライン」にちなみ名称を「犬山ラインパーク」に改称、昭和 55 年（1980）に名称を「日本モンキーパーク」となり現在に至っている。



写真 3-11 日本モンキーパーク

日本モンキーパーク内には、大阪万博開催の 1 年前の昭和 44 年（1969）に岡本太郎氏により大阪万博において設置された「太陽の塔」のプロトモデルとされる「若い太陽の塔」が設置されている。平成 15 年（2003）に老朽化により閉鎖されていたが、平成 22 年（2010）に修繕され、平成 23 年（2011）

より再び一般公開されている。

日本モンキーパークへのアクセスについては昭和 32 年（1958）に成田山裏からピクニックランドまでディーゼル機関車がけん引する「おとぎ列車」、昭和 37 年（1962）には日本初の「跨座式モノレール」が設置、運行されてきたが、それぞれは平成 20 年（2008）、平成 21 年（2009）に運行を終了した。

⑧日本モンキーセンター

所在地 犬山市大字犬山字官林 26

開園 昭和 30 年（1955）

概要

戦後、大分県高崎山で野猿に餌付けして観光地とすることが行われ、人気を集めていたことから、名古屋鉄道株式会社はこの取組みを「犬山自然公園計画」に取り入れることを着想した。犬山市大平山付近には、かつて野生猿が生息していたことがあり、野猿の生活に適するこの山をサルの名所とすること

を決定し、昭和 30 年（1955）に全国各地の野猿の生態調査を実施した。この際、京都大学霊長類研究グループと東京大学伝染病研究所の実験動物研究会が、野猿の生態研究と、実験用サルの供給源をつくり、人類期限の探求に資する研究機関の実現のため、名古屋鉄道株式会社と三社協力し、昭和 31 年（1956）に財団法人日本モンキーセンターを設立した。

その後、犬山市栗栖にサル飼育舎及び事務所を設け、屋久島で捕獲したヤクニホンザルを訓練し、81 頭のサルを大平山に放飼した。山林に放たれたサルの群は餌場に帰来し、野猿公苑計画は成功となった。昭和 34 年（1959）には世界のサルを集めたモンキーアパートを栗栖に建設した。昭和 37 年（1962）には、「犬山ラインパーク」に世界サル類動物園の一部として子供動物園を開園、豊沢猿二郎寄贈によるコレクションを集めた猿二郎館が公開された。昭和 38 年（1963）には動物園にモンキーアパート 1 号館・2 号館が完成、昭和 40 年（1965）には博物館活動の拠点となるビジターセンター、昭和 41 年（1966）には南米館が完成し、その後整備を進め現代に至る。附属世界サル類動物園では、サル類の特徴を活かした展示、たくさんのガイドやイベント、キュレーターによる博物館活動などを実施している。



写真 3-12 日本モンキーセンター

4. 社会的環境

東之宮古墳が所在する犬山市の面積は 47.90 km²であり、人口は 74,509 人（平成 29 年 4 月 1 日現在）である。

交通アクセス状況をみると、電車では名鉄犬山線と小牧線で名古屋市まで 25 分で結ばれ、同様に岐阜市とは名鉄各務原線にて約 25 分、可児市へも名鉄広見線が通じている。さらに名鉄鵜沼駅にて JR 高山線と連絡し、高山方面へと繋がっており、犬山市を起点として各地の主要都市・観光地への交通アクセスが整った、非常に利便性の高い地域といえる。

道路網としては、国道 41 号が名古屋・岐阜方面と通じ、名神・東名高速道路「小牧インター」から 11 km、中央自動車道「小牧東インター」からは愛知県道 461 号犬山自然公園線（旧尾張パークウェイ）を經由して、直接東之宮古墳が所在する白山平山麓と結ばれている。



図 3-5 犬山市における交通状況

犬山市は西部地域の段丘面を中心として市街地がひろがり、東部地域は自然豊かな東部丘陵地となり、その中間地域はため池・水田が展開する農村的環境を有する地域となっている。

東之宮古墳周辺の土地利用は、東部丘陵にひろがって入鹿池や木曽川周辺を含む自然公園区域に指定されている森林で、犬山市の都市構造上の大きな特徴であり、骨格となる緑地を形成している。また、東部丘陵の南端は竹林となっている。

東之宮古墳が所在する白山平山周辺は、西南側の名鉄犬山遊園駅・犬山駅を起点として市街地化が進行している。白山平山麓には成田山大聖寺や日本モンキーパークが立地し、多様な施設が点在する。なお、西側の内田地区を挟んで、犬山城下町と繋がり、北側は名勝木曽川の美しい風景が見られる景勝地でもある。

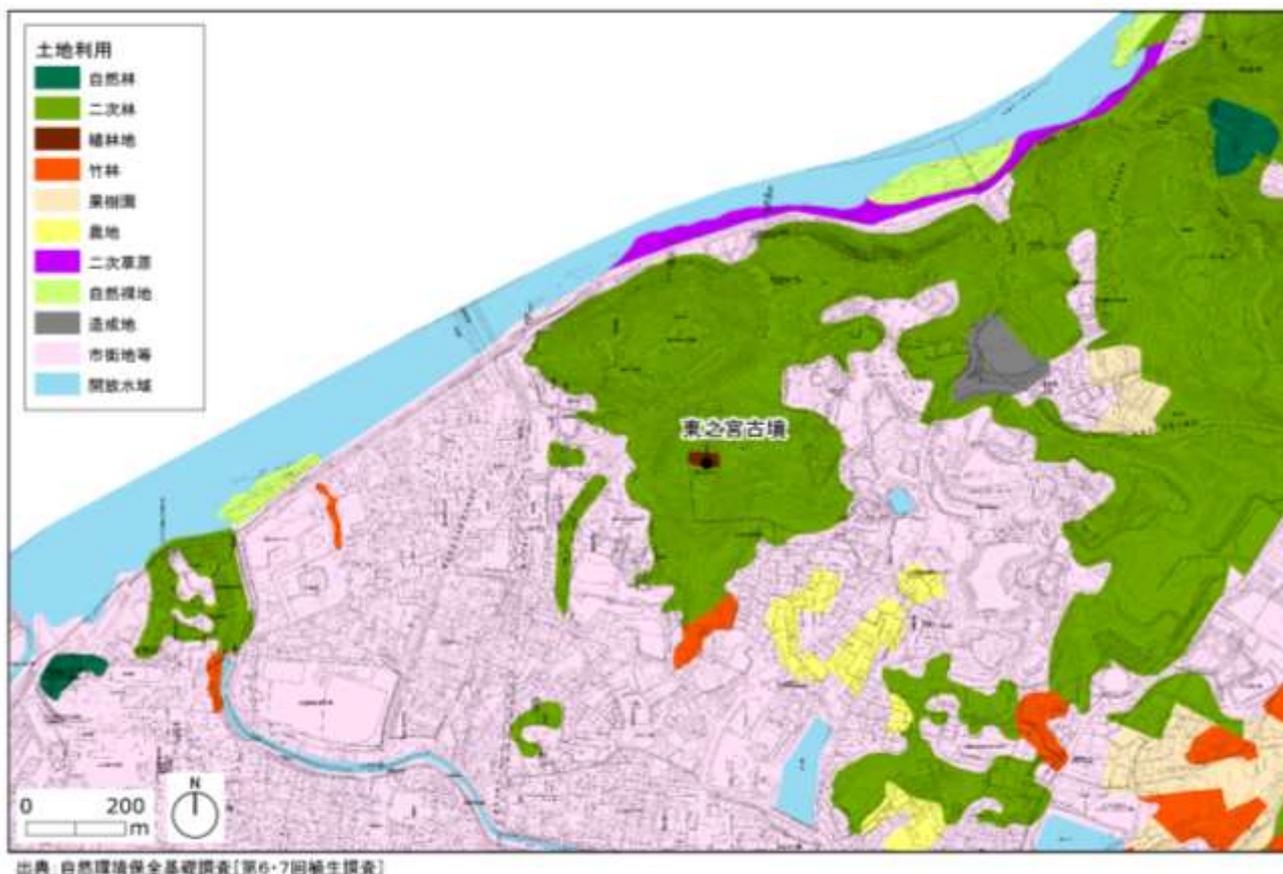


図 3-6 土地利用図

白山平周辺は市街化調整区域でもあり、大規模な公園緑地は存在しないが、東へ 1.4 km に都市公園としての犬山ひばりヶ丘公園があり、隣接して県営小野洞砂防公園も存在する。また北側の善光寺山山頂には善光寺公園があり、木曾川の雄大な流れが望める。このように白山平山周辺には多様な施設と多くの自然が残存し、歴史的文化的資源も含めてきわめて興味深い環境を維持している。

その中に存在する史跡東之宮古墳はその一つの核であり、ランドマークとして重要な役割を果たしている。

5. 視点場と眺望

東之宮古墳は木曾川に接し、市街地の東端部の丘陵に位置することから、市街地の各所から容易に望見できる立地にある。市内では、犬山駅や犬山市役所、犬山城などから視認できることに加え、妙感寺古墳などからも望見できる。さらに市内のみならず、木曾川対岸の各務原市に立地する衣装塚古墳、坊ノ塚古墳からは東之宮古墳の樹林地を視認することができる。

また、東之宮古墳が位置する標高 143mの白山平山頂からは、濃尾平野が一望できる。

このように、東之宮古墳は、市内ならびに木曾川を挟んで各務原市も含めてランドマークとなるとともに、市内を眺め得る視点場としての高い価値もあわせもっている。



図 3-7 東之宮古墳を望む視点場



①梅坪高架橋から望む東之宮古墳



②犬山駅北東から望む東之宮古墳



③犬山市役所6階展望室から望む東之宮古墳



④犬山城から望む東之宮古墳



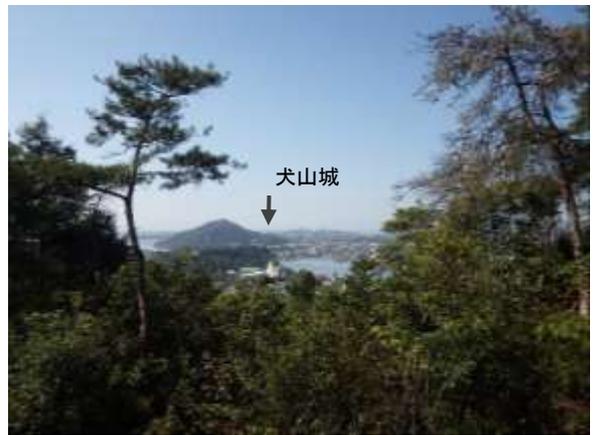
⑤妙感寺古墳から望む東之宮古墳



⑥衣装塚古墳から望む東之宮古墳



⑦坊ノ塚古墳から望む東之宮古墳



⑧東之宮古墳より西方 木曾川、犬山城を望む



⑨東之宮古墳より南方 犬山、小牧方面を望む

第4章 史跡東之宮古墳の調査・研究史

昭和48年の発掘を大きなきっかけとし、今回の史跡整備に至るまで、東之宮古墳に対しては多くの発掘調査が行われてきた。墳形・規模、段築や葺石など外表施設、埋葬施設である竪穴式石槨の形態と構造、副葬品やその配置法について詳しく検討、報告がなされてきた。

これらの調査成果を通じ、弥生時代から古墳時代にかけての東海地方が果たした役割、魏志倭人伝に登場する狗奴国との関係など、数多くの重要な研究成果も生みだされた。前方後方墳という特異な墳形が東日本に特徴的な形態であり、古墳時代の政治・社会を理解する上で重要な意義を有することも、本古墳が重要な材料となって解明が進んだ研究分野である。周囲の古墳の調査成果とも合わせ、東之宮古墳を中心とした、古代における^{にわ}瀬波の「沼（都奴）」郷の王の系譜も明らかにされつつある。

東之宮古墳は学界でも特に注目を浴び、数々の学術的な問題を検討する上で鍵となる古墳である。以下、調査と研究の歩みとその中で生み出されてきた様々な評価について触れる。

1. 史跡東之宮古墳の調査史

(1) 史跡指定に至るまでの調査

東之宮古墳は、以前は「瓢箪塚古墳」、「瓢箪山古墳」などと呼ばれており、地元では古くから古墳として認識されていた。また、白山平山頂は、東之宮社が鎮座するなど古来より神聖な地とされていたため、古墳は良好な状態で保全されてきた。墳形については、前方後円墳とも前方後方墳とも言われていた。

昭和41年(1966)刊行の『日本考古学』(IV古墳時代上)でも、犬山市白山平に所在する古墳として「瓢箪塚古墳」と記載されていて、その内容は、丘陵部上に存在する古墳時代前期の前方後円墳として評価するものであった。昭和45年(1970)に愛知県教育委員会による重要遺跡指定促進調査として、名古屋大学考古学研究室によるはじめての学術的な地形測量調査が実施され、測量結果から墳形が「前方後方墳」であるとする見解が出された。

3年後の昭和48年(1973)3月下旬に後方部頂が盗掘される事件が起きた。これを契機に、その状



写真4-1 史跡指定を受けた昭和50年頃の、空から見た東之宮古墳

況確認調査が実施された。同年 8 月から 9 月にかけての発掘調査は、犬山市教育委員会から委託を受けた東之宮古墳調査団（顧問：久永春男、調査主任：杉崎章等）により実施された。調査は測量調査と併行して、後方部頂の盗掘坑付近に限定して 3 m × 4 m 程のトレンチを設定して行われた。

調査の結果、盗掘者が到達した場所は、墳丘主軸に平行して構築された竪穴式石槨であることが判明し、その中からは 11 面の鏡や石製品をはじめとする 200 点あまりの豊富な副葬品が出土するなど、学術的にも貴重な古墳であることが判明した。調査結果の発表や、犬山市史における報告から研究が進み、東海地方に前方後方墳が多いこと、東之宮古墳が当地域を代表する古墳時代前期の重要な遺跡である点が確認された。平成 11 年（1999）から愛知県史編纂事業により、東之宮古墳出土遺物の実測調査と墳丘測量図の作成が行われ、その成果が『愛知県史』（資料編 3 考古 3 古墳）に掲載された。

東之宮古墳は昭和 50 年（1975）に国史跡に指定され、昭和 53 年（1978）には出土品が一括して重要文化財に指定された。当初、出土品は国保有となり文化庁によって管理されていたが、平成 2 年（1990）9 月 17 日付けで京都国立博物館へ所管替えがなされ、現在は独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館の所蔵品となっている。

（２）史跡整備にともなう調査

古墳本体は、昭和 50 年（1975）の史跡指定後は再度の盗掘を防止するために、指定地境界線上にネットフェンスを設置して墳丘への立ち入りを制限し、保護が図られてきた。

その間、平成 6（1994）年度には、犬山市文化史料館において犬山市制 40 周年記念特別展「尾張北部と犬山の古墳時代—重要文化財 東之宮古墳の出土品を中心に—」を開催し、市民の願いであった東之宮古墳出土品の里帰り展示を実現した。

平成 8（1996）年度には、市内に所在するもう一つの国史跡である青塚古墳の整備に着手し、平成 12（2000）年度に史跡公園として開園した。

引き続き、地域の生涯学習活動拠点として、歴史的価値が非常に高く、立地、自然環境に恵まれた東之宮古墳を整備することとなった。平成 14（2002）年度には、古墳の保存整備にともなう課題の抽出と整備方針に関する調査研究を行うことを目的として、考古学の専門家、犬山市文化財保護審議会委員、東之宮社氏子総代、地元住民代表からなる史跡東之宮古墳保存整備準備委員会（以下、準備委員会と表記）を設立し、5 回にわたる会議を重ねて検討を行った。その結果、まずは、正式な報告がなされていなかった昭和 48 年（1973）の調査の報告書を作成することが先決であるという問題提起がなされ、準備委員会副委員長で、当時調査にも参加された赤塚次郎氏が中心となって、『史跡東之宮古墳調査報告書』が執筆され、平成 17 年（2005）に刊行された。（赤塚編 2005）

その中で、東之宮古墳は当地域の古墳文化を考える上で重要な遺跡であるだけでなく、東日本全体において日本古代史上きわめて重要な課題を追求するうえで鍵となる古墳である点が指摘された。

また、昭和 48 年（1973）の調査は後方部竪穴式石槨内部だけの限定的な範囲にとどまっており、墳丘の規模や外表施設などといった整備に必要な不可欠な情報が欠落しているため、史跡指定範囲の再検討を視野に入れて再調査を行う必要があるという結論に至った。そこで、平成 17（2005）年度に準備委員会の委員構成を引き継ぐ形で、調査の計画・実施に関する検討を主な目的とした史跡東之宮古墳調査委員

会（以下、調査委員会と表記）を設置し、調査委員会の指導のもと、範囲確認を目的とした発掘調査を実施した（渡邊編 2009）。墳丘の三次元レーザー計測による詳細な測量図の作成や平成 17（2005）年度から平成 19（2007）年度まで3次にわたる調査をおこない、東之宮古墳の墳丘に関する多くの情報を得ることができた。

範囲確認調査の成果として、墳長 67.2m の前方後方墳であることを確認した。また、墳丘斜面に葺石をもち、基底石の外側にも盛土が広がること、後方部の斜面途中にテラス状の平坦面が存在すること、墳丘外平坦面にくさり礫を多量に含む地層（東之宮基盤層）が広がることを確認した。その結果、遺構の範囲が既指定地の外側まで広がることが確認されたため、遺構の保護を図る観点から、白山平山頂の平坦面全体を含む形で、文部科学大臣に対して史跡追加指定の意見具申を行った。平成 22 年（2010）2 月 22 日付けで、史跡追加指定の告示を受け、指定地の面積が 3294.2214 m²から 8442.29 m²に拡張した。

平成 22 年度には、史跡整備に向けて調査委員会の委員に情報科学と造園学の専門家を加えて、史跡東之宮古墳整備委員会を設置した。整備委員会の指導のもと史跡東之宮古墳整備基本計画を策定し、将来的な史跡整備に関する基本方針が示された。整備基本計画に基づき、整備のための基礎資料を得ること及び竪穴式石槨を恒久的に保存することを主な目的として、平成 23・24（2011・2012）年度の 2 箇年にわたり発掘調査を実施することになった。埋葬施設発掘調査の計画・実施にあたり、専門的な見地から検討を行うため、整備委員会の下部組織として、考古学、土木工学、地質学、保存科学の専門家からなる史跡東之宮古墳整備委員会調査専門部会を設置した。

（3）第 4 次、5 次調査に至る経緯

範囲確認調査により、古墳の外表施設や構築方法などに関する多くの情報を得ることができたが、後方部で確認されたテラス状の平坦面の性格や、墳丘周囲の平坦面に分布するくさり礫層など、未確定のまま残された課題も存在した。将来的な史跡の保存と整備にあたっては、発掘調査により、それら課題となっている部分を解明することが必要不可欠であったため、情報の少なかった前方部及び後方部中段、墳丘外の平坦面にトレンチを設定して、第 4 次調査を実施した。

また、昭和 48 年（1973）の調査終了後、崩壊していた竪穴式石槨壁体は積直され、天井石も当初の位置に戻した上で原状復旧されていたようであるが、当時の写真から、東から 3 番目の割れた天井石の下に鉄棒を咬ませた上で、石槨内は空洞のまま埋戻されていることが判明した。

調査終了からすでに 40 年近くが経過していることから、鉄棒の劣化が進んでいる恐れがあり、このまま放置しておく、将来的に鉄棒が折れて、墳頂が陥没する可能性がある。その場合、石槨の保存に影響を与えることに加え、墳丘上に見学者がいた場合には事故につながる恐れがあった。

積直された壁体に関しても、当時、石工等の専門家が立ち会うこともなかったと思われ、倒壊した壁体を単純に積重ねたものと想定された。積直し直後の写真からは、「孕み



写真 4-2 竪穴式石槨壁体積直し後（昭和 48 年調査）

状態が確認できるほか、当時埋戻しに参加された方の話では、一部にモルタルを使用して固めたとい
い、現在の基準に照らし合わせると適切に復元されたとは言い難い。また、内部が空洞のままの状態
では、モルタルの経年劣化や地震などの衝撃により再び倒壊する恐れもあった。

さらには、昭和 48 年（1973）の調査は盗掘状況を確認するための調査であったため、竪穴式石槨内
部だけの限定的な調査にとどまり、墓壙の確認などの手順が省かれていた。東之宮古墳の埋葬施設に
関する情報は、東海地方ないし東日本における古墳を考える上できわめて重要であり、整備後、東之宮
古墳の埋葬施設の特性を見学者に正しく理解してもらう為にも、詳細な調査が必要と考えられた。

以上の理由から、東之宮古墳埋葬施設の現状と構築方法を確認した上で、適切な形で埋戻しを行い、
恒久的な保存を図る必要があるという結論に至った。第 5 次調査として竪穴式石槨を中心とした発掘調
査を平成 24（2012）年度に実施することとなり、専門家による品質管理のもと、石槨内部を真砂土で充
填後に天井石を再設置し、保管していた粘土で上部を覆い、品質を管理した掘削土で埋め戻す作業が実
施された。

平成 25（2013）年度には、これまで 5 次にわたって実施した発掘調査の成果をまとめた報告書『犬山
市埋蔵文化財調査報告書 第 12 集 史跡東之宮古墳』を刊行した。

なお東之宮古墳は史跡に指定されており、発掘調査にあたっては、史跡現状変更許可が必要となる
ため、第 4 次調査及び第 5 次調査に関して、文化庁長官より包括的に現状変更許可を受けた。



写真 4-3 竪穴式石槨内の埋め戻し（平成 24 年）



写真 4-4 天井石の再設置（平成 24 年）



写真 4-5 粘土こねなおし（平成 24 年）



写真 4-6 調査区の埋め戻し（平成 24 年）

表 4-1 東之宮古墳の調査史

年度	内容
昭和 41 年 (1966)	『日本考古学(IV古墳時代 上)』に「瓢箪塚古墳 (東之宮古墳)」掲載
昭和 45 年 (1970)	愛知県教育委員会による重要遺跡指定促進調査の実施。前方後方墳であることが判明
昭和 48 年 (1973)	前方部上の盗掘を発見
昭和 48 年 (1973)	犬山市教育委員会に委託を受けた「東之宮古墳調査団」(顧問:久永春男、調査主任:杉崎章)による発掘調査実施。竪穴式石槨及び内部より副葬品が出土
昭和 50 年 (1975)	国史跡指定
昭和 53 年 (1978)	出土遺物が重要文化財に指定
平成 11 年 (1999)	愛知県史編纂事業により東之宮古墳出土遺物の実測調査。墳丘測量図の作成を実施
平成 14 年 (2002)	史跡東之宮古墳整備事業開始。古墳の保存整備にともなう課題の抽出と整備方針に関する調査研究を行うことを目的として「史跡東之宮古墳保存整備準備委員会」の設置
平成 17 年 (2005)	『史跡東之宮古墳調査報告書』刊行
平成 17 年 (2005) ～平成 19 年 (2007)	調査に関する検討のため「史跡東之宮古墳調査委員会」の設置。 平成 17 年 (1 次)、平成 18 年 (2 次)、平成 19 年 (3 次) にわたる調査を行う。 ・ 1 次: 指定地周辺に設置されたネットフェンスの撤去、樹木の伐採。 三次元レーザースキャナを用いた墳丘及びその周辺の測量の実施。 墳丘の規模を確定することに主眼を置いた 5 箇所のトレンチ調査、葺石の 3 次元レーザースキャナを用いた計測の実施 ・ 2 次: 6 箇所のトレンチ調査、葺石の石材と東之宮基盤層の検討実施 ・ 3 次: 支障となる樹木伐採、6 箇所のトレンチ調査、白山平の地形測量の実施
平成 21 年 (2009)	『史跡東之宮古墳 範囲確認調査報告書』刊行
平成 22 年 (2010)	史跡追加指定の告示を受ける
平成 22 年 (2010)	史跡東之宮古墳整備委員会設置
平成 23 年 (2011) 平成 24 年 (2012)	竪穴式石槨の発掘調査を実施。整備委員会の下部組織として「史跡東之宮古墳整備委員会調査専門部会」の設置
平成 25 年 (2013)	『史跡東之宮古墳』刊行



写真 4-7 天井石移動作業 (昭和 48 年)



写真 4-8 発掘風景 (平成 17 年)

2. 史跡東之宮古墳の調査成果

(1) 東之宮古墳の年代

古墳の年代は墳丘出土の土器と副葬品・埋葬施設から、瀬波の地域に造営された最初の首長墓として位置づけられる。

出土土器には口縁内面端部に明瞭な面を残し、鋭く屈曲する頸部をもつ S 字甕 (B 類の新段階)、器壁の厚化がやや進み、外面ヨコハケを施す S 字甕 (C 類中頃) を含む。おおむね廻間Ⅲ式期前半の様相を示すが、初頭に遡ると考えられる資料も含まれる。また、他に壺や器台にも廻間Ⅲ式期の特徴がみられる。廻間Ⅲ式期前半が主な造営時期と想定されるが、その開始時期は廻間Ⅲ式期初頭まで遡る可能性もある。

副葬品については、三角縁神獣鏡や石製品の組合せ、鉄鏃などの型式から、前期古墳を 5 つに分けたときの 2 ないしは 3 番目に属する古墳と位置づけられる。また、埋葬施設は、壁体や基底部、上部構造から防排水機能が発達した新しい要素をもつ堅穴式石槨で、三角縁神獣鏡や石製品の組合せからみた同時期の古墳との共通性が認められる。

実年代については、土器と副葬品・埋葬施設で基準が異なるものの、おおむね 3 世紀後葉から 4 世紀初頭と想定される。

(2) 東之宮古墳の特徴

東海地方に多くみられる前方後方墳を墳丘形態とし、墳長は盛土変換点での長さ 72m、基底石での長さ 67.2m と当該期の前方後方墳としては大型である。墳丘は二段築成であり、表面には葺石が葺かれている。隣接して東之宮社が鎮座し、古来より神聖な地として管理されてきたため、古墳の保存状況は良好である。

白山平山はチャートによって形成された山で、山頂平坦面付近にはチャートの露頭のほかにくさり礫を含む高位段丘堆積物 (東之宮基盤層) が堆積している状況が確認できる。墳丘は高位段丘堆積物の表層部分を削平した幅広い平坦面 (基盤造成面) 上に築造され、それに際しては、地山の削り出しではなく盛土による構築の可能性が高いと考えられている。これは、大量の盛土と葺石の一部を山麓から持ち上げるという膨大な作業量と労力を伴う特徴的な造営法である。

埋葬施設には長さ 4.93m の長大な堅穴式石槨を構築する。その構造は、基底部に厚く礫を敷き、壁面に板状の石材を用い、平滑に加工した天井石を使用するといった本格的なものであるとともに、丁寧につくられた様子もうかがえる。天井石は他地域から持ち込まれたものであると考えられるが、現段階では産地は判明していない。

副葬された銅鏡は 11 面という数量もさることながら、波文帯神獣鏡群として良好な組合せを示す三角縁神獣鏡 4 面や東海地方に特徴的にみられる人物禽獣文鏡 4 面を含むなど、特色ある構成となる。また、鍬形石や車輪石、石釧、合子形石製品といった石製品は良質の石材で巧緻につくられたものを揃えており、4 種類の器種を備えている点も希少な組合せである。

大量の鉄製武器や工具もふくめて、副葬品は、当該期の古墳のなかでも質・量ともに卓越する。当時の中心地域である畿内の大型古墳にも見劣りしない内容であり、東日本の前期古墳において傑出した

存在である。被葬者像からも、東海地方の前期古墳の画期となる古墳であるとともに、西日本と東日本を巻込んだ大きな変動を背景として造営された古墳であると位置づけられる。

(3) 東之宮古墳の調査意義

一連の調査の成果から、副葬品、埋葬施設、墳丘といった様々な古墳時代の研究に重要な材料を提供してきた。こうした研究や副葬品の質・量をはじめとする東之宮古墳の内容の豊富さは東海地方を代表する古墳であるとともに、前期古墳の代表的な存在としても評価されている。

個別の研究に加え、学史的には、この古墳の検討を通じて地域における古墳の評価という見方を育んできたことも特筆すべき点である。地域に焦点をあてた多角的な検討から、その地域の様相を表出させ、独自性も浮かび上がらせることができる。さらにその土地がもつ風土や伝統も踏まえることで、地域の歴史と強く結びついた理解も可能にする。こうした地域を意識した視点は地域独自の特徴や文化が突然形づくられるのではなく、弥生時代以来の風習や伝統が古墳時代になっても地域のなかに流れつづけているという視点も生み出した。

東之宮古墳を始点として生まれ、発展してきた視点は地域の古墳の見方だけでなく、古墳自体の見方や調査研究に多大な影響を与えている。

(4) 今後の調査・研究対象としての価値

多様な構成要素について詳細な情報を提供する東之宮古墳は貴重な基礎資料であり、今後検討が進められることが期待される。

濃尾平野において、正式な発掘調査を経て、墳丘の詳細や埋葬施設の構造についてわかる前方後方墳例は限られており、副葬品の全容やその詳細な特徴が知られる例も少ない。東之宮古墳から発見された、埋葬施設に畿内的な竪穴式石槨を採用した古墳の位置づけにはさらなる検討が必要であるほか、副葬品の品目や配置の状況における畿内の古墳との共通性、副葬品に三角縁神獣鏡 4 面が含まれることなども、東之宮古墳造営の背景や被葬者像、あるいは、この地域の歴史的展開を考える貴重な材料となると考えられる。

今後は東之宮古墳の調査・研究を、瀬波地域の大口町白山 1 号墳や小牧市小木古墳群といった周辺の古墳のみならず、東日本、西日本の古墳との対比に着目して進めることによって、さらなる前期古墳の地域的・歴史的展開を解き明かし得る可能性があると言えよう。

3. 東之宮古墳と弥生・古墳時代研究

東之宮古墳や出土品の検討を通じて、弥生～古墳時代において東海地方が果たした役割、前方後方形という独特の墳形のもつ意味、邪馬台国時代の東海地方の位置づけなど、様々な学説が生みだされてきた。主な論をいくつか挙げると、

赤塚次郎 1992 「東海系のトレースー 3・4世紀の伊勢湾沿岸地域」『古代文化』44-6

赤塚次郎 1995 「人物禽獣文鏡」『考古学フォーラム』6

赤塚次郎 1996 「前方後方墳の定着ー東海系文化の波及と葛藤ー」『考古学研究』43-2

白石太一郎 2000 『古墳の語る古代史』岩波書店

白石太一郎 2013 『古墳からみた倭国の形成と展開』 敬文舎

大阪府立近つ飛鳥博物館 2017 『東国尾張とヤマト王権』

中井正幸 2005 『東海古墳文化の研究』 雄山閣

こうした研究を通じ、東海地方の弥生時代後期に誕生した独特の土器型式、さらに前方後方形というカタチの墳墓が他地域に強い影響を及ぼしたことが解明された。こうした図式は魏志倭人伝に描かれた、邪馬台国と対立した狗奴国の姿と重なる。また地域に分布がまとまる倭鏡や特色ある石製品ほか副葬品も、この地の独自勢力が古墳時代前期においても継承されたことを示すものと考えられている。

倭のクニグニが王権を形成し国家へと発展してゆく過程を解明する上で、きわめて重要な位置を占める古墳である。それと共に地域の歴史を生き生きと物語る上で果たす役割も大きい。

4. 東之宮古墳と^{にわ}邇波

(1) ^{にわ}邇波について

東之宮古墳は、半径約 12 km の広大な木曾川(犬山)扇状地を木曾川が流れる旧丹羽郡に位置する。かつては複数の分流した河川が見られた扇状地景観は、江戸時代初頭の御囲堤の完成によって大きく変化した。犬山市域を含む旧丹羽郡は、おおむね「^{にわ}邇波」といわれた領域と重複するものと考えられてきた。古代における丹羽郡とは「^{にわ}邇波県」(旧事本紀・続日本後紀)の存在と密接に関係し、その領域がのちに旧丹羽郡として設定されたものと推定することもできる。

丹羽郡には他に県主で前利連(続日本後紀)や、丹羽建部・凡人部・棕橋部・海部・石作部といった部の設置が推定されている。おおむね衆目の一致を見ている郷域としては、一宮市丹陽町を含む一帯の「^{あずら}吾鬘郷」、一宮市丹羽を含む「^{にわ}丹羽郷」、一宮市千秋町から江南市南端にかけての「^{ほづみ}穂積郷」、丹羽郡扶桑町から江南市北東部にかけての「^{さきと}前刀郷」、犬山市羽黒を中心とした「^{こゆみ}小弓郷」、丹羽郡大口町から江南市にかけての「^{おぐち}小口郷」がある。

こうした古代における郡・郷の配置、さらには犬山市入鹿池周辺に置かれたとされる「^{いるかのみやけ}入鹿屯倉」の存在などを含めると、「^{にわ}邇波」の領域はおおむね現在の犬山市域から大口町・扶桑町、江南市・岩倉市域を含み、一宮市の南・西辺、小牧市北部域など、広大な木曾川(犬山)扇状地そのものであると想定できる。

(2) ^{にわ}邇波四代の王墓

古墳時代を中心とした^{にわ}邇波の代表的な王墓の動向を見ると、地域的な動きと時期的な差に特徴を見ることができる。

木曾川(犬山)扇状地に残る古墳の動向として、「^{にわ}邇波四代の王墓」と呼称する四つの大型前方後円(方)墳が造営された。これが、犬山市域に所在する東之宮古墳・妙感寺古墳・青塚古墳と対岸の各務原市鵜沼地区に所在する坊の塚古墳である。

造営順はその特徴から、東之宮古墳・青塚古墳・坊の塚古墳・妙感寺古墳であるが、造営間隔には偏差が見られる。青塚古墳と坊の塚古墳は比較的間隔が小さく、東之宮古墳から青塚古墳へと坊の塚古墳から妙感寺古墳への造営にはやや時間幅が想定できる。前者には前方後方墳から前方後円墳への墳形の変化という特徴、後者には「大毛池田層」という未曾有の洪水層の堆積(西暦 400 年前後)に象徴される気象変動の介在する動きが見られ、犬山市域を北から南へ大型墳の造営が移動するような在り方を示している。

そして墳形の特徴から 5 世紀前半段階に妙感寺古墳が造営されたと位置づけると、3 世紀後半の東之宮古墳の造営に始まり 5 世紀にかけて、犬山市域を中心に大型墳が造営されたことが窺える。^{にわ}邇波という領域に地域的・地縁的關係を機軸にする部族社会が生まれていった時代において、その最古最大の前方後方墳として東之宮古墳が造営された。

(3) 東之宮古墳と「^{つぬ}都奴」郷

東之宮古墳の被葬者は狗奴国と邪馬台国が緊張状態であった 3 世紀中葉から後半を中心に活躍した人物と思われ、その抗争期を経て初期ヤマト王権誕生に至る激動期を生き抜いた王でもあった。東之

宮古墳の造営主体について考える前提とし、東之宮古墳は邇波の「沼（都奴）」郷に存在したと推定する意見もある。

邇波郡上沼・下沼郷は古くから犬山市上野と扶桑町下野に比定され、葉栗郡河沼郷は現在の岐阜県各務原市川島地区に比定されており、さらに葉栗郡内ではその西に大沼郷が存在したと推定できる。そうすると、木曾本流域の氾濫域とその複雑な河道や小規模な高まりの群れは「沼」「都奴」と広く呼称されていた可能性が高いことになろう。

そこで地籍や古地図・明治期の空撮写真等から河道痕跡を推定すると、複雑に入り組む小河川と微高地の展開する景観が想定できる。これを「沼郷」と呼ぶこととすると、東之宮古墳は沼郷の東部端に位置し、その郷域は木曾本流の氾濫帯と段丘崖からの湧水が混在する湿地と河、そしてその広い河原と細長い微高地景観が織りなす景観が想定される。その地は水深の浅い泥土が溜まった、まさに「沼」という風景に相応しい。これを、おおむね旧犬山町域・扶桑町北部域・各務原市鵜沼地区を含めた領域の風景と考えることができる。

沼郷には、2・3世紀の遺跡分布から幾つかの遺跡が散在することがわかっている。そのうち、木曾分流地点の微高地に位置する二つの遺跡に注目すると、一つは上沼郷の犬山市上野遺跡である。古墳時代前半期の土器等が発見されており、縄文以来人びとが定着した場所である。もう一つは各務原市鵜沼の古市場遺跡群である。両者とも本格的な調査はなされていないが、古くからの街道（古東山道）と渡河地点（内田渡）があり、河と交通路、山塊と扇状地の要に位置する遺跡といえる。なお前者には立野神社、後者には村国真墨田神社という式内社があり、そのほか、犬山の城山には針綱神社、伊木山が位置するその左岸には扶桑町の山那神社等も見られる。

東之宮古墳は白山平山と呼ばれる山塊に位置し、古市場遺跡群より眺めると東方、各務原市から続く山並みが閉じる南端にあたる。東之宮古墳の主軸方向は鵜沼古市場遺跡群を指向し、かつ冬至の太陽が昇る正方位の位置にあり、古市場遺跡群を中心として、東之宮古墳の被葬者とその仲間達、さらにはその造営母体となる集団の生活が繰り広げられたと想定できる。また、邇波四代の王墓のうち3基が、古市場遺跡群を取り巻く各務原市鵜沼から犬山市内田に造営されている。

以上のように、東之宮古墳は邇波の沼郷、木曾分流域の扇の要の場所に造営された。その主体は鵜沼古市場遺跡群を中心とし、そこから望む王が眠る山塊は、まさに太陽が昇る神奈備山に位置づけられ、邇波初代の王墓として、その後の木曾川(犬山)扇状地を地盤とするまとまりの祖霊として奉られた。時代が変わり信仰のかたちに変化しようと、犬山市内田地区が広く霊場・信仰の場として現在まで継承されているのは、そこにこの地の開闢の歴史が深く、強く埋込まれていたためと察せられる。

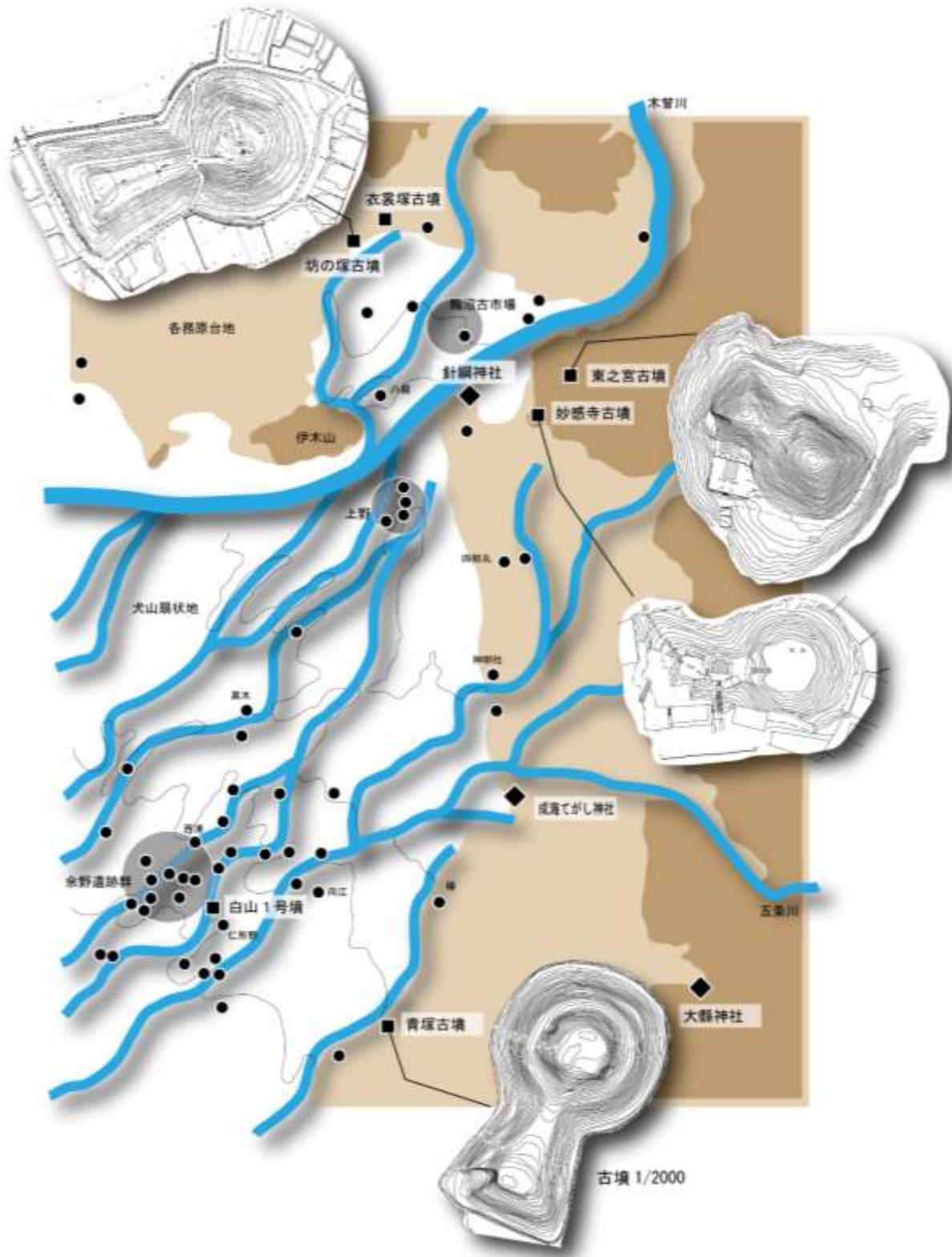


図 4-1 瀬波 4 代の王墓 (●は集落遺跡)

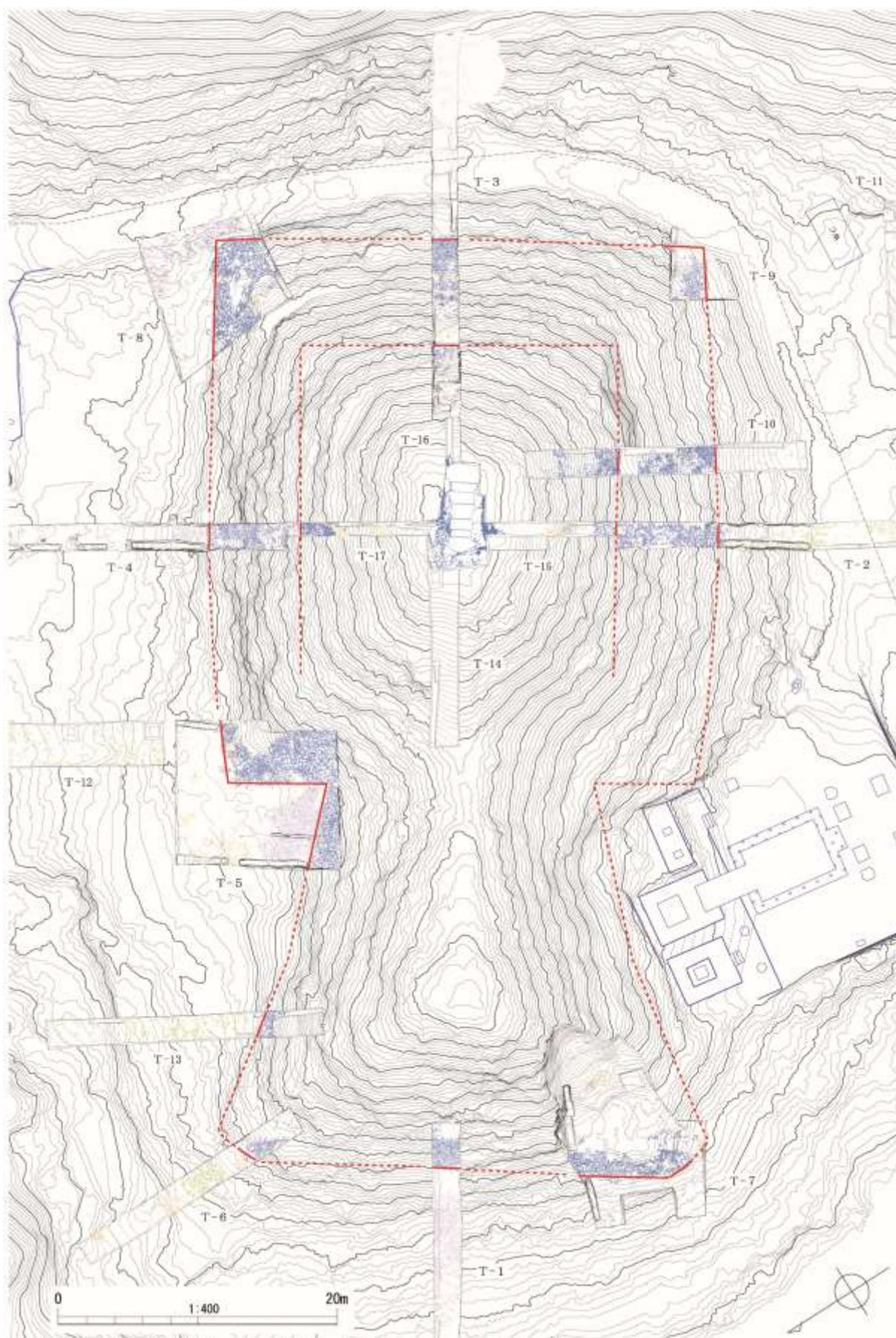


图 4-2 東之宮古墳墳丘復元図

第5章 史跡東之宮古墳の価値

1. 史跡東之宮古墳の本質的価値

(1) 前方後方墳の墳墓の形態が残されている古墳

濃尾平野の古墳群のなかでも前期に築造された東之宮古墳は、古来より神聖な地とされてきた白山平山頂に位置し、東日本に特徴的な形態である前方後方墳の墳形が良好な状態で保全されてきた史跡である。墳丘出土の土器と副葬品・埋葬施設から、おおむね3世紀後葉から4世紀初頭の瀬波の地域に造営された最初の首長墓として位置づけられ、正式な発掘調査を経て、墳丘の詳細や埋葬施設の構造、副葬品の全容や特徴などが数多く確認されている、濃尾平野における稀有な例である。

(2) 東海地方の古墳時代前期を代表する本格的な埋葬施設

東之宮古墳は、埋葬施設である竪穴式石槨の形態と構造が発掘調査で明らかにされている貴重な古墳である。長さ4.93m、幅96cmの長大な竪穴式石槨は、壁体や基底部、上部構造から防排水機能が発達した新しい要素をもち、その構造は、基底部に厚く礫を敷き、壁面に板状の石材を用い、他地域から持ち込まれて平滑に加工された天井石が用いられた本格的なものである。三角縁神獣鏡や石製品の組合せからみた同時期の古墳との共通性が認められ、東海地方ないし東日本における古墳を考える上できわめて重要と言える。

(3) 東海地方の前期古墳の代表となる豊富な出土遺物

副葬品として、波文帯神獣鏡群として良好な組合せを示す三角縁神獣鏡4面や東海地方に特徴的にみられる人物禽獣文鏡4面を含む11面の銅鏡、鍬形石や車輪石、石釧、合子形石製品といった石製品、大量の鉄製武器や工具等が出土した。当該期の古墳のなかでも質・量ともに卓越する副葬品は、当時の中心地域である畿内の大型古墳に見劣りしない内容であり、当地の独自勢力が古墳時代前期においても継承されたことを知ることができる。

(4) 弥生・古墳時代研究の鍵となる稀有な古墳

東之宮古墳は、古墳時代の倭のクニグニによる王権の形成、国家への発展の過程等の政治・社会を解明する上できわめて重要な位置を占める。周囲の古墳の調査成果とも合わせ、古代における瀬波の「沼(都奴)」郷の王の系譜も明らかにされつつあり、東之宮古墳は、東海地方の前期古墳の画期となるとともに、弥生・古墳時代の西日本と東日本の政治・社会変動を視野に入れた、数々の学術的な問題を検討する上で鍵となる古墳である。

2. 史跡東之宮古墳の構成要素

史跡東之宮古墳では昭和48年(1973)の盗掘後の調査にはじまり、平成17～19年(2005～2007)の範囲確認調査、平成23・24年(2011・2012)の保存・整備を目的とした調査と計6回の発掘調査が行われてきた。これらの発掘調査や出土遺物についての基礎的な検討結果から、史跡東之宮古墳の本質的価値を構成する諸要素を下表のように整理する。

表 5-1 史跡東之宮古墳の構成要素

構成要素の分類		構成要素の詳細
(1) 本質的価値を構成する諸要素	墳丘と平坦面	前方後方墳、平坦面 段築、葺石(砂岩、川原石、チャート)
	埋葬施設	後方部 竪穴式石槨 前方部 未確認
	副葬品と土器	【京都国立博物館】 古墳時代：銅鏡、玉類、石製品、鉄製品 【市教育委員会】 古墳時代：玉類、土器
(2) 本質的価値に関連する諸要素	文化財活用施設	史跡標柱、説明板
	管理施設等	遊歩道
(3) 史跡の保護に留意する要素	植生	高・中木、低木、草本
	出土遺物	須恵器、灰釉陶器類、土師器
	宗教関連施設	東之宮社 本殿、拝殿、渡殿、末社、階段、玉垣、石積、建物基礎 等
	その他(石碑等)	常夜灯、狛狗、手水、蠟燭台、石碑、鳥居、のぼり立て、のぼりポール
(4) 上記以外の要素	史跡の保護に有効でない要素	破損したトイレ、水道

(1) 本質的価値を構成する諸要素

① 墳丘と平坦面

東之宮古墳は木曾川左岸、標高 143m の白山平山頂に位置する。山頂からの見晴らしは非常に良好で、濃尾平野が一望でき、白山平山頂には、人為的に削り出された平坦面「東之宮基盤層」（高位段丘堆積物）があり、この上に東之宮古墳が造営された。

東之宮古墳の平坦面、墳丘の形態と大きさ、段丘と葺石、墳丘の構築について、以下に述べる。

表 5-2 本質的価値を構成する諸要素 —墳丘と平坦面—

区分	6 回の発掘調査で解明した概要と現状
平坦面	<ul style="list-style-type: none"> 白山平山頂付近にはチャートの岩盤とその上部に堆積した高位段丘堆積層「東之宮基盤層」が存在する。造営時にはこれらの基盤層を掘削・盛土し、山頂付近をほぼ平坦（標高約 131～135m）に造成して「東之宮古墳基盤造成面」が成形されたと考えられる。 墳丘はこの平坦面のほぼ中央部に位置し、基盤造成面上への盛土によって造営された。
形態と大きさ	<ul style="list-style-type: none"> 南東－北西方向に主軸をとる前方後方墳。 斜面には葺石を施し、後方部は 2 段築成。 墳長は基底石を起点とすると約 67m、盛土変換点を起点とすると約 72m（後方部長 39m、幅 36m、前方部長 28m、幅 35m）、高さは後方部で約 9m、前方部で約 7m、後方部はほぼ正方形、前方部はやや長い墳丘形態。
段築と葺石	<ul style="list-style-type: none"> 後方部は 6 箇所の特レンチで 2 段築成の状況を確認。 第 1 段斜面と第 2 段斜面の間には幅 1m 程度のテラスがめぐる。第 1 段斜面の高さは約 3.5m、第 2 段斜面の高さは現状で約 4m に復元できる。 各斜面の角度は約 30 度の傾斜で、前方部前面やくびれ部の斜面の角度は約 40 度の傾斜となる。 葺石の基底石にはやや大ぶりの石材。石材の長軸を裾部に平行に置くもの、石材の長軸を縦方向にして斜面に立てかけるものがある。前者が多く、後者はくびれ部や後方部第 2 段斜面では、裏込めを用いたとみられるところもある。石材は赤や白、青色といったチャートが主体的で、くさり礫や砂岩、濃尾流紋岩を少し含む。
墳丘の構築	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘は基本的に盛土で構成されている。土手をつくり、その内側を水平になるように土を積上げた状況が観察される箇所もある。チャートの細片を多く含む土が多く用いられ、このチャートの細片は人為的に混ぜられた可能性がある。 墳丘裾部の各特レンチで、墳丘盛土、裾部盛土、造成盛土の 3 種類の盛土を確認。東之宮基盤層上には造成盛土を施し、造成面を調整する。裾部盛土は基底石より外側に広がる盛土で、ほとんどの基底石より外側に広がっていることになるが、基底石列のラインを墳裾とした。



写真 5-1 葺石の種類
(左から砂岩、河原石、チャート)



写真 5-2 墳丘盛土

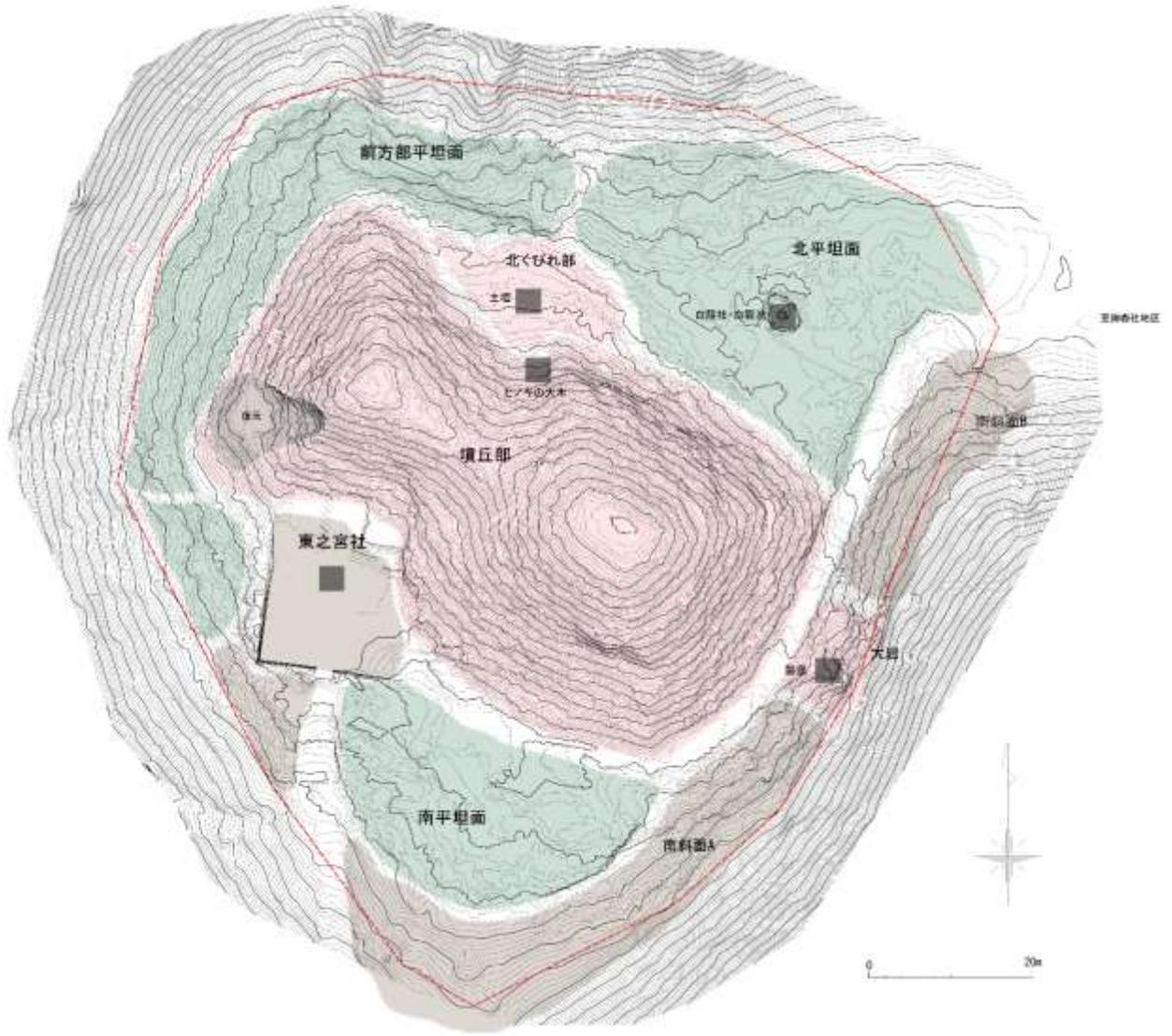


図 5-1 東之宮古墳の墳丘と平坦面

② 埋葬施設

東之宮古墳の中心埋葬施設は後方部中央に築かれた竪穴式石槨である。中軸を南東―北西方向に向け、二段墓壇のなかに構築している。基底部には礫を敷き、その上に壁体と粘土床を構築している。壁体を上端まで積上げた後に、天井石を7枚置いている。その上に被覆粘土を施し、粘土の周囲に被覆礫を帯状にめぐらし、墓壇内を土で埋めている。

墓壇、基底部構造、粘土床、壁体、天井石、被覆粘土・礫と埋土、赤色顔料、石材、塊石・粘土塊集積（小石室）、前方部の施設について、以下に述べる。



写真 5-3 竪穴式石槨全景 西から

表 5-3 本質的価値を構成する諸要素 ―埋葬施設―

区分	6回の発掘調査で解明した概要と現状
墓壇	<ul style="list-style-type: none"> 墓壇は斜面の途中にテラスをもうけた二段墓壇である。規模は墓壇上端で東西長 11m、南北長 7m、下段墓壇上端で南北長 4.5m に復元できる。墓壇の規模は調査前に実施した地中レーダ探査成果ともほぼ一致した。深さは検出した墓壇上端から墓壇底まで 2.7m 程度。なお墓壇底の調査は部分的なもので全体の形状は確認できていない。テラス幅は北側が約 30 cm、東側が約 60 cm、南側が約 90 cm と差がある。また、上段墓壇斜面の傾斜は南・北・西側に比べ、東側では緩やかとなる。 墓壇の構築にあたり、土手状の盛土を利用したとみられる盛土層がある。石槨の構築と墳丘上半の形成が一体のものとしておこなわれた可能性を示唆する。
基底部構造	<ul style="list-style-type: none"> 墓壇底上に大きさ 5 cm 前後の礫を厚さ 40 cm 程度敷く。 部分的な確認のため、墓壇底全体に礫が敷詰められているかは確認できていない。
粘土床	<ul style="list-style-type: none"> 基底部礫層を凹めてその上に厚さ 10～15 cm 程度の粘土を貼って粘土床とする。粘土は灰白色を呈する。粘土床は長さ 4.93m、東小口付近の幅が 0.7m、西小口付近の幅が 0.6m、最大幅 0.8m となる。平面形は東西端部の形状が異なる。東小口は一枚石と接して直線的となるのに対して西小口は外側にやや膨らむ。横断面は緩い U 字状を呈し、東西小口の縦断面は緩やかな弧を描きながら上方へ向かう。 粘土床の形態から、棺の形態は底面の横断面と縦断面がともに緩い弧状を呈したと思われる。昭和 48 年調査で出土した木片の分析から、棺はコウヤマキ製であることを再度確認した。
壁体	<ul style="list-style-type: none"> 基底部礫層の上に壁体を築く。石槨の内法は長さ 4.93m、最大幅約 1m、高さ 1.2m。平面形はほぼ長方形を呈する。 壁面には形状が板状の石材を主体的に用いる。2 種類の砂岩とチャートが主で、一部にハンレイ岩がみられる。確認できた範囲では長手積みが多くみられる。 壁面はほぼ直立するように積上げるが、西小口では、高さ 50 cm より上を持ち送るように積上げる。東小口の下半には高さ 45 cm 以上、幅 1m 以上、厚さは確認できる範囲で 12 cm の砂岩の一枚石を用いる。このような一枚石の壁面への使用例は他に例がなく、東之宮古墳竪穴式石槨の大きな特徴となる。 控積みには、塊石と礫に加え板石を用いる。積み方は上層と下層で異なり、上層は塊石と礫を層状に、下層は塊石と礫が混ざり合うように積上げている。その積上げは基底部礫層上からはじまるものと思われ、上面は墓壇テラス面とほぼ一致する。

天井石	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 枚の扁平な砂岩の石材を置く。7 枚とも同質の砂岩を用いる。天井石同士が接する辺と下面を非常に丁寧に加工し、平滑な面を整える。両端の第 1・7 石に大型、中央の第 4 石にやや大型の石材、その間に小・中型の石材を配置する。
被覆粘土	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天井石上の被覆粘土の形状は屋根形に整えられていた。範囲は南北側と東側で異なるようで、南北側は下段墓壇上端より内側、東側は下段墓壇上端と一致するように施す。被覆粘土の端と一部重ねて外側に向かって礫を敷く。その範囲は、南北側で下段墓壇上端までを覆い、東側でテラスに達する。 ・ くさり礫を多く含む土と少し含む土の 2 種類を使用して、細かい単位で墓壇内を埋める。くさり礫を多く含む土は墳丘盛土にはほとんどみられず、墓壇内を埋めるために用意された可能性がある。
赤色顔料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤色顔料の塗布は壁面、粘土床上で認められる。天井石下面と一枚石では確認されていない。壁面に使用された石材にはベンガラと朱の 2 種類の赤色顔料がみられる。積直し部分も含めた赤色顔料の分析から、1 個の石材での赤色顔料の使われ方にはベンガラ、朱、ベンガラ+朱が認められた。壁面で原位置を保つ石材に朱の付着は確認できず、壁面に朱が塗布されたかどうかは判断できない。保管されていた採集資料から、粘土床上での朱の使用が確認された。 ・ 平成 23・24 年の調査では、粘土床上の赤色顔料の広がりほとんど確認できていないが、昭和 48 年調査時の記録から、頭部付近に赤色顔料を塗布した様子をうかがうことができる。また、頭部付近以外にも赤色顔料が塗布された可能性もある。
石材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁体には主に 2 種類の砂岩とチャートが使用される。一部にハンレイ岩もみられる。 ・ チャートは美濃帯に普遍的にみられるもので、白山平山周辺など古墳の周囲にもみられる。チャートは周辺の近場から、砂岩は遠方の産地から運ばれてきたものを使用した可能性がある。 ・ 砂岩は美濃帯中からの採取とされる。天井石と一枚石、壁面の一部で使用された砂岩は、三重県亀山市や津市芸濃町付近に分布する鈴鹿層群や一志層群が採取地の候補としてあげられる。
塊石・粘土塊集積（小石室）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査区北西にある塊石や粘土塊による構築物で、地中レーダ探査と磁気探査によって内部の状況を調査したが、探査の結果から下部に空間は確認できず、金属反応も得られていない。 ・ 石槨構築に用いた石材や粘土を固めたものと考えられる。円盤状の粘土塊が、平野から山の上までの粘土の運搬形態を示すものとみれば興味深い例となる。
前方部の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地中レーダ探査の結果、前方部で長さ 5 m、幅 3 m 程度の石材を用いた構築物とみられる遺構を確認。発掘調査は実施していないため、詳細不明。

なお、平成 23・24 年（2011・2012）の調査では、構築過程の復元について次の手順が導かれた。墓壇の形成後、墓壇底に礫を敷く。その後は、基底石→粘土床、粘土床→基底石の 2 つの手順が想定できる。前者は一枚石→粘土床→基底石と基底石→粘土床の 2 通りの順序が想定できる。壁体を積上げた後、天井石を置き、その上部に被覆粘土を施し、その周囲に被覆礫を帯状にめぐらし墓壇内を土で埋めるといった構築の様子が復元できる。

③ 副葬品と土器

東之宮古墳においては、昭和48年（1973）の発掘時を中心に、竪穴式石槨から銅鏡（後漢鏡1、三角縁神獸鏡4、倭鏡6）、玉類（勾玉3、管玉138）、石製品（鍬形石1、車輪石1、石釧3、合子形石製品2）、Y字形鉄製品2、武器（鉄鏃6、鉄刀9、鉄剣4、鉄剣槍17）、工具・その他（短冊形鉄斧3、有袋鉄斧3、鑿2、鉋1、刀子1、針1）、不明鉄製品11と多数の副葬品が出土した。詳細は以下の通りである。



写真5-4 副葬品出土状況 西

表5-4 本質的価値を構成する諸要素 —副葬品と土器—

区分	6回の発掘調査で解明した概要と現状
銅鏡	<ul style="list-style-type: none"> ・複数系統の鏡群（後漢鏡1面、三角縁神獸鏡4面、倭鏡6面）で構成。 ・4面の人物禽獸文鏡が特徴的で、うち1面は棺内からの出土である。棺内に1面の鏡を副葬する場合、一般的には漢鏡であることが多いが、人物禽獸文鏡のような倭鏡を優先させたことは異例。 ・三角縁神獸鏡は新しい段階のまとまりを示し、年代の重要な手がかりとなる。
玉類	<ul style="list-style-type: none"> ・勾玉3点、管玉138点 ・勾玉：3点の内2点が頭部に線刻をもつ丁字頭勾玉 ・管玉：大きさにより2つに区分。管長1cm前後、管径1mm前後のもの（I群）と管長1.5cm前後、管径5mm以上のもの（II群）がある。 ・昭和48年調査より、おおむね2つのまとまりから出土したとみられる。
石製品	<ul style="list-style-type: none"> ・鍬形石1点、車輪石1点、石釧3点、合子形石製品2点 ・硬質の石材を使い精巧につくられ、それぞれの形態や装飾、合子形石製品の紐孔が機能性を保持することなどから古相を示す良好な一括資料。
鉄製品	<ul style="list-style-type: none"> ・Y字形鉄製品2、武器（鉄鏃6、鉄刀9、鉄剣4、鉄剣槍17）、工具・その他（短冊形鉄斧3、有袋鉄斧3、鑿2、鉋1、刀子1、針1）、不明鉄製品11 ・Y字形鉄製品は他に類例が3例しかない特殊な器物で、各地の有力古墳に副葬される傾向がある。東之宮古墳を評価する重要な資料である。 ・鉄鏃は出土数が6点と少ないが3つの形式からなり、年代的位置づけの材料となる。 ・鉄刀、鉄剣、鉄剣槍についてはX線写真から目釘孔などの様子を確認。鉄剣槍に残る装具からは、ヤリと断定する根拠は得られなかったが、出土状況から1～2m程度の柄の存在が想定できる。 ・短冊形鉄斧、有袋鉄斧、鑿、鉋、刀子といった工具や針など豊富な器種が副葬され、古墳時代前期の代表的な工具が網羅される一方で、農具を全く含まない点、短冊形鉄斧の出土数が3点と多い点が注目できる。 ・不明鉄製品には、板状の片側に刃部をもつ製品を含む。破片資料のため全体の形は不明であり、類似する例も見当たらない。今後、類例の増加が待たれる。
土器	<ul style="list-style-type: none"> ・S字甕、壺、器台の破片を確認。 ・後方部頂、後方部、くびれ部、前方部の墳丘各所から出土するが、トレンチにより疎密がみられる。墳頂部付近で出土した土器は小型かつ精製品が中心で、特別な祭祀に用いられたものと推定される。

(2) 本質的価値に関連する諸要素

既存の文化財活用施設として、当初の発掘調査と史跡指定を受けて、花崗岩製の史跡標柱と木製の説明板が建立されている。

史跡標柱は、当初の史跡指定後に設置された花崗岩製で高さ2.15mのものである。毛筆体で史跡名を印刻したうえで、黒で墨入れを施している。

説明板は規模2.2m×1.0m×高さ2.7mの木製で、間知石積みで基壇を造り、反りのある銅板一文字草の切妻屋根に、檜の一枚板に説明文を毛筆している。



写真 5-5 史跡標柱と説明版

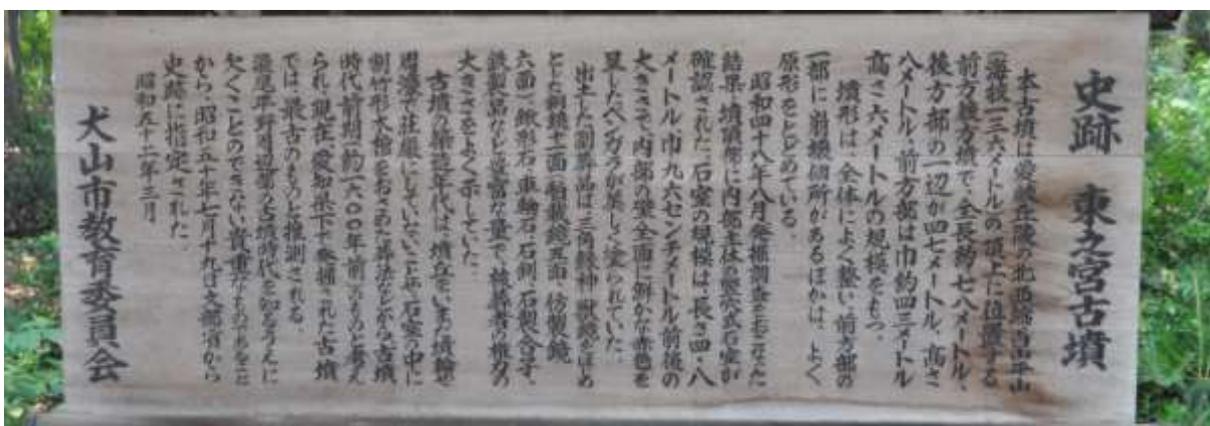


写真 5-6 史跡 東之宮古墳の説明板

史跡 東之宮古墳

本古墳は愛岐丘陵の北西端、白山平山（海拔一三六メートル）の頂上に位置する前方後方墳で、全長約七八メートル、後方部の一辺が四七メートル、高さ八メートル、前方部は巾約四三メートル高さ六メートルの規模をもつ。

墳形は全体によく整い、前方部の一部に崩壊個所があるほかは、よく原形をとどめている。

昭和四十八年八月、発掘調査をおこなった結果、墳頂部に内部主体の堅穴式石室が確認された。石室の規模は、長さ四・八メートル、巾九六センチメートル前後の大きさで、内部の壁全面に鮮やかな赤色を呈したベンガラが美しく塗られていた。

出土した副葬品は、三角縁神獣鏡をはじめとした銅鏡十一面（舶載鏡五面、仿製鏡六面）、鍬形石、車輪石、石釧、石製合子、鉄製品など豊富な量で、被葬者の権力の大きさをよく示していた。

古墳の築造年代は、墳丘をいまだ墳輪や周濠で荘厳にしていることや、石室の中に割竹形木棺をおさめた葬法などから、古墳時代前期約一六〇〇年前）のものと考えられ、現在、愛知県下で発掘された古墳では、最古のものと推測される。濃尾平野周辺部の古墳時代を知るうえで、欠くことのできない貴重なものであることから、昭和五十年七月十九日文部省から史跡に指定された。

図 5-2 史跡の説明文

(3) 史跡の保護に留意する要素

宗教関連施設としては、墳丘くびれ部南側に東之宮社と摂社、前方部北側裾の平坦部に白龍大神の祠が立地している。東之宮社の創建は慶長11年(1606)。祭神は尾治針名根連命荒霊を祀っており、小規模ながら建造物として本殿・拝殿・渡殿、摂社(秋葉社・津島社、湊川社)を有し、区画のための石垣と玉垣、周辺の施設として、鳥居2基、燈籠7対、狛犬3対などがある。

白龍大明神の創建は不明であるが、東側の尾根筋に御嶽山信仰の祠があり、これに関連したものと考えられる。石積で池と中島をつくり、流造の祠を配置している。その他、砂岩系の川原石に白龍大神と印刻した石碑があるほか、石造の蠟燭台と木製の供物台がある。

東之宮社の社叢は、氏子によって植林され、社寺林として所有管理されてきた。チャート系を主体とする墳丘表面に根系が貫入するなど影響があるが、樹冠が降雨を和らげている。



写真 5-7 東之宮社



写真 5-8 東之宮社参道

表 5-5 史跡の保護に留意する諸要素

区分		概要と現状
宗教関連施設	東之宮社	<ul style="list-style-type: none"> ・創建：慶長11年(1606) ・祭神：尾治針名根連命荒霊 ・建造物：本殿・拝殿・渡殿・摂社(秋葉社・津島社・湊川社本殿)、石垣と玉垣、鳥居2基、燈籠7対、狛犬3対など ・本殿：大社造り銅板一文字葺、規模2.0m×2.3m×高さ2.6m(最高高さ3.8m)、軒高1.6m。 ・拝殿：棧瓦葺の桁行3間、梁行3間、総檜切妻造。妻入りの破風板に2ヶ所の懸魚の飾りあり(規模3.9m×3.7m×高さ4.11m、軒高3.08m) ・渡殿：切妻造の銅版一文字葺の桁行1間、梁行3間(規模1.82m×5.28m×高さ2.282m、軒高1.97m) ・秋葉社・津島社：総檜の大社造の小さなもの。(規模0.78m×0.68m×高さ0.84m(最高高さ1.20m)、軒高1.48m) ・湊川社：総檜の大社造。(規模1.3m×1.3m×高さ1.6m(最高高さ2.8m)、軒高1.0m) ・鳥居：木製(銅板巻)の神明鳥居。(高さ3.97m、巾4.88m) / 花崗岩製の神明鳥居。(高さ：3.83m、巾：3.86m) ・石灯籠：神明燈籠(高さ1.68m)、春日灯籠(高さ1.93m)、六角燈籠(高さ1.63m)、四角燈籠。いずれも花崗岩製。 ・手水：砂岩系の自然石を割って天端を出し、卵型の水穴を穿っている。 ・狛犬：3対あり、石材や劣化状況から数度交換、古いものを移設転用している。
	白龍大明神	<ul style="list-style-type: none"> ・創建：不明 ・建造物：石積の池と中島、流造の祠、砂岩系の川原石に白龍大神と印刻した石碑、石造の蠟燭台と木製の供物台
	社叢林	<ul style="list-style-type: none"> ・氏子によって植林されている東之宮社の社叢林。 ・墳丘表面に根系が貫入するなど影響はあるが、樹冠が降雨を和らげている。

(4) 上記以外の要素

史跡の保護に有効でない要素として、破損した建造物であるトイレと水道管がある。

トイレはブロック積みと木軸の混構造石綿スレート波板葺きの簡易なもので、建具や便器が大きく破損していて、長年利用されていない。

水道管は、旧おとぎ列車の水源として、日本モンキーパークから史跡指定地を通り、登山道にそって南側の駐車場付近のおとぎ列車の跡地まで敷設している。大半が露出し部分的に破損しているが、年に数度清掃等の際に水源として利用されている。



写真 5-9 破損したトイレ

第6章 保存管理にあたっての基本的考え方

1. 保存管理上の課題

(1) 保存管理に係る課題

①墳丘と平坦面の保存

墳丘は東日本に特徴的な形態である前方後方墳の墳形が良好な状態で保存されてきているが、前方部南側コーナーに掘削されている箇所がある。また、墳丘周辺の平坦部は、墳丘築造に伴い人為的に地形改変が行われた可能性が高い。そのため、墳丘表土と平坦面とともに定期的な観察を行い、確実な保存管理を行う必要がある。

②竪穴式石槨の保存

本来の壁面構造を分析調査した上で、竪穴式石槨内を砂で充填して埋め戻すことで、側壁の倒壊と墳頂部の陥没を防止する措置をとっているが、東之宮古墳の本質的価値である竪穴式石槨の確実な保存のための定期的な観察が必要となる。

③墳丘上の樹木の管理

墳丘や葺石などの遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木が生育しているため、定期的な観察による伐採、剪定などを確実に進めることが必要となる。

④史跡の保護に留意する要素の保存

東之宮古墳と一体となって、史跡の保護に留意する要素である社叢林などについて、土地所有者との調整により、確実な保存管理を行うことが必要である。

(2) 公開・活用に係る課題

東之宮古墳では、東之宮古墳普及啓発事業として、古墳及びその周辺を巡る散策ルートの作成、古墳を活用するワークショップ等のイベントの実施など、東之宮古墳を適切に公開・活用するための事業を実施している。市民団体主導のイベントや見学会等も実施されている。また、学校教育の場としては、市内の一部の小学校による歴史学習を実施しているが、市全域や周辺市町村の小中学校の歴史学習の場としては利用されていない。東之宮古墳の価値を見学者にさらに伝達するためにも、観光や自然学習等他分野にわたる事業と調和を図った公開・活用を推進することが必要である。

東之宮古墳における見学者向けの対応としては、説明看板が1枚設置されているのみであり、十分な学習施設が不足している。東之宮古墳の歴史的価値を十分に見学者へ周知するためには、学習施設の整備や情報発信による周知が必要となる。

(3) 整備に係る課題

東之宮古墳には、昭和48年(1973)と平成17~19年(2005~2007)の2度にわたる発掘調査で残された課題がある。墳丘は前方部南側コーナーの掘削されている箇所、北側くびれ部は発掘調査後の史跡整備事業において、活用の手法として葺石の露出展示等を検討していたことから埋め戻さず保存措置がとられていない箇所が見られ、保存管理、公開活用のためには埋葬施設・墳丘部・平坦面の調査と適切な修復、整備を要する。また、古墳の墳丘上には、樹木が繁茂し、台風や大雪等で倒木し、根返りを起こす可能性があるため、樹木を選択した段階的な保存・整備が必要である。

東之宮古墳は、交通の岐路である犬山駅、犬山遊園駅に近接し、国道41号線が通じ、中央自動車道の小牧東インターからもアクセスできる非常に利便性が高い地域に位置する。それにも関わらず、現状の古墳への道は、丸山地区から向かう東之宮社参道と成田山大聖寺の新生大仏付近駐車場（旧おとぎ列車駅舎）からの狭い登山経路に限られ、見学者のための道路の整備を要する。

（4）管理運営体制に係る課題

現在、東之宮古墳の保存管理は犬山市が土地所有者やその関係者とともに実施している。今後、東之宮古墳の効果的な保存管理を行うためには、様々な関係者が参加し、連携することができる保存管理体制の構築が必要である。

2. 本質的価値の保存管理についての基本的な考え方

(1) 継続的な調査・研究の推進

昭和48年(1973)の発掘調査、平成17～19年(2005～2007)の詳細調査、さらには地中レーダ探査と磁気探査による石槨の位置や範囲、埋葬施設の状況調査など詳細な調査から得られた結果について、類例との比較研究などにより、東之宮古墳の歴史的意義に関わる調査・研究を推進し、東日本の古墳時代のさらなる解明に寄与する。

(2) 東之宮古墳の確実な保存の実施

濃尾平野の古墳群のなかでも前期に築造された東之宮古墳の墳丘ならびに修復・真砂土充填された竪穴式石槨、ならびに墳丘斜面裾部の基底石や石列、墳丘くびれ部の葺石など発掘調査によって明らかとなった遺構を確実に保存する。

また、出土した副葬品についてはすべて国の重要文化財に指定され、実物は京都国立博物館で常設展示されている。うち11面の鏡は、本市南部の「青塚古墳史跡公園ガイダンス施設」でレプリカを展示しており、今後、東之宮古墳と青塚古墳の連携を通じたさらなる情報発信を進める。

(3) 積み重ねられてきた地域の風土との一体的な保全

木曾川左岸に位置する東部丘陵の一面を為す白山平山に立地する東之宮古墳は、スギ、ヒノキの植林や常緑広葉樹、落葉広葉樹などで構成される樹林地を形成しており、飛騨木曾川国定公園第2種特別地域に指定されるなど、その樹林地は犬山市固有の地域風土を構成している。このため、歴史的な時間のなかで積み重ねられてきた樹林地景観と東之宮古墳とを一体的に保全する。

(4) 東之宮社について

東之宮古墳に隣接する東之宮社は、慶長11年(1606)に創建された神社である。東之宮古墳は天文6年(1537)に前身となる針綱神社が遷座以降、400年以上神社地として守られてきた。そのため、400年以上東之宮古墳とともにある歴史的風致を一体的に保全する。

(5) 樹木管理について

東之宮古墳史跡指定地及びその周辺には、平成22年度発行「史跡東之宮古墳整備基本計画書」によると、幹廻り(胸高直径)10cm以上の樹木が約850本植生し、樹木の多くはヒノキ(48%)やアカマツ(27%)の常緑針葉樹である。墳丘北側斜面から北側平坦面に多く見られるヒノキの大半は戦後植林された人工林であり、近年では適切な維持管理がされておらず、生育が悪い。また、墳丘造成面から白山平緩斜面にかけて多く見られるアカマツは、元来、白山平に自生している樹林であるが、近年、マツ枯れを引き起こしている。

これらの東之宮古墳の遺構や見学者の安全上支障のある樹木は伐採、剪定し、適切な維持管理を行う必要がある。

3. 保存管理体制構築の基本的な考え方

(1) 多様な関係者が参加・連携する保存管理体制の構築

東之宮古墳は史跡指定地の大部分を宗教法人東之宮社が所有していること、さらに、周辺には成田山大聖寺や日本モンキーパークが立地していることなどから、本史跡の保存管理ならびに整備活用に向けては多様な関係者が参加可能であり、かつ連携しながら、保存管理体制を構築していくものとする。

(2) 古墳保存への影響の定期的な観察体制の構築

東之宮古墳の墳丘部は樹林地であり、これまでも台風等による自然災害で倒木などの被害が確認されている。このため、当該史跡の本質的価値を損なう事象について、定期的な観察を行って、予防的措置を講じることが可能な体制を構築する。

(3) 保存管理・公開活用・整備に係る情報の継続的な更新と関係者間で共有可能な体制づくり

市民をはじめ、多様な関係者が東之宮古墳の保存管理ならびに整備活用に関わるため、これらの保存管理ならびに公開・活用、整備状況に係る情報を管理者である犬山市が継続的に更新し、関係者間で共有できる体制を構築する。

第7章 保存管理

1. 保存管理の方針

古墳に隣接する東之宮社と一体となる現状を重層化した歴史的景観として、史跡地の植生と共に、適切に保存管理する。

2. 史跡を構成する諸要素の保存管理方法

史跡東之宮古墳の構成要素ごとに、保存管理の方法を下表のように設定する。

表 7-1 史跡地の構成要素ごとの保存管理の方法

構成要素の詳細		保存管理の方法
本質的価値を構成する諸要素	墳丘と平坦面	<ul style="list-style-type: none"> 現状を把握するために、定期的な巡視を行う。 清掃等の日常的な維持管理を行う。 本質的価値を構成する要素がき損、もしくは衰亡している場合には、必要に応じて学術調査を行い、その成果を踏まえて、適切な復旧・修理を行う。 学術調査の成果を踏まえて、本質的価値を構成する要素のき損・衰亡を未然に防止するための対策を実施する。 発掘調査で出土した遺物は、適切に保管する。
	埋葬施設	
	副葬品と土器	
本質的価値に関連する諸要素	文化財活用施設	<ul style="list-style-type: none"> 現状維持を基本とし、施設の老朽化や、表記内容等に変更の必要性が生じた場合には、施設の規模、形状を十分に配慮したうえで更新する。
史跡の保護に留意する要素	植生	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘及び遺構への影響、一般見学者の利用や宗教施設の利用を配慮し、植生の適切な管理を行う。
	出土遺物	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査等で出土した遺物は適切に保管する。
	宗教関連施設	<ul style="list-style-type: none"> 現状を維持するものとする。改修や修理の必要が発生した場合は、遺構への影響、景観に十分に配慮する。
	その他（石碑等）	<ul style="list-style-type: none"> 現状を維持するものとする。
上記以外の要素	その他	<ul style="list-style-type: none"> 現状維持を基本とし、施設の老朽化や、表記内容等に変更の必要性が生じた場合には、施設の規模、形状を十分に配慮したうえで更新する。また、撤去の必要性が生じた場合には撤去する。

3. 史跡指定地外の周辺環境の保存管理

東之宮古墳としての本質的価値を継承し、積み重ねられてきた地域の風土と一体的に保存するために、史跡指定地外の周辺環境の保存管理の基本的な考え方を以下のように定める。

表 7-2 史跡指定地外の周辺環境の保存管理

構成要素の分類	保存管理の方法
史跡東之宮古墳指定区域周辺（東、南、西斜面）の植生	・ 史跡東之宮古墳指定区域を取り囲む植生の現状を把握するために、定期的な巡視、清掃を行うと共に、史跡からの冬至日の出方向、市街地方面、木曾川方面への、眺望確保のための樹林地管理等の日常的な維持管理を行う。
東之宮社登り口、東之宮社参道	・ 史跡東之宮古墳に至る登り口、東之宮社参道などがき損、もしくは衰亡している場合には、適切な復旧・修理を行う。
周辺の御嶽社	・ 現状を維持するものとする。
上記以外の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墳丘及び遺構への影響、一般見学者の利用や宗教施設の利用を配慮し、植生の適切な管理を行う。 ・ 現状維持を基本とし、案内施設等が老朽化したり、表記内容等に変更の必要性が生じた場合には、施設の規模、形状等を十分に配慮したうえで更新する。

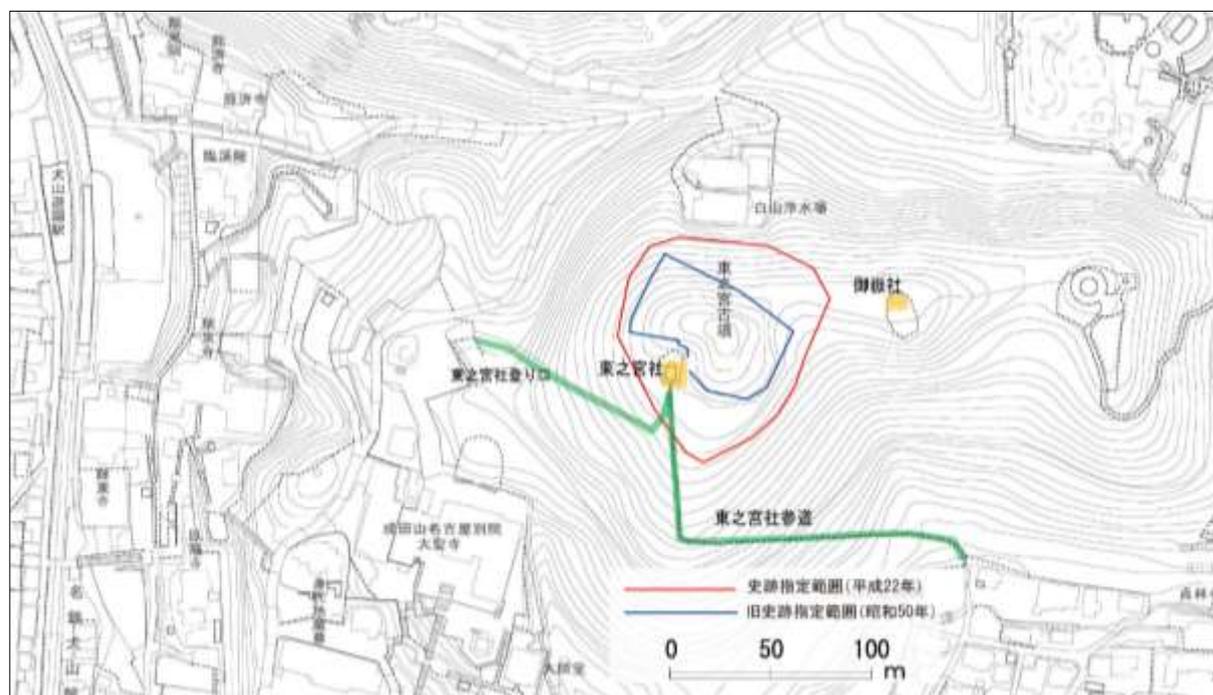


図 7-1 史跡指定地外の周辺環境

4. 現状変更の取扱基準

史跡の指定地内において、現状変更を行おうとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第125条による。なお、同施行令第5条第4項により、その一部は犬山市に許可権限が委譲されている。）が必要となる。

本計画では、現状変更等の行為の取扱方針と具体的な取扱基準を設定する。また、法第125条第1項但し書に示される現状変更等の許可申請を要しない場合についても、保存管理に係る行為として、その取扱方針ならびに取扱基準を設定する。

文化財保護法（抄）	
第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	

東之宮古墳の史跡指定区域内で予想される建築物及び工作物の新築、増築、改築等、地形の変更、木竹伐採等の各種の現状変更等の行為に対する取扱基準について、以下のように定める。

表 7-3 現状変更等の取扱基準

区分	取扱基準	
基本的な考え方	○古墳の保存・活用・調査研究を目的とするもの以外は、原則として認めない。	
現状変更等を認める場合	非常災害等のために必要な応急的措置	○史跡の本質的価値を構成する要素のき損・衰亡を未然に防ぐ行為及び復旧・修復について、学術調査の成果等を踏まえて実施するものに限り認める。
	軽微な現状変更、又は保存に重大な影響を及ぼさない行為	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯・防災、または人命・財産の保護に係わる施設の設置については、設置場所、形状、色彩等が史跡に及ぼす影響を可能な限り軽減するよう配慮されたものに限り認める。 ○史跡の公開・活用に資する整備については、施設の設置場所、施設の形状や色彩、施工方法等が史跡に及ぼす影響を可能な限り軽減するよう配慮されたものについては認める。 ○既存の神社施設について、建築物・工作物の用途、構造、規模等を著しく変更しない現状変更は、遺構等の保存と景観に配慮したものに限り認める。 ○史跡の実態把握、復旧・修復または公開・活用に資する発掘調査の実施については、必要性があると判断される場合に限り認める。 ○遺構に影響を与えず、景観との調和が図られる場合、ならびに市民や見学者の安全確保を目的とする場合に限り、必要最小限の範囲で、造成等の地形の変更を認める。 ○遺構に影響を与えず、景観の向上に資する場合に限り、木竹の伐採および植栽を認める。 ○遺構に影響を与えない場合に限り、仮設物の設置を認める。 ○遺構に影響を与えず、東之宮古墳の価値を高め、発信する行事やイベントの開催を認める。行事・イベントの期間、場所、範囲等については、犬山市との協議による。

現状変更等許可申請を要しないもの	非常災害等のために必要な応急的措置	<p>○史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響をおよぼすこと無く当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更などの許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。</p> <p>○史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急的措置をするとき。</p> <p>○史跡の一部がき損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p> <p>○大地震、台風等の非常災害や人命・財産保護のため緊急安全対策が必要な場合に対する応急措置。</p> <p>（例）応急的に執られる措置、損壊した工作物などの除去、事故で損壊した交通安全施設等を緊急的対応として取り替える場合、地下埋設管の破裂等に伴う緊急的措置</p>
	維持管理等のために必要な行為	<p>○危険木の伐採、剪定、枝払い、下刈り、病害虫の防除措置等の維持管理行為。（抜根は除く）</p> <p>○既存の神社施設やその他施設の点検、清掃などの維持管理行為。</p> <p>○保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合。</p> <p>○史跡整備による修復後に市民参加型のイベントによって実施する修復体験事業。</p>

現状変更の内容ごとに取り扱いを「表 現状変更取扱基準と許可区分」に示す。なお、表に記載した項目以外に、史跡内において現状変更に相当する可能性のある事項については、愛知県及び文化庁と協議の上で判断するものとする。

表 7-4 現状変更取扱基準と許可区分

項目		取扱基準の内容	区分	許可権者
建築物	新築	原則として許可しない。		文化庁
	増築・改築	原則として許可しない。 ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合には認めることもある。		文化庁
	除却	地下遺構に影響のないよう図った上で、認めるものとする。	設置から 50 年以上が経過 設置 50 年未満	文化庁 市
小規模建築物	新築 増築・改築	小規模建築物で 2 年以内の期限を限って設置されるものは、地下遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。 ※小規模建築物とは、階数が 2 階以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 m ² 以下のものをいう。	土地の掘削を伴うもの 土地の掘削を伴わないもの	文化庁 市
	工 作 物 ※1	新設 改修	防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあつては、地下遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で現状変更を許可する。 新設にあつては、以降の保存状況やその必要性などに応じて判断するものとする。	土地の掘削を伴うもの 土地の掘削を伴わないもの

項目		取扱基準の内容		区分	許可権者
道路	新設・拡幅	原則として認めない。 ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合には、現状変更を認めるものとする。 (例) 道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の新設、道路の構造の変更、橋・擁壁・植樹帯の新設・改築又は除去、交通安全施設などの新設、電柱などの改築又は除去、設置の日から50年以上経過している工作物の改築又は除去			文化庁
	修繕・改修	公共・公益上必要な道路の維持のための改修などは、地下遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は現状変更を認めるものとする。	土地の掘削を伴うもの	文化庁	
	土地の掘削を伴わないもの ^{※2}		市		
水路	新設 改修 除却	新設は原則認めないが、防災上、必要な場合は認めるものとする。 ただし、必要な場合は、地下遺構に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。既存施設の維持のための改修などについては、その施工方法などを事前に協議し、遺構保存及び景観に影響を与えない場合には認めるものとする。			市
埋設物	新設	原則として認めない。ただし、公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認めるものとする。			文化庁
	改修	公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認めるものとする。	規格・規模・位置の変更を伴うもの	文化庁	
	規格・規模・位置の変更を伴わないもの		市		
土地 ^{※3}	地形の改変	遺構復元等を目的とした史跡整備のための地形変更を除き、地形の大幅な変更は、原則認めないものとする。			文化庁
樹木	低木(樹高1m未満)の樹木	植栽・伐根	新たな植栽・伐根は地下遺構に影響を与えないことを条件に認めるものとする。		文化庁
		伐採	植えられている低木の伐採は、地下遺構に影響を与えないことを条件に認めるものとする。		市
	中木(樹高1～3m未満)・高木(樹高3m以上)の樹木	植栽・伐根	新たな植栽・伐根は地下遺構の保護上原則として認めないものとする。史跡整備に伴う植栽については、地下遺構に影響のないよう図った上で、史跡の価値が維持向上する場合には認めるものとする。		文化庁
		伐採	植えられている中木の伐採は、地下遺構に影響を与えないことを条件に認めるものとする。		市
発掘調査及び保存整備		遺構の保存や状況把握に係る調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。 発掘調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合については、その方法などを十分検討した上で行う行為については許可するものとする。			文化庁

※1 「工作物」とは交通安全施設、側溝、地下埋設物、石碑等、その他屋外設置物を示すものとする。

※2 (例) すべり止め、カラー舗装、歩道のタイルブロック等への変更を伴う舗装工事、道路の破損、劣化等に対応して行われる工事、側溝・擁壁の改築又は除去、電柱等の改築又は除去、交通安全施設等の新設など

※3 「土地」とは道路等の構造物を除く、堆積土層を指すものとする。また、「地形の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土等を指すものとする。

維持管理等のために必要な行為として想定される内容について、項目ごとに取扱基準と主な事例を「表 維持管理の取扱基準」に示す。

表 7-5 維持管理の取扱基準

項目	維持管理の取扱基準		主な事例
建築	日常的な管理、簡易的な補修は許可を要しない。		<ul style="list-style-type: none"> ・外壁又は屋根の塗装などの修繕 ・内装及び屋内諸設備の補修及び修繕 ・既存の神社施設等の点検や清掃
道路工作物	道路	<p>行為対象の形状、色彩等現状を変えない行為で、日常的な管理、簡易的な補修（路面の表層打ち換え・補修などの清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取り替えは許可を要しない。</p> <p>※ただし、路盤、擁壁などの基礎等そのものを改築する工事を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の維持管理に必要な補修 ・道路舗装の打換え
	工作物	<p>工作物における通常の維持管理行為、工作物の損壊を復旧するまでの間に応急的に行われる措置（土地の形状変更・掘削を伴わないもの）は、許可を要しない。</p> <p>※工作物とは、建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既設道路に付帯する電柱・道路標識・ガードレール・側溝・案内板をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱等の補修 ・側溝、擁壁の補修 ・側溝内の清掃 ・一時的な不法占用物件の撤去
水路	水路における通常の維持管理行為、水路の損壊を復旧するまでの間に応急的に行われる措置は、許可を要しない。		<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状変更や掘削を伴わない措置
樹木	樹木の日常的な手入れについては許可を要しない。		<ul style="list-style-type: none"> ・枯損木・倒木処理 ・支障枝剪定 ・草刈り ・病虫害の防除措置

第8章 活用

1. 基本方針

東之宮古墳は歴史ファンにとって、東日本を代表する前方後方墳としてよく知られている。これまで、平成17年(2005)から平成19年(2007)にかけて実施した範囲確認調査や、平成23年(2011)から平成24年(2012)にかけて実施した竪穴式石槨の保存調査にあわせて現地説明会やシンポジウム等の普及啓発事業を実施するなどの周知、活用を図ってきた。

しかし、市民や一般客にとって、史跡公園として整備されている青塚古墳は、小中学校の学習や地域のイベント等で利用されていることから知名度は高いが、東之宮古墳の知名度はまだまだ低く、どこにあるかを知らない方も多くみられる。

このような現状の中、東之宮古墳を確実に保存管理するためには、見学者や地域住民に東之宮古墳の価値を正しく伝え、古墳を保存していくことの必要性を理解してもらえるよう、適切に公開・活用を進める必要がある。東之宮古墳の活用にあたっては、以下の方針に基づき進めることとする。



写真 8-1 現地見学会①(昭和48年)



写真 8-2 現地見学会②(昭和48年)

(1) 古墳及び周辺の文化遺産が一体となった活用

東之宮古墳は、築造年代や古墳自体の残りの良さ、竪穴式石槨内部から出土した良質で豊富な副葬品など魅力溢れる古墳であり、これまで継続的に東之宮古墳の価値や魅力について発信を行ってきた。しかし、東之宮古墳の学習を目的にこの地域を訪れる方は未だ限られている。

古墳とともに、その周辺に存在する犬山城やその城下町、瑞泉寺等の寺院などの重層的な文化財、犬山祭や木曾川鵜飼漁法など地域に根付く文化、そして雄大な流れを誇る木曾川とその景観などの自然と一体とした情報発信を行うことによって、より幅広い人に対し東之宮古墳の価値を伝達することが可能となる。

(2) 積極的なPRの実施と幅広い見学者に対応する活用メニューの提示

東之宮古墳の活用にあたっては、単に古墳の重要性をうたうだけでなく、その価値を知ってもらうため多くの見学者に訪れてもらうことが必要である。しかし、現状では、東之宮古墳周辺には解説板が不足するなど、専門的な知識を持った見学者と歴史にあまり興味のない見学者のどちらにも古墳の価値や魅力を伝えるためには情報提供が十分ではない。

そこで、東之宮古墳について知るための入門編となるようなチラシや市民向けの講演会等を実施す

るなど、広く周知を図っている。今後は、更なる周知を図るため、多様な手段を用いて積極的に PR を実施するとともに、幅広い見学者に興味を持ってもらい、かつ対応することができる活用メニューを提示する。

(3) 市民の参加・地域との連携

東之宮古墳の活用にあたっては、これまで土地所有者の協力と理解を得たうえで東之宮古墳の維持管理、現地説明会やワークショップなど活用を図ってきた。

今後も引き続き、東之宮古墳について積極的に市民へ広く周知するとともに、土地所有者や地域住民、市民団体と連携した各種イベントの実施や参加を促すなど連携を図る。特に整備や維持管理においても可能な範囲で市民参加を検討する。

(4) 学校教育との連携

学校教育現場との連携を深め、小中学生を対象に、郷土学習や歴史学習の場として東之宮古墳を活用できるよう受入体制を整える必要がある。

(5) 適切な見学・活用の推進

東之宮古墳の公開は、見学者が往時の姿・環境・景観等を想起したり追体験したりすることができ、古墳の価値や特性を理解するうえで効果的であるが、一方で古墳の文化財としての景観を損なうことのないよう適切な見学・活用を促していくことが必要である。現状の東之宮古墳では、1700年の時を経ているが、良好な状態で今に残されている。しかし、墳丘やその周辺では適切な樹木の維持管理がされておらず、遺構保護の観点や景観上の観点から適切な環境が整っていない。また、東之宮古墳について学習するための施設は、解説板 1 基のみであり、東之宮古墳までの見学者用のアプローチや周辺を散策する遊歩道の整備もされておらず、見学者を受け入れるための施設整備や整備が不十分である。

そのため、古墳の適切な維持管理や見学者の古墳への理解と適切な見学・活用を実現するために必要な進入路、遊歩道、休憩施設などの施設整備、また古墳や副葬品の基本事項について学習する解説板、発掘調査や古墳の見所等の学習施設を整える必要がある。

(6) 観光事業との連携

犬山市は国宝犬山城天守をはじめ、民間を含む観光・レジャー施設を数多く有し、年間 500 万人を越す観光客が訪れる愛知県内でも有数の観光都市である。特に東之宮古墳周辺の地域には、国宝犬山城天守、城下町、木曾川うかい等豊富な観光資源が位置することから、観光事業との連携を強め、東之宮古墳へ誘導することで、多くの方に東之宮古墳を周知することが可能である。

(7) 副葬品の活用について

東之宮古墳の竪穴式石槨内部から出土した三角縁神獣鏡をはじめとする銅鏡、石製品、鉄製品などの副葬品は、その多くが国の重要文化財に指定され、京都国立博物館にて常設展示されている。市内においては、青塚古墳史跡公園ガイダンス施設において銅鏡 11 面のレプリカを展示するなど周知を進めている。

今後は、AR（拡張現実）の活用やリアルな映像を用いた解説を図るなど、副葬品についての周知・活用を図る。また、平成6年（1994）に犬山市文化史料館で実施した犬山市制40周年記念特別展「尾張北部と犬山の古墳時代—重要文化財 東之宮古墳の出土品を中心に」のように、里帰り展を望む声が多くみられるため、これについても検討を進める。

2. 具体的な展開

東之宮古墳の活用にあたっては、観光と学習（文化財の価値、保存の必要性を学び、理解する）との両立が大切である。

そこで、東之宮古墳整備事業と一体となった、以下のような展開が考えられる。

(1) テーマ

悠久の時の流れを見守る東之宮古墳を活用した時間旅行

木曾川の流れが織りなす木曾川(犬山)扇状地には、古代から人々の営みがあり、陸上交通、水上交通の要の地であった。この地を見渡す白山平山頂に造営された東之宮古墳は、犬山の歴史の始まりの地であり、現在までの歴史の証人である。この東之宮古墳周囲には、国宝犬山城とその城下町、針綱神社とその祭礼犬山祭、寺院群等今なお多くの文化遺産が集まり、歴史文化だけでなく、自然豊かな地域である。東之宮古墳の活用にあたっては、東之宮古墳及びその周辺の文化遺産や自然遺産を一体的に活用し、見学者が「古の旅に出る時間旅行」を体感・満喫できることを期待する。

(2) 活用方策の検討

史跡東之宮古墳および関連する歴史的文化的資産の活用方策としては以下のような内容が考えられる。

表 8-1 東之宮古墳活用メニュー（案）

名称	対象区域	内容
(仮称) 土あげ祭	史跡全体	東之宮古墳の前方部西側コーナーを市民参加のイベントにより、古墳築造手法に則り修復するイベントを実施する。
葺石調査体験	墳丘	東之宮古墳墳丘の葺石を調査する体験メニューを実施して、古墳の整備への理解を深める機会とする。
冬至日の出鑑賞会	墳丘周辺	冬至の太陽が古墳の中心線上に昇る時間を鑑賞する会を実施し、いにしえの人々の知識に思いを馳せる機会とする。
郷土学習会	史跡全体	生涯学習や小中高生を対象に定期的な郷土学習会を開催し、郷土の歴史を知る機会とする。
歴史ウォーキング	史跡周辺	犬山城をはじめ、周辺の史跡や文化財を巡るウォーキングツアーを開催して、犬山市の歴史を知る機会とする。
樹林管理体験	史跡全体	史跡の樹林地の下刈りなどを体験し、史跡の管理作業の重要性を学ぶ機会とする。
夜間の活用	史跡全体	日本ライン花火大会等の際に限定で夜間公開を行う等、白山平の眺望を活かしたイベントを実施する。
活用ワークショップ	史跡全体	東之宮古墳の効果的な活用等について検討するワークショップを実施する。

表 8-2 これまでの史跡東之宮古墳 普及啓発事業

年度	事業内容
平成 14 年 (2002)	市民総合大学古代史学科 (～平成 29 年度)
平成 17 年 (2005)	史跡東之宮古墳シンポジウム 平成 17 年 11 月 6 日 (日)
平成 18 年 (2006)	東之宮古墳発掘調査 現地説明会 平成 18 年 9 月 18 日 (月・祝)
	史跡東之宮古墳シンポジウム 平成 18 年 11 月 26 日 (日)
平成 19 年 (2007)	史跡東之宮古墳シンポジウム、市民ミュージカル東之宮幻想 I 平成 19 年 11 月 23 日 (日)
平成 20 年 (2008)	市民ミュージカル東之宮幻想 II
平成 24 年 (2012)	東之宮古墳発掘調査 現地説明会 平成 24 年 9 月 29 日 (土)、30 日 (日)
平成 25 年 (2013)	「あつまれいぬやまっこ」への出展 平成 25 年 11 月 17 日 (日)
	東之宮古墳パネル展「東之宮古墳に挑む」 平成 26 年 1 月 14 日 (火)～1 月 28 日 (火)
	東之宮古墳講演会『何がわかってきたのか「東之宮古墳と冬至の王」』開催 平成 26 年 1 月 19 日 (日)
平成 26 年 (2014)	「あつまれいぬやまっこ」への出展 平成 26 年 11 月 16 日 (日)
	東之宮古墳報告書の概要版の作成
平成 27 年 (2015)	史跡東之宮古墳講演会『冬至の王との出会い』及び現地見学 平成 27 年 11 月 29 日 (日)
	史跡東之宮古墳周辺の『史跡・観光散策マップ』原案作成のワークショップ実施 平成 27 年 10 月 29 日 (木)、平成 27 年 11 月 12 日 (木)、平成 27 年 11 月 26 日 (木)
平成 28 年 (2016)	東之宮古墳の葺石ワークショップ 平成 28 年 9 月 11 日 (日) 葺石・盛り土勉強会 平成 28 年 9 月 22 日 (木・祝) 東之宮古墳の管理・活用ワークショップ 平成 28 年 10 月 22 日 (土)
	京都国立博物館見学ツアー (史跡東之宮古墳の副葬品見学) 平成 28 年 10 月 2 日 (日)
	史跡東之宮古墳周辺の史跡・観光散策マップ作成ワークショップ 平成 28 年 10 月 23 日 (日)、平成 28 年 11 月 3 日 (木・祝)、平成 28 年 11 月 6 日 (日)
	史跡東之宮古墳周辺の史跡・観光散策マップモニターツアー 平成 28 年 12 月 11 日 (日)

平成 29 年 (2017)	(仮称) 土あげ祭・葺石ワークショップ 平成 29 年 9 月 24 日 (日)
	東之宮古墳散策マップツアー 平成 29 年 11 月 11 日 (土)
	東之宮古墳パネル展 平成 29 年 11 月 14 日 (火) ~11 月 26 日 (日)
	「あつまれいぬやまっこ」への出展 平成 29 年 11 月 12 日 (日)
	京都国立博物館見学ツアー (史跡東之宮古墳の副葬品見学) 平成 30 年 1 月 28 日 (日)

(3) 段階的活用イメージ

ステップ	活用 (観光・学習)	整備内容
ステップ 1 知名度を上げる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年に1度、東之宮古墳だけで見られる天体ショー (アイルランドのニューグレンジの古墳と同じく、冬至の日には東之宮古墳の主軸上から日の出が見られる。) ・ 濃尾平野を見渡す犬山市のランドマークとしての活用 (標高 143mの白山平山頂に位置し、市内全域だけでなく濃尾平野を見渡せる東之宮古墳の眺望を活かしたイベント、周知を進める。) ・ 尾張地域の歴史の始まりの地としてPR (東之宮古墳とその周辺地域の歴史をPR) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古墳周辺の枯損木等の伐採 ・ 古墳への進入路、遊歩道整備 ・ サインの整備
ステップ 2 参加の輪を広げる	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 土あげ祭による墳丘の修復事業 (古代の手法で墳丘に使用する土を運びあげ、市民参加による墳丘の修復事業を実施する。この他にも、市民参加によるイベントを企画する。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墳丘の修復工事 ・ 市民参加による墳丘の修復事業
ステップ 3 地域で古墳を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東之宮古墳を地域の宝として保護する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墳丘周辺の清掃活動 ・ 樹木の伐採 等

(4) 活用のための空間配置と活用対象

東之宮古墳単体だけでなく、周辺地域に存在する古墳(青塚古墳、妙感寺古墳、坊の塚古墳(各務原市))、寺社(成田山大聖寺、瑞泉寺及び塔頭群、善光寺、針綱神社)、祭礼(犬山祭)、犬山城及び犬山城下町を一带として活用を図る。これにより、文化財愛好家だけでなく、観光客の流入、周辺の自然と連携した散策コースを形成することでより多くの方が東之宮古墳を知り、学習する機会が増加する。

これまで東之宮古墳普及啓発事業において、東之宮古墳周辺地域を「東之宮古墳コース」と東之宮古墳から犬山城及び犬山城下町までのコースを「神輿巡幸コース」として散策コースを位置づけている。

(図 8-3 参照) これらの定めたコースをもとに、東之宮古墳から犬山城までの範囲を東之宮古墳周辺エリアとして空間配置を行う。

ひがしのみや 東之宮古墳 散策マップ

今から約 1700 年前、木曾川を見下ろす白山平山の山頂に東之宮古墳が築かれました。後に、ほど近くに犬山城が築かれ城下町が発展、江戸時代より続く犬山祭は今なお多くの見物客で賑わいます。古墳あり、城あり、祭ありの犬山界隈は、まさに「文化遺産」の宝庫。文化遺産を巡りながら、古への王が眠る東之宮古墳へ

散策モデルコース



8. 瑞泉寺 すいせんじ
 瑞泉寺は、山号を青龍山とい...
9. 妙感寺古墳 みょうかんじこふん
 妙感寺古墳は、全長 95m の大...
10. 御旅所 おたびしよ
 白山平山の麓、小島町にあり...
14. 犬山城 いぬやまじょう
 犬山城は、宝町時代の天文 6...
15. 針網神社 はりつなじんじや
 平安時代の書物「延喜式」に...
23. 元宮 もとみや
 針網神社は、天文 6 年 (1537)...

**見所スポットは、まだまだある！
 少し足を伸ばして、行ってみよう。**

1. 東之宮古墳	11. 内田の遺し	21. 圓明寺
2. 善光寺山	12. 織田の遺し	22. 田邊邸住宅
3. 瑞泉寺	13. 如庵	23. どんでん宅
4. 白山の丸山	14. 犬山城	24. 元宮
5. 尾張竹十郎御所	15. 針網神社	25. 田邊邸住宅
6. 犬山城跡	16. 三光稲荷神社	26. 木之下遺跡
7. 成瀬家墓所	17. 東まじり墓所	27. 岩田の心願
8. 瑞泉寺	18. からくり蔵	28. 知真山次郎堂
9. 妙感寺古墳	19. 敬道館跡	29. 田中天神社跡
10. 御旅所	20. 小島家住宅	

図 8-3 東之宮古墳散策マップ

第9章 整備

1. 経緯

犬山市教育委員会は古代から未来へ残す必要がある貴重な文化遺産である東之宮古墳とその景観を保全し、犬山市の歴史文化を象徴するものの一つとして、広く愛され親しまれる場を目指すことを基本理念として、史跡東之宮古墳の整備事業を進めており、平成23年（2011）3月に「史跡東之宮古墳整備基本計画」を策定している。

（1）整備に至る経緯 ～東之宮古墳の保存と活用～

犬山市では、平成8年（1996）に市域南部、楽田地区に所在する国史跡青塚古墳の整備事業に着手し、平成12（2000）年度に青塚古墳史跡公園を供用開始して、古墳文化の学習の場、近隣住民の憩いの場として多くの市民に利用されている。平成13（2001）年度に策定した「全市博物館構想」の中では、東之宮古墳は最も重要な文化資源の一つとして位置づけられ、青塚古墳、県史跡妙感寺古墳などとネットワークで結ばれた、犬山の古墳文化を体系的に発信できる体制作りが提唱された。それを受け、平成14（2002）年度に史跡東之宮古墳保存整備準備委員会を設立し、平成16（2004）年度にかけて整備に向けた課題の抽出を行い、平成17（2005）年度から平成19（2007）年度にかけて、史跡東之宮古墳調査委員会の指導の下で、史跡として保護すべき範囲を確定するための範囲確認調査を実施した。調査の結果を受けて平成22（2010）年度に国史跡の追加指定の告示を受けた。

引き続き東之宮古墳を恒久的に保存し、歴史学習・古墳体験の場としての活用を図る為に史跡整備を実施することとし、今後の整備事業の指針となる「史跡東之宮古墳整備基本計画」を策定した。

（2）基本計画の概要

①基本理念

古代から未来へ、貴重な文化遺産である東之宮古墳とその景観を保全し、犬山市の歴史文化を象徴するものの一つとして、広く愛され親しまれる場を目指す。

②基本方針

東之宮古墳は、犬山市の優れた歴史的景観を構成する重要な要素である白山平山の山頂に位置し、古墳やその周辺は、価値ある自然環境を保っている。また、古墳の墳丘やそれ自体の遺存度もきわめて良好である。東之宮古墳の整備にあたっては、優れた周辺の自然環境や景観を損なわないよう配慮し、それらを積極的に活かすこととする。また、そうした中で、この古墳の実像とその重要な歴史的価値を見学者に正しく理解してもらえるよう務めるため、下記の諸点を基本方針とした。

- ア 遺跡の保存
- イ 樹木の適切な管理計画の策定
- ウ AR史跡システムによる可視化
- エ 周辺施設とのネットワーク

③整備計画

白山平山頂付近を中心に、標高 130m 付近から上位を中心として整備区域とし、史跡東之宮古墳指定地を含めその東側の御嶽社地区を含めて整備を行う。

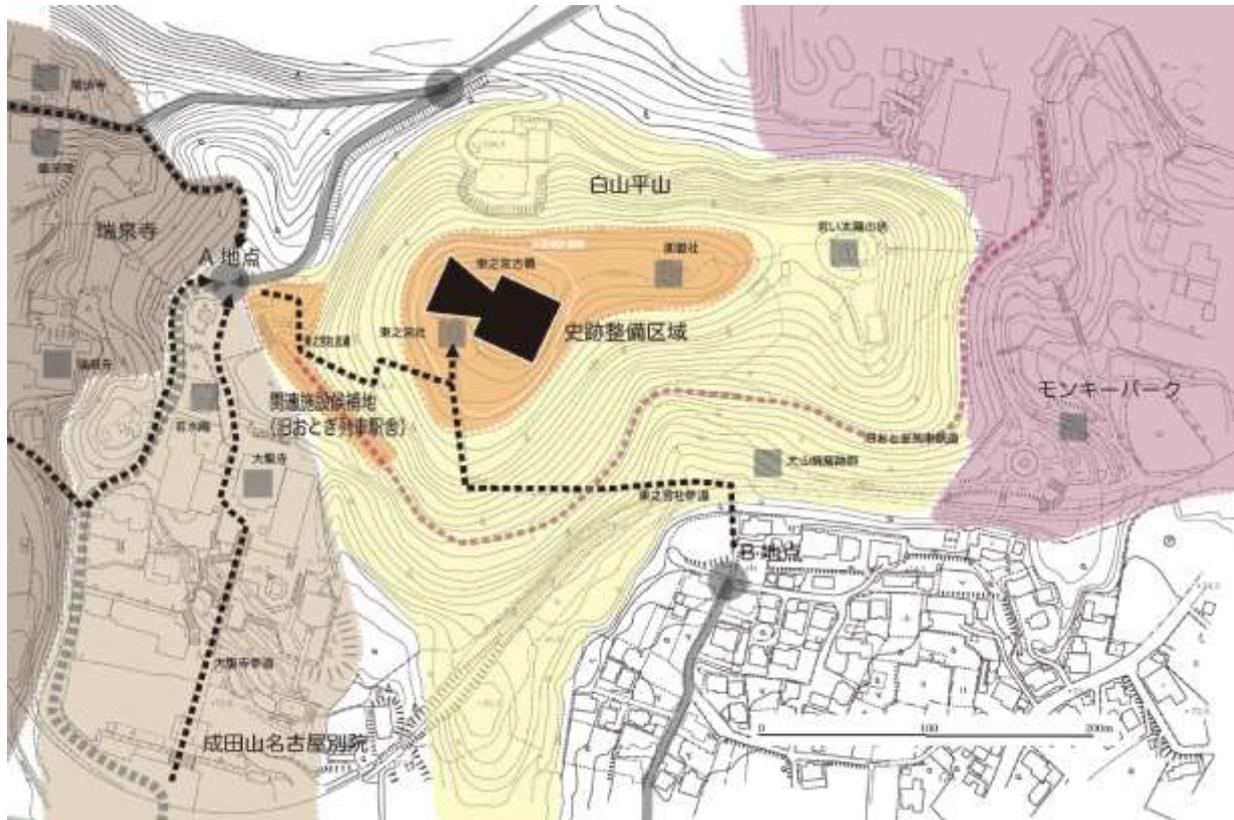


図 9-1 整備計画対象範囲図

(3) 整備計画策定後の取組み

①史跡東之宮古墳整備基本設計（平成 27 年度実施）

平成 22（2010）年度に策定した『史跡東之宮古墳整備基本計画』をもとに史跡東之宮古墳整備基本設計を実施した。基本設計の中では、現状に即した整備計画の修正及び整備図面及び概算設計書を作成した。

②史跡東之宮古墳整備実施設計（平成 28 年度実施）

平成 22（2010）年度に策定した『史跡東之宮古墳整備基本計画』、平成 27（2015）年度に実施した史跡東之宮古墳整備基本設計をもとに、史跡東之宮古墳整備実施設計を実施した。実施設計の中では、現状を踏まえ、史跡の保護を大前提とする整備実施設計をとりまとめた。

2. 整備に対する基本的考え方

(1) 歴史的文化遺産を後世まで保存する

- ①東之宮古墳は、犬山市のみならず愛知県、さらには東日本を代表する「前方後方墳」であり、その歴史的な意義を明確化し後世に正しく継承する。
- ②周囲の景観を取り込み、その現状を起点として継続的な保存計画を実施する。
- ③現在まで受け継がれてきた東之宮古墳に係るさまざまな歴史を後世に伝える。

(2) 発掘調査成果の反映

- ①昭和48年の竪穴式石槨調査での成果を基に、整備に伴う発掘調査を実施し、その調査成果を整備事業に正しく反映させる。
- ②本古墳にしか認められない特異な古墳造営法（造成面・混合盛土・構築墓壇）を再調査し、その成果を整備事業に反映させる。
- ③東日本を代表する前期古墳の副葬品の一括資料である出土遺物の展示・活用手法について検討し、整備事業に反映させる。

(3) 環境に配慮した情報提供

- ①古墳周辺の環境変化を最小限に留めつつ、築造時の状況も理解できるような情報提供の方法を検討する。

(4) 市民が広く活用できる整備

- ①歴史的ランドマークとして意識され、地域住民の集いや憩いの場として多方面に活用される史跡整備を図る。
- ②史跡整備段階から市民協働を基本にしたさまざまな取り組みを模索する。
- ③総合学習や郷育に活用するための施設を整え、また市民参加型の支援体制を準備する。

(5) 青塚古墳史跡公園と関連させた活用の強化

- ①東之宮古墳・妙感寺古墳・青塚古墳と市内に残る大型前方後円（方）墳を「古代邇波」の象徴的文化遺産と位置づけ、その歴史を後世に伝える。
- ②復元的な整備を行った青塚古墳史跡公園に対して、東之宮古墳は現状保存を中心とした整備を行い、両者の整備手法の違いを明確にする。その上で、施設間のネットワークを構築することにより、市内の古墳文化を様々な角度から学習できる体制を確立する。

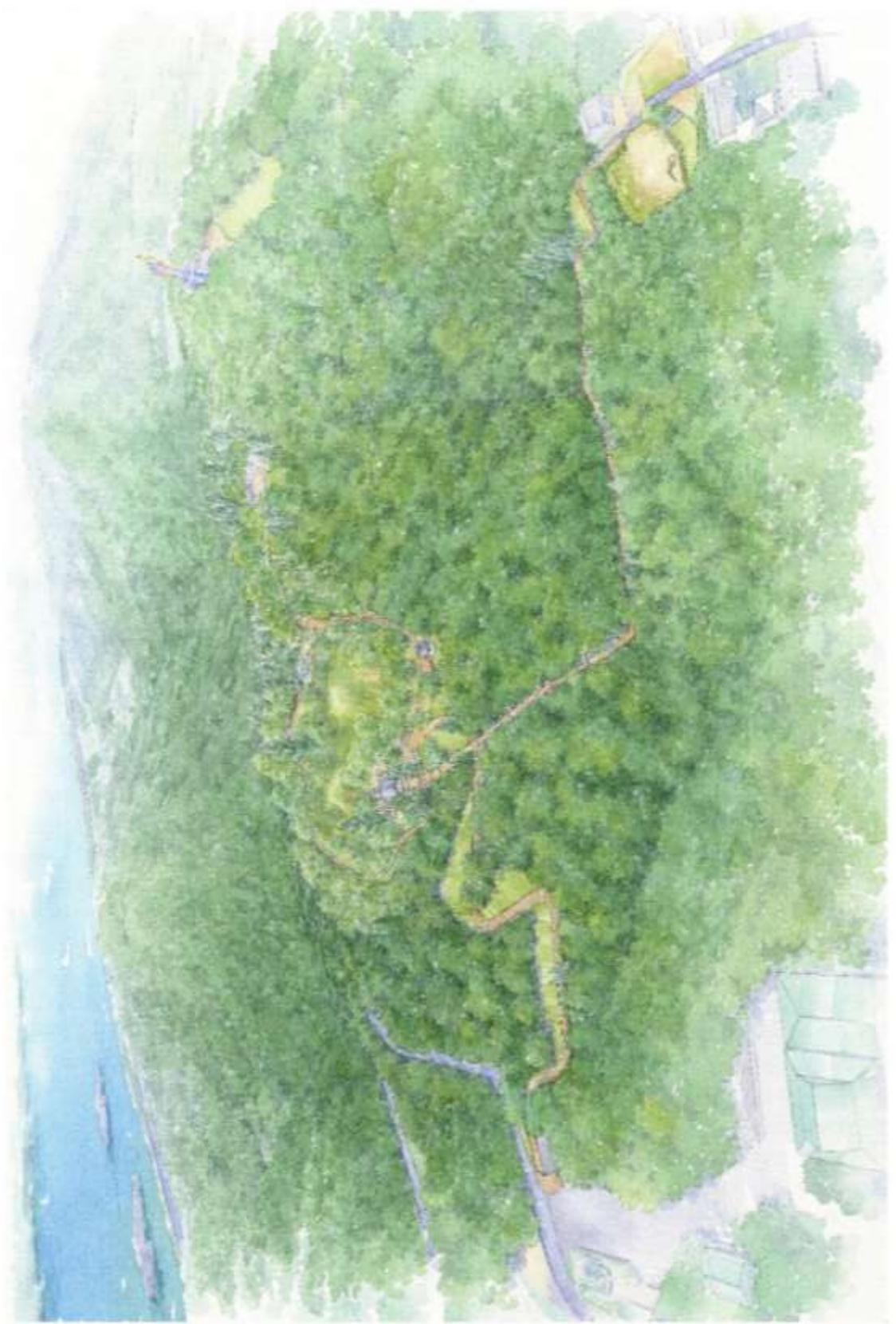


図 9-3 史跡東之宮古墳整備のイメージ

3. 整備の基本方針

東之宮古墳は、犬山市の優れた歴史的景観を構成する重要な要素である白山平山の頂上に位置し、古墳やその周辺は、価値ある自然環境を保っている。また、古墳の墳丘それ自体の遺存度もきわめて良好である。そのため、東之宮古墳の整備にあたっては、優れた周辺の自然環境や景観を損なわないよう配慮し、それらを積極的に活かすこととする。古墳自体についても、現在まで護られてきた状況をそのまま保存して、将来に伝えることを基本とする。また、そうした中で、この古墳の実像とその重要な歴史的価値を見学者に正しく理解してもらうよう努める。

(1) 遺跡の保存

墳丘はきわめて残存状況が良好であり、現状維持を基本とするが、前方部南側コーナーの掘削された部分については修復を実施する。葺石は、露出展示や復元展示を行わず、古墳に葺かれていたことを説明するために一部展示を行う。

(2) 樹木管理計画

墳丘には、芝、笹等の新たな植栽は基本的には行わず、風致木による適切な維持・管理を行う。墳丘周辺の樹木については段階的に剪定し、新たな芝・笹等の植栽移植は行わない。

人的に管理されてきた現状の景観を維持し、濃尾平野を展望できる広場の空間を確保する。

(3) AR 史跡システムによる可視化

安易な遺構復元は避け、現状の景観を維持しつつ、調査成果に基づいたデータを集約して、デジタル技術による東之宮古墳データベースを構築し、史跡整備に活用する。現実的な環境の中にコンピュータを用いた情報を付加提示する技術（AR（拡張現実）技術）を用い、史跡を具体的かつ多様に可視化する。

(4) 案内管理事務所

近接した場所に副葬品等の展示・解説、ワークショップエリアを設けたガイダンス施設を設置し、学習・体験の場の整備を検討してきたが、諸般の事情によりガイダンス施設の整備は継続検討案件となっている。当面については、案内看板及び AR 史跡システムを活用した解説、案内を行うものとする。整備後については、見学者の意向調査を行い、施設等の整備について検討するものとする。

(5) サイン計画

現在、東之宮古墳周辺のサインとしては、山頂部に昭和 52 年（1977）頃に石碑と併設した史跡指定解説板がある。麓には住民の協力により設置したサインが数ヶ所あるが、幹線道路や駅からの誘導サインは整備していない状況である。このため、史跡指定地内については景観を阻害しないよう必要最低限の設置数とする。また、あわせて AR 史跡システムが利用できるサイン配置を行う。誘導サインについても最低限の設置数とし、順路は墳丘図面に明記し見学者を誘導する。

史跡までの動線部は周辺の施設等と連携したうえで、統一したサインを採用して、東之宮古墳への案内を行う。

(6) 周辺施設とのネットワーク

周辺には多様な文化財や集客力のある施設が多く存在するため、それらとネットワークを構築し、周辺地域の特性を最大限に生かした整備手法を検討する。青塚古墳史跡公園と文化遺産ネットワーク（データベース）でつなぎ、両古墳を利用する歴史体験事業などを検討し、利活用プログラムを提示する。

第10章 保存管理体制

本章では、史跡東之宮古墳整備基本計画書において示されている内容を踏まえ、史跡の保存管理体制の基本的な考え方並びにその概要、円滑な運営のための方策、モニタリングについて記載する。

1. 体制

東之宮古墳の保存管理は、犬山市が中心となり、市民組織、民間組織等関係機関との史跡東之宮古墳運営委員会（仮称）を通じた連携・協働のもとに取り組む。これに際しては、犬山市による文化庁と愛知県への報告・相談や、学術研究機関の指導・支援を適宜行う。整備にあたっては、専門家からなる史跡東之宮古墳整備委員会に提案を行い、指導・助言を受けて実施する。

なお、今後東之宮古墳の保存管理や公開・活用に伴う整備が進み、観光客、見学者の増加が予想されることから、適宜、体制の見直しを図るものとする。

（1）基本的な考え方

①管理団体

史跡東之宮古墳は犬山市が管理団体として、文化財保護法第119条第1項に基づき、管理及び復旧、施設の設置、届け出などの継続的かつ適切な保存管理を行う。

②実施及び連絡調整

史跡東之宮古墳の保存管理は、本保存活用計画に基づいて行う。なお、実施にあたっては、各種関係法令と調整を図る。管理団体となる犬山市は市有地以外の土地について、史跡としての保存管理を行うときは、土地所有者及び関係者と必要な調整を行い実施する。

（2）役割分担等

①犬山市

管理団体として史跡の保存管理が適正に行われていることを確認するとともに、史跡に係る土地所有者等との調整を図り、史跡の保存管理、公開・活用、整備に係る情報を収集し、発信する。

また、史跡に関わる文化財担当部門に加えて、観光、教育、生涯学習、健康福祉、環境等の行政機関の関連部門間の連携を強化し、活用に関わる各種取り組みを主体的に進める。

②土地所有者

史跡地としての保存管理を確実に進めるとともに、管理団体と連携した整備活用を図る。

③専門家

歴史や自然環境、景観、情報技術等の専門家（学識経験者等）は、史跡東之宮古墳整備委員会を通じて保存管理手法、整備活用手法などに関して指導、助言を行う。また、犬山市は文化庁と愛知県、名古屋経済大学犬山学術研究センター等の学術研究機関との連携を通じて支援を得つつ、東之宮古墳の保存管理を進めるものとする。

④市民等の参加

東之宮古墳が位置する東之宮社では、神社の氏子により草刈等の日常的な管理や祭礼、行事が行われている。市民や民間事業者、学生、見学者等の史跡の保存管理に係る活動への参加は、史跡を身近に感じ、その価値の認識や市民等自らが史跡を守る意識の育成に繋がる。また、史跡の保存管理のあり方について、認識を共有できる機会が生まれる。

史跡の保存管理に市民などの継続的な参加を促していくためにも、既存の市民組織等との連携・協働とともに、犬山市が市民等によるボランティア、サポーター活動等への支援を図っていくなど、市民等の参加の促進に努める。

⑤運営委員会

保存管理の実施にあたっては必要に応じて、国、県、市の文化財部局、土地所有者、有識者等の関係者からなる史跡東之宮古墳運営委員会（仮称）を開催し、関係者間の情報共有及び認識の共有化を図り、保存管理に関する方針や実施内容を決定する。

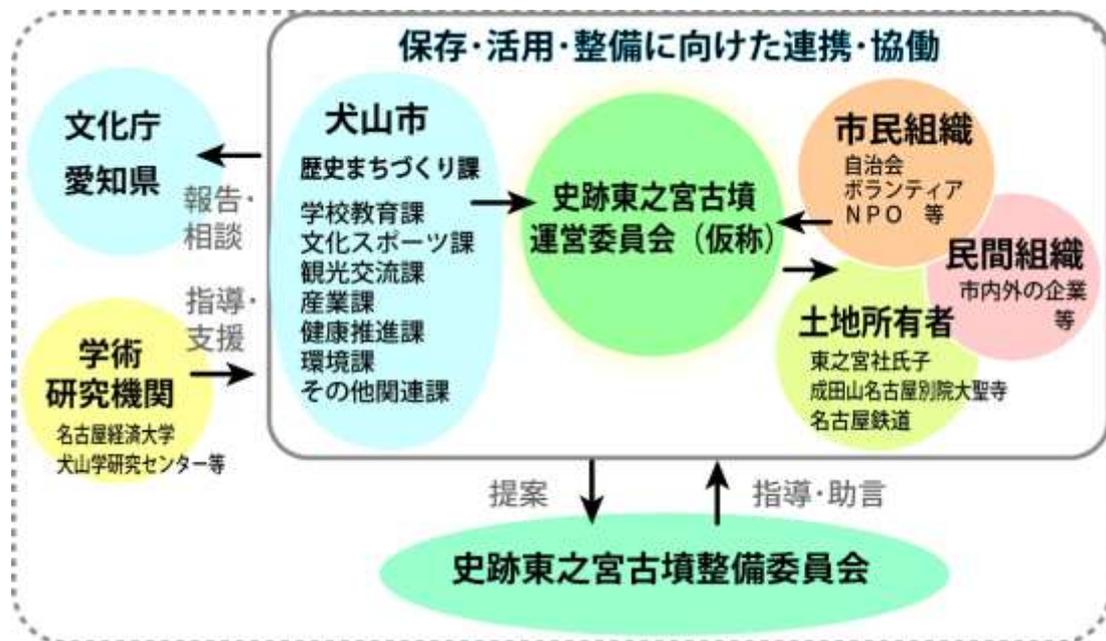


図 10-1 史跡東之宮古墳の保存管理体制

2. 円滑な運営のための方策

史跡の適切な管理運営にあたっては、前項で述べたように各方面との連携や協力体制が必要となる。しかしながら、関係する団体や個人が多くなるにつれて、関係者間での意思疎通や情報共有が取りにくくなる。円滑な運営をするためには、各関係者間での連絡調整を図り、相互に協働することが必要となる。

また、活動を拡充していくことにより、日常の管理運営の負担が増大することが想定される。これに対しては予算措置を適切に行い、事業実施に影響が出ないよう内部の管理運営体制を整備する必要がある。

なお、現行の管理運営体制については、解説や普及啓発事業などが、利用者が期待しているサービスを十分に提供できていない状況である。利用者の機会の公平性や質の向上を担保し、円滑な運営をするため、管理の在り方を様々な視点から検討する。

3. モニタリング

史跡東之宮古墳の保存管理にあたっては、管理団体が中心となって以下のようなモニタリングを実施し、その結果をその後の保存管理や公開・活用、整備に活かしていく。

(1) 古墳への影響を把握するための経過観察

史跡東之宮古墳の価値を構成する諸要素（特に地上に表出している要素）は、絶えず自然災害・環境変動等の自然的な要因、及び観光利用等の人為的な要因により、き損・衰亡を生じる可能性がある。

史跡東之宮古墳の価値の保存には、このような負の影響の迅速かつ的確な把握、及び負の影響の予測と防止が重要であり、経過観察を実施する。

(2) 活用方策に対する効果検証

古墳の活用にあたっては、実施した事業の効果や成果を適切に評価する必要がある。そのため、効果を検証するための観察指標を設定することなどを通じて、確実に古墳および周辺の歴史的文化的資産の活用を進める。

第 11 章 今後の課題

本計画の方針に基づき、今後対策を進める必要のある課題を以下に整理する。

(1) 土地所有者と連携した古墳の維持・活用

史跡東之宮古墳の適切な維持管理や活用を図るためには、土地所有者との連携が必要不可欠である。東之宮古墳において実施する維持管理や活用手法については、土地所有者と綿密な協議のうえ実施する。

東之宮古墳は古墳に隣接する東之宮社の社有地内に位置し、400年以上、神社地として守られてきた。東之宮古墳とともに400年の歴史を刻む東之宮社の歴史的風致を考慮し、後世に伝える必要がある。そのため、東之宮社に関連する宗教施設は現状を維持するものとし、改修や修理の必要が生じた場合は、関係法令手続き等、管理団体が最大限協力する。

(2) 関連施設や関係自治体との連携による更なる古墳の価値の伝達

犬山市には、犬山城や犬山市文化史料館、青塚古墳史跡公園、中本町まちづくり拠点施設（どんでん館）等の歴史・文化に触れることのできる施設がある。また、国史跡青塚古墳や県史跡妙感寺古墳等の東之宮古墳と関連する古墳もあり、これらの関連施設や文化財等と連携して、東之宮古墳の普及啓発を図る。

また、史跡指定を受けた古墳を有する周辺自治体とも古墳の周知、活用に向けた連携を図り、情報共有やイベント等の共同開催を行える体制を構築する。

(3) ガイダンス機能や副葬品に係る活用

東之宮古墳の恒久的な保護と活用を図るために実施する史跡東之宮古墳整備事業では、東之宮古墳について学習するガイダンス施設は諸般の事情により継続的検討案件となっている。当面については、案内看板及びAR史跡システムを活用した解説・案内を行い、利用者の意向調査によりガイダンス機能が求められる場合、ガイダンス施設等の整備について検討を行うこととする。

また、東之宮古墳の副葬品については、その大半が京都国立博物館において所蔵管理されており、同館で常設展示されている。今後は、副葬品について広くPRするとともに、市民の長年の願いである副葬品の里帰り展の実施についても検討を進める。

(4) 継続的な研究・調査の実施について

東之宮古墳は、昭和48年の竪穴式石槨の発掘調査、平成17年から平成19年にかけて実施した範囲確認調査、平成23年から平成24年にかけて実施した竪穴式石槨の保存調査を実施し、これらの調査により古墳の規模や構造、特色などが判明するなど、当面の調査は完了している。

今後は、東之宮古墳の更なる魅力の発見とその価値を高めるために、史料館や図書館を中心に関連文献の収集を行いつつ、これまでの発掘結果を活かした継続的な研究・調査を大学等研究機関と連携を図り、進めるとともに、その成果を広く公表するものとする。

別添資料

別添資料 1 犬山市の教育委員会が処理する現状変更等に係る事務

本市の教育委員会が処理する現状変更等に係る事務は、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、以下の通りである。

表 12-1 現状変更等に係る市の教育委員会の事務の一覧

イ	小規模建築物（階数が二以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築。
ロ	小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの。
ハ	工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ	法第五十条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除去（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト	木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のための必要な伐採に限る。）
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ	天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ	天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル	天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除去
ヲ	イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

別添資料2 犬山市の文化財等の分布

犬山市には、現在、国指定文化財が25件、国登録文化財が156件ある。国指定文化財の内訳は、有形文化財として建造物15件、彫刻1件、工芸品1件、歴史資料2件、また民俗文化財として無形1件、さらに記念物として史跡3件、名勝1件、天然記念物1件であり、国登録文化財は全て建造物である。

また、県指定文化財は、有形文化財として建造物2件、工芸品2件、また民俗文化財として有形1件、記念物として史跡1件の合計6件である。

市指定文化財は、有形文化財として絵画13件、彫刻5件、工芸品13件で、無形文化財1件、民俗文化財として無形2件、記念物として史跡4件の合計38件である。

国指定記念物（史跡）に東之宮古墳と青塚古墳、犬山城跡、記念物（名勝）に木曾川、記念物（天然記念物）に池野地区のヒトツバタゴ自生地がある。

表 12-2 文化財件数（平成30年3月現在）

区分	種別	国指定	県指定	市指定	登録	計
有形文化財	建造物	15	2	-	156	173
	絵画	-	-	13	-	13
	彫刻	1	-	5	-	6
	工芸品	1	2	13	-	16
	歴史資料	2	-	-	-	2
無形文化財		-	-	1	-	1
民俗文化財	無形	1	-	2	-	3
	有形	-	1	-	-	1
記念物	史跡	3	1	4	-	8
	名勝	1	-	-	-	1
	天然記念物	1	-	-	-	1
計		25	6	38	156	225

※登録有形文化財の156件のうち、博物館明治村に57件が位置している。
 なお、登録有形文化財の件数は、一つの建造物(箇所)に対して、主屋、蔵などそれぞれを件数として数えている。

表 12-3 犬山市記念物一覧（平成30年3月現在）

種別	記念物名	所在地	地目	時代	指定年月日	備考
国指定史跡	東之宮古墳	犬山字北白平7外	山林	古墳	昭和50年7月19日	前方後方墳
国指定史跡	青塚古墳	青塚141外	田	古墳	昭和58年2月8日	前方後円墳
国指定史跡	犬山城跡	犬山字北古券65外		中近世	平成30年2月13日	
国指定名勝	木曾川		川、畑他		昭和6年5月11日	
国指定天然記念物	ヒトツバタゴ自生地	西洞41	山林		大正12年3月7日	
県指定史跡	妙感寺古墳	犬山字山寺7	山林	古墳	昭和50年12月26日	前方後円墳
市指定史跡	敬道館跡	犬山字北古券		江戸	昭和41年5月1日	
市指定史跡	絵工道平の墓	犬山字瑞泉寺17-1		江戸	昭和41年5月1日	
市指定史跡	田中天神跡	天神町3-15		桃山	昭和54年12月25日	
市指定史跡	木ノ下城跡	犬山字愛宕16-1		室町	昭和54年12月25日	

表 12-4 犬山市の国指定文化財（平成 30 年 3 月現在）

No.	区分	種別	名称	所在地	所有者又は管理者
1	有形文化財	建造物	犬山城天守（国宝）	犬山字北古券 65-2	（公財）犬山城白帝文庫
2	〃	〃	如庵（国宝）	犬山字御門先 1	名古屋鉄道（株）
3	〃	〃	旧正伝院書院	〃	〃
4	〃	〃	旧西郷従道住宅	字内山 1	（公財）明治村
5	〃	〃	旧日本聖公会京都聖約翰教会堂	〃	〃
6	〃	〃	旧山梨県東山梨郡役所	〃	〃
7	〃	〃	旧品川燈台	〃	〃
8	〃	〃	旧菅島燈台付属官舎	〃	〃
9	〃	〃	旧三重県庁舎	〃	〃
10	〃	〃	旧札幌電話交換局舎	〃	〃
11	〃	〃	旧東松家住宅	〃	〃
12	〃	〃	旧呉服座	〃	〃
13	〃	〃	旧西園寺家興津別邸（坐漁荘） 主屋・警衛詰所、供待及び門	〃	〃
14	〃	〃	旧伊勢郵便局舎（宇治山旧郵便局）	〃	所有者：日本郵政（株） 管理者：（公財）明治村
15	〃	〃	大縣神社本殿、祭文殿、東西回廊	字宮山 3	宗教法人 大縣神社
16	〃	彫刻	木造薬師如来坐像	犬山市犬山字薬師 26	薬師寺
17	〃	工芸品	短刀 銘左安吉作 正平十二年二月日	犬山市犬山字北古券 8	（公財）犬山城白帝文庫
18	〃	歴史資料	リング精紡機	犬山市字内山 1	（公財）明治村
19	〃	〃	菊花御紋章付平削盤	犬山市字内山 1	（公財）明治村
20	民俗文化財	無形	犬山祭の車山行事	犬山市	犬山祭保存会
21	記念物	史跡	東之宮古墳	犬山字北白山平 7	宗教法人 東之宮社 外
22	〃	〃	青塚古墳	字青塚 141 外	宗教法人 大縣神社 外
23	〃	〃	犬山城跡	犬山字北古券 65 外	（公財）犬山城白帝文庫 外
24	〃	名勝	木曾川	栗栖～木津地内	犬山市
25	〃	天然記念物	ヒトツバタゴ自生地	字西洞 41	個人

表 12-5 犬山市埋蔵文化財包蔵地一覧

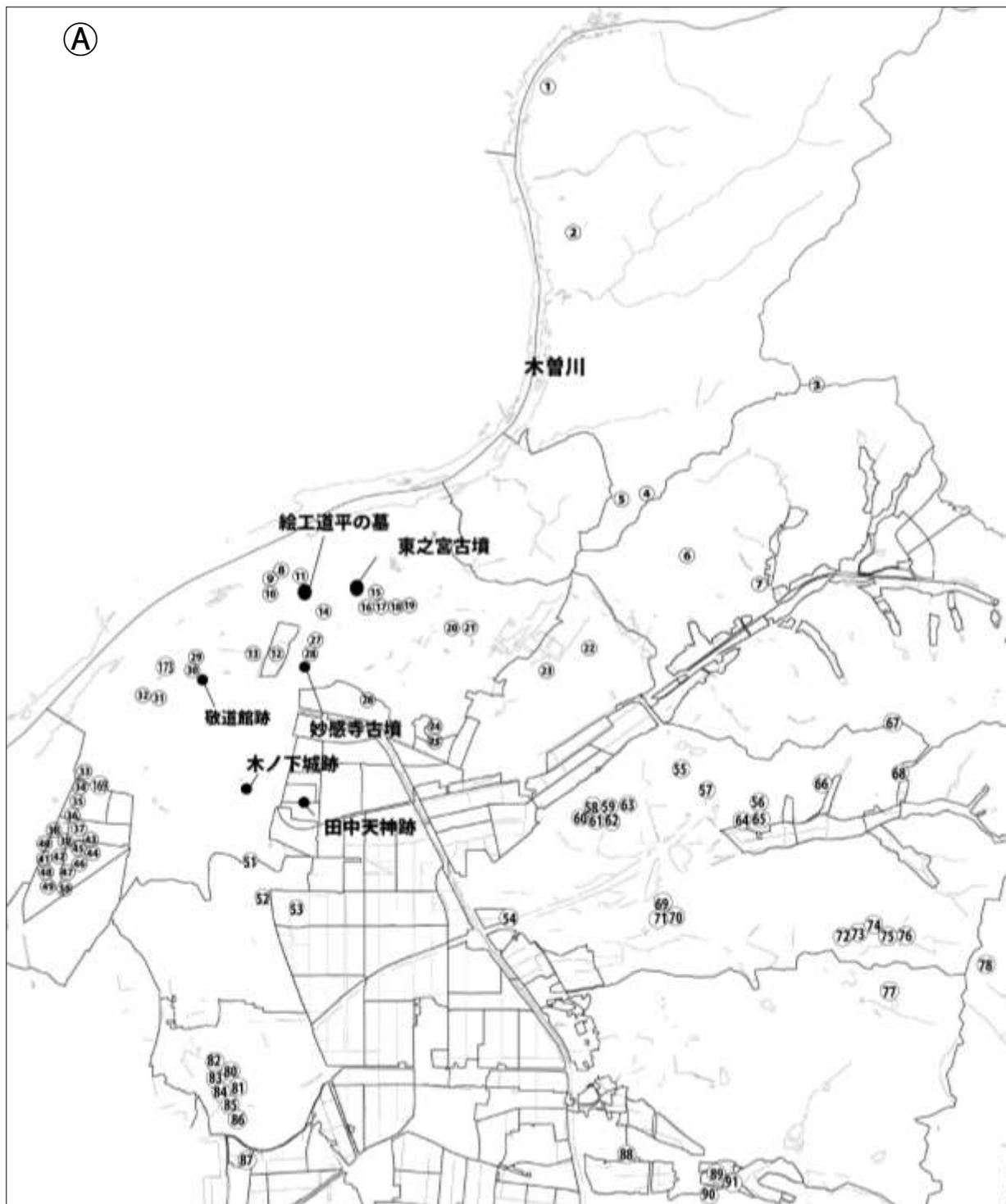
遺跡番号	種別	遺跡名	所在地	地目	時代	遺跡の概況等	備考
1	散布地	尾崎遺跡	栗栖字尾崎	畑	縄文	縄文土器	
2	散布地	瀬ノ上遺跡	栗栖字瀬ノ上276	畑	中世	中世陶器	昭和54年市教委調査
3	古墳	大洞古墳	善師野字大洞	山林	古墳	円墳	
4	古墳	大平山1号墳	栗栖字大平4-46	山林	古墳	円墳	
5	古墳	大平山2号墳	栗栖字大平4-47	山林	古墳	円墳	
6	古墳	善師野1号墳	善師野字伏屋	山林	古墳	円墳、冢形石棺	
7	古墳	善師野2号墳	善師野字伏屋	山林	古墳	円墳、冢形石棺	
8	古墳	内田1号墳	犬山字内田	宅地	古墳	円墳	滅
9	古墳	内田2号墳	犬山字内田	宅地	古墳	円墳	滅
10	古墳	内田3号墳	犬山字内田	宅地	古墳	円墳	滅
11	古墳	内田4号墳	犬山字内田	宅地	古墳	円墳、須恵器	
12	古墳	内田5号墳	犬山字内田	宅地	古墳	円墳	滅
13	古墳	内田6号墳	犬山字内田	宅地	古墳	円墳	滅
14	古墳	成田山古墳	犬山字瑞泉寺	山林	古墳	円墳	滅
15	古窯	丸山1号窯	犬山字白山平102-2	山林	江戸～明治	陶磁器	昭和55年市教委調査、滅
16	古窯	丸山2号窯	犬山字白山平102-2	山林	江戸～明治	陶磁器	昭和55年市教委調査、滅
17	古窯	丸山3号窯	犬山字白山平102-2	山林	江戸～明治	陶磁器	滅
18	古窯	丸山4号窯	犬山字白山平103	山林	江戸～明治	陶磁器	滅
19	古窯	丸山5号窯	犬山字白山平103	山林	江戸～明治	陶磁器	滅
20	古窯	官林1号窯	犬山字官林	山林	平安	瓦	
21	古窯	官林2号窯	犬山字官林	山林	平安	瓦	
22	古墳	小野洞1号墳	富岡字小野洞	山林	古墳	円墳、須恵器	平成元年市教委調査、滅
23	古墳	永洞古墳	富岡字永洞	山林	古墳	円墳、冢形石棺	
24	古墳	右近塚古墳	犬山字南別祖77-4	宅地	古墳	円墳	
25	古墳	左近塚古墳	犬山字南別祖77-4	宅地	古墳	円墳	
26	古墳	甲塚古墳	丸山太白町	宅地	古墳	前方後円墳	滅
27	古墳	山寺1号墳	犬山字山寺8	宅地	古墳	円墳	滅
28	古墳	山寺2号墳	犬山字山寺8	宅地	古墳	円墳	滅
29	製鉄遺跡	丸ノ内鍛冶遺跡	犬山字北古券8	宅地	平安～鎌倉	鉄くず、砥石	昭和59年市教委調査
30	散布地	丸ノ内遺跡	犬山字北古券8-1	宅地	弥生～江戸	弥生土器、石器、須恵器	昭和59年市教委調査
31	散布地	材木町遺跡	犬山字西古券	畑	旧石器		
32	古墳	県神社古墳	犬山字西古券354	神社境内地	古墳	円墳、須恵器、刀、玉類	
33	散布地	井堀遺跡	犬山字井堀町	工場敷地	弥生	弥生土器、石器	滅
34	古墳	坂下1号墳	犬山字西庵ノ尻52	畑	古墳	円墳、須恵器	昭和52年市教委調査
35	散布地	坂下遺跡	犬山字西庵ノ尻	畑	弥生	弥生土器、石器	昭和58年市教委調査
36	集落跡	上野遺跡	上野字八幡東	畑	弥生	弥生土器、石器	昭和58年市教委調査
37	古墓	岩上古墳	犬山字西岩神19-4	宅地	古墳	円墳、古銭	昭和52年市教委調査、滅
38	古墳	上野流遺跡	上野字流	畑	弥生	弥生土器、石器、土師器	昭和52年市教委調査、滅
39	古墳	流古墓	上野字流	畑	中世	中世陶器	昭和52年市教委調査、滅
40	古墳	上野1号墳	上野字大門665	畑	古墳	円墳、冢形石棺、須恵器	昭和33年市教委調査、滅
41	古墳	上野2号墳	上野字八幡東625	畑	古墳	円墳、須恵器、刀子	昭和41年市教委調査、滅
42	古墳	上野3号墳	上野字八幡東630	畑	古墳	円墳、須恵器、鉄刀、玉類	昭和41年市教委調査、滅
43	古墳	上野4号墳	上野字八幡東645	宅地	古墳	円墳、須恵器	昭和44年市教委調査、滅
44	古墳	上野5号墳	上野字八幡東616	雑種地	古墳	円墳、須恵器、土師器	昭和47年市教委調査、滅
45	古墳	上野6号墳	上野字八幡東638	畑	古墳	円墳、須恵器	昭和52年市教委調査、滅
46	古墳	上野7号墳	上野字機織785	雑種地	古墳	円墳	滅
47	古墳	上野8号墳	上野字流850	畑	古墳	円墳、須恵器、直刀	昭和55年市教委調査、滅
48	古墳	上野9号墳	上野字流823	畑	古墳	円墳、須恵器、金環	昭和55年市教委調査、滅
49	古墳	上野10号墳	上野字機織779	畑	古墳	円墳	滅
50	古墳	上野11号墳	上野字機織785	雑種地	古墳	円墳	滅
51	散布地	国正遺跡	橋爪字国正56、57	畑	古墳～室町	須恵器、土師器、中世陶器	
52	散布地	四郎丸遺跡	橋爪字四郎丸80～85	畑、宅地	弥生～古墳		
53	散布地	四郎丸東遺跡	橋爪字四郎丸	田	弥生		滅
54	古墳	長見1号墳	塔野地字杉ノ山38-7	草地	古墳	円墳	
55	散布地	田口洞遺跡	塔野地字田口洞39-1	畑	旧石器		
56	古墳	田口洞1号墳	塔野地字田口洞	山林	古墳	円墳	
57	古墳	田口洞2号墳	塔野地字田口洞39-1	山林	中世～古墳		
58	古墳	熊野神社1号墳	塔野地字東屋敷75	神社境内地	古墳	円墳、須恵器、玉類	昭和45年市教委調査、滅
59	古墳	熊野神社2号墳	塔野地字東屋敷32	神社境内地	古墳	円墳	昭和45年市教委調査、滅
60	古墳	熊野神社3号墳	塔野地字東屋敷32	神社境内地	古墳	円墳、直刀	昭和45年市教委調査、滅
61	古墳	熊野神社4号墳	塔野地字東屋敷32	神社境内地	古墳	円墳	昭和45年市教委調査、滅
62	古墳	熊野神社5号墳	塔野地字東屋敷32	神社境内地	古墳	円墳	昭和45年市教委調査、滅
63	古墳	熊野神社6号墳	塔野地字東屋敷32	神社境内地	古墳	円墳	
64	古窯	田口洞1号窯	塔野地字田口洞	山林	中世		
65	古窯	田口洞2号窯	塔野地字田口洞	山林	中世		
66	古窯	二ノ洞古窯	塔野地字田口洞	山林	中世	山茶碗	
67	古窯	片平地1号窯	塔野地字田口洞	山林	平安	灰釉陶器	
68	古窯	片平地2号窯	塔野地字田口洞	山林	平安	灰釉陶器	
69	古墳	大畔1号墳	塔野地字大畔	山林	古墳	円墳、須恵器、直刀	昭和51年市教委調査、滅
70	古墳	大畔2号墳	塔野地字田口洞	山林	古墳	円墳	
71	散布地	大畔遺跡	塔野地字田口洞	山林	古墳	須恵器、土師器、中世陶器	
72	古窯	橋爪池1号窯	前原字橋爪山	山林	平安	灰釉陶器	
73	古窯	橋爪池2号窯	前原字橋爪山	山林	平安	灰釉陶器	
74	古窯	橋爪池3号窯	前原字橋爪山	山林	平安	灰釉陶器	
75	古窯	橋爪池4号窯	前原字橋爪山	山林	平安	灰釉陶器	

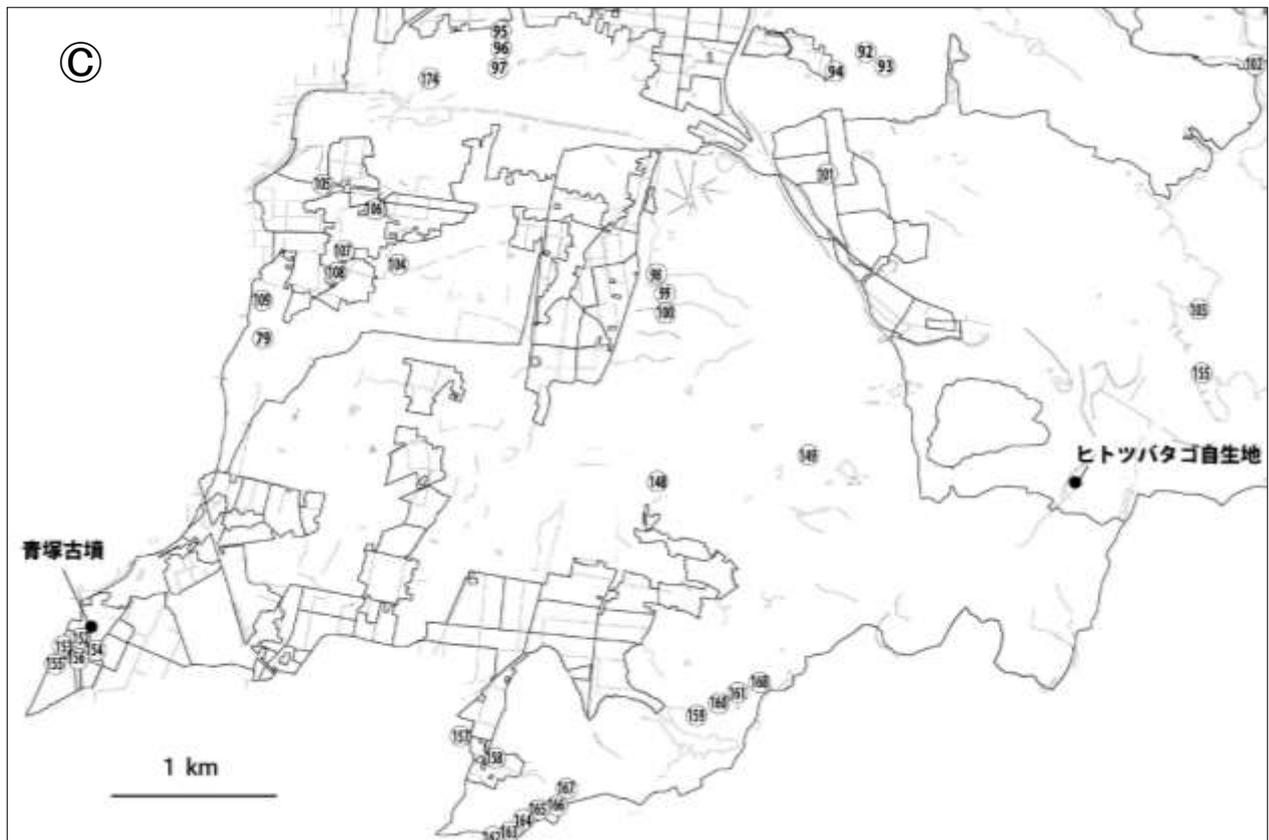
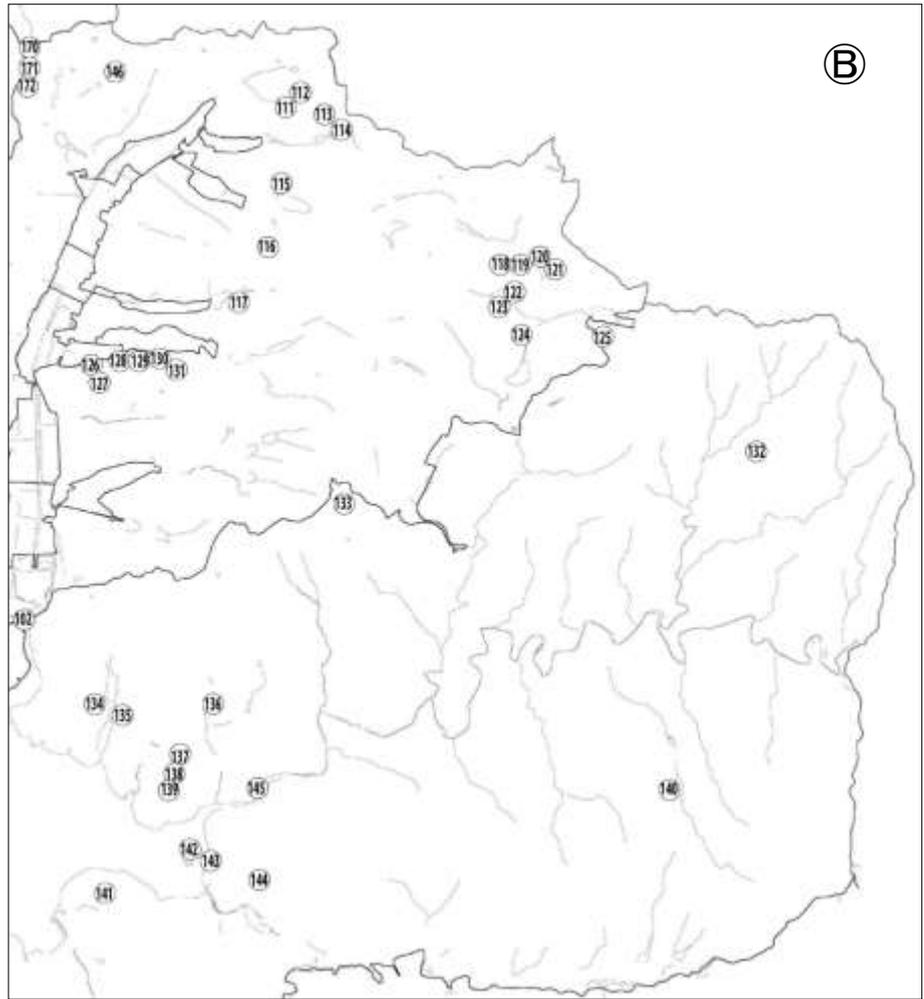
遺跡番号	種別	遺跡名	所在地	地目	時代	遺跡の概況等	備考
76	古窯	中峠1号窯	塔野地字大畔	山林	平安	灰釉陶器	
77	古窯	明治池古窯	前原字橋爪山	山林	平安	灰釉陶器	
78	古窯	白山洞池1号窯	今井字白山洞	山林	中世	中世陶器	
79	散布地	樺遺跡	羽黒字樺北屋敷3-89	宅地	弥生	弥生土器	滅
80	古墳	神明社1号墳	五郎丸字新田組67	神社境内地	古墳	円墳、須恵器、刀、玉類	滅
81	古墳	神明社2号墳	五郎丸字新田組67	神社境内地	古墳	円墳	
82	古墳	神明社3号墳	五郎丸字新田組67	神社境内地	古墳	円墳	滅
83	古墳	神明社4号墳	五郎丸字新田組67	神社境内地	古墳	円墳	滅
84	古墳	神明社5号墳	五郎丸字新田組67	神社境内地	古墳	円墳	滅
85	古墳	神明社6号墳	五郎丸字新田組67	神社境内地	古墳	円墳	滅
86	散布地	神明社遺跡	五郎丸字新田組65	神社境内地	弥生～古墳		
87	散布地	北巾遺跡	羽黒字北巾45～77	畑	弥生～古墳		
88	古墳	白山神社古墳	羽黒字南郷67	神社境内地	古墳	円墳	滅
89	古窯	赤坂1号窯	羽黒字堂ヶ洞23-1	山林	平安		昭和44年市教委調査、滅
90	古窯	赤坂2号窯	羽黒字堂ヶ洞23-1	山林	平安		昭和44年市教委調査、滅
91	古窯	赤坂3号窯	羽黒字堂ヶ洞23-1	山林	平安		昭和44年市教委調査、滅
92	古窯	赤坂4号窯	羽黒字堂ヶ洞22	山林	平安		昭和44年市教委調査、滅
93	古窯	赤坂5号窯	羽黒字堂ヶ洞19	山林	平安		
94	古窯	富士2号窯	羽黒字堂ヶ洞14	山林	平安		滅
95	古墓	磨墨塚	羽黒字磨墨4	草地	中世		
96	古墳	羽黒城跡	羽黒字城屋敷4-1	山林	中世		
97	古墳	羽黒城古墳	羽黒字城屋敷28～34	山林	古墳	前方後円墳	
98	古墳	高根洞1号墳	高根洞34-3	畑	古墳	円墳、直刀、須恵器、玉類	
99	古墳	高根洞2号墳	高根洞34-23	畑	古墳	円墳、直刀、須恵器、玉類	滅
100	古墳	高根洞3号墳	高根洞26-52	畑	古墳	円墳、直刀、須恵器、玉類	滅
101	古窯	富士1号古窯	羽黒字金山3-1	宅地	平安	瓦	滅
102	散布地	横山遺跡	今井字横山	宅地	旧石器	刃器	滅
103	古墳	明治村古墳	内山	山林	古墳	円墳	
104	古墳	高橋1号墳(羽黒古墳)	羽黒字高橋郷	宅地	古墳	円墳、冢形石棺	
105	古墳	高橋2号墳	羽黒字高橋郷	宅地	古墳	円墳	滅
106	古墳	高橋3号墳	羽黒字高橋郷	宅地	古墳	円墳	滅
107	古墳	高橋4号墳	羽黒字高橋郷	宅地	古墳	円墳	滅
108	古墳	高橋5号墳	羽黒字高橋郷	宅地	古墳	円墳	滅
109	散布地	北屋敷遺跡	羽黒字樺北屋敷3	畑	旧石器	石刃	
110	古墳	上野古墳	上野字流200	畑	古墳	円墳、須恵器、直刀	昭和55年市教委調査、滅
111	古窯	割洞池1号窯	今井字成沢	山林	平安	灰釉陶器	滅
112	古窯	割洞池2号窯	今井字成沢	山林	平安	灰釉陶器	滅
113	古窯	割洞池3号窯	今井字成沢	山林	平安	灰釉陶器	滅
114	古窯	割洞池4号窯	今井字成沢	山林	平安	灰釉陶器	滅
115	古窯	平内洞古窯	今井字成沢	山林	平安	灰釉陶器	滅
116	古窯	祢宜洞1号窯	今井字祢宜洞	山林	平安	灰釉陶器	
117	古窯	祢宜洞2号窯	今井字祢宜洞	山林	平安	灰釉陶器	
118	古窯	一ツ橋西1号窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
119	古窯	一ツ橋西2号窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
120	古窯	一ツ橋西3号窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
121	古窯	一ツ橋西4号窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
122	古窯	一ツ橋西5号窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
123	古窯	一ツ橋西6号窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
124	古窯	亀割古窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
125	古窯	一ツ橋古窯	今井字一ツ橋西	山林	中世	中世陶器	滅
126	古墳	石作神社1号窯	今井字宮ノ洞	神社境内地	古墳	円墳	
127	散布地	石作神社遺跡	今井字宮ノ洞	神社境内地	旧石器		
128	古窯	宮ヶ洞1号窯	今井字宮ヶ洞	山林	江戸		
129	古窯	宮ヶ洞2号窯	今井字宮ヶ洞	山林	江戸		
130	古窯	宮ヶ洞3号窯	今井字宮ヶ洞	山林	江戸		
131	古窯	宮ヶ洞4号窯	今井字宮ヶ洞	山林	江戸		
132	寺院跡	黒平山遺跡	八曾	山林	江戸		
133	古窯	安大寺古窯	八曾	山林	中世	中世陶器	
134	散布地	入鹿池A遺跡	洞奥	畑	弥生		
135	散布地	入鹿池B遺跡	西山	畑	旧石器		
136	古墳	十三塚3号墳	十三塚	山林	古墳	円墳	
137	古墳	十三塚1号墳	西山	山林	古墳	円墳	
138	古墳	十三塚2号墳	西山	山林	古墳	円墳	
139	古墳	十三塚4号墳	西山	山林	古墳	円墳	
140	古窯	石洞古窯	八曾	山林	古墳	中世陶器	
141	古墳	篠平古墳	篠平54	宅地	古墳	円墳	滅
142	寺院跡	篠平寺院跡	篠平(池底)	湖底	江戸		滅
143	散布地	喜六屋敷遺跡	喜六屋敷	道路	室町		
144	古墳	奥入鹿古墳	郷中59	草地	古墳	円墳	
145	古墳	北高根古墳	北古墳	山林	古墳	円墳	滅
146	古窯	喜八洞古窯	今井字喜八洞	山林	平安	灰釉陶器	滅
147	寺院跡	角池遺跡	角池30-4	工場跡地	平安	布目瓦、丸柱、灰釉陶器	昭和47年調査、滅
148	散布地	小路遺跡	小路4-1	田	古墳～室町	須恵器、灰釉陶器、中世陶器、土製品	
149	寺院跡	神宮寺跡	富山5	山林	奈良～平安		
150	古墳	刀塚古墳	入鹿池堤防	道路	古墳	円墳	滅

遺跡番号	種別	遺跡名	所在地	地目	時代	遺跡の概況等	備考
151	古墳	鳥坂古墳	倉曾洞	山林	古墳	円墳	
152	古墳	耳塚古墳	青塚25-1	宅地	古墳	円墳	
153	古墳	鳥坂古墳	青塚20-4	山林	古墳	円墳	
154	古墳	花塚1号墳	青塚90	山林	古墳	円墳	
155	古墳	花塚2号墳	青塚93	山林	古墳	円墳	
156	古墳	花塚3号墳	青塚107	山林	古墳	円墳	
157	散布地	内久保遺跡	樋池22	畑	江戸	陶器、磁器、鏡	滅
158	古墳	刀塚古墳	内久保	田	古墳	円墳、刀子、土師器	滅
159	古墳	蓮池1号墳	蓮池61-8	宅地	古墳	円墳、須恵器	滅
160	古墳	蓮池2号墳	蓮池61-17	宅地	古墳	円墳、家形蔵骨器、須恵器、土師器	昭和26年南山大調査、滅
161	古墳	蓮池3号墳	蓮池61-17	宅地	古墳	円墳	昭和26年南山大調査、滅
162	古墳	西山1号墳	西山	宅地	古墳	円墳	昭和26年南山大調査、滅
163	古墳	西山2号墳	西山	宅地	古墳	円墳	滅
164	古墳	西山3号墳	西山	宅地	古墳	円墳	滅
165	古墳	西山4号墳	西山	宅地	古墳	円墳	滅
166	古墳	西山5号墳	西山	宅地	古墳	円墳	滅
167	古墳	西山6号墳	西山	宅地	古墳	円墳	滅
168	古墳	蓮池古墳	蓮池	宅地	古墳	円墳	滅
169	古墳	坂下2号墳	犬山字西庵尻	畑	古墳	横穴式石室	昭和62年調査、文化史料館へ移築
170	集石遺構	奥雑木洞1号集石遺構	善師野字奥雑木洞		中世		
171	集石遺構	奥雑木洞2号集石遺構	善師野字奥雑木洞		中世		
172	集石遺構	奥雑木洞3号集石遺構	善師野字奥雑木洞		中世		
173	城館跡	三光寺遺跡	犬山字北古券	宅地	近世		平成5年試掘調査
174	製鉄遺跡	金屋遺跡	羽黒字北金屋	畑	平安～室町		平成5年試掘調査

12-1 犬山市埋蔵文化財包蔵地







別添資料3 史跡東之宮古墳整備工事（平成29～32年度）

これまで作成を進めてきた史跡東之宮古墳整備実施設計に沿って、史跡東之宮古墳整備工事を平成29（2017）年度～平成32（2020）年度の4カ年にわたって実施する。なお、この工事で設置した施設及び構築物等については、適切な維持管理を実施する。

（1）史跡指定地内

① 史跡の恒久的な保護を図るための措置

前方面南側コーナーの修復工事と北側くびれ部の埋戻しを実施する。また、現在、墳丘上には、ヒノキ（人工林）や松が繁茂し、台風等による倒木のため遺構保護の観点から支障が生じる樹木が見られる。そのため、墳丘上の支障木を伐採する。

平成29（2017）年度史跡整備において伐採する樹木はヒノキ、アカマツ、サカキ、クスノキ、カナメモチ、アラカシ、シャシャンボ、ソヨゴ、ヒサカキ、コナラ、アベマキを合わせて152本であるが、その7割ほどは幹廻り30cm以上90cm未満のヒノキである。

② 史跡の活用を図るための措置

東之宮古墳周辺のサインは、現状、山頂部に昭和52年（1977）頃に石碑と併設した史跡指定解説板が1枚しか設置されていない。そのため、東之宮古墳の北側、南側の広場に新たに解説板を2基設置する。また、併せて、AR（拡張現実）技術を用いた学習システムを導入し、これまで実施した発掘調査の成果を効果的に周知する。

東之宮古墳周辺部には見学用の通路が設置されておらず、見学者は一部遺構の上を通過している。遺構面とのゾーニングを図り、適切に東之宮古墳を見学していただくため、東之宮古墳周辺に遊歩道整備を行う。遊歩道整備に使用される舗装については、史跡保護を図るために伐採した樹木を骨材とした木質アスファルトを活用し、周辺環境に配慮するものとする。

③ その他

東之宮古墳見学者の休憩施設として、東之宮古墳の北側、南側広場にベンチを設置する。また、南側広場に四阿を設置する。

（2）史跡指定地外

東之宮古墳への成田山側の進入路は階段整備がされているが、老朽化や雨水による路盤の傷みが激しい状態である。また、進入路の道路勾配は25%を超える箇所がある等、通行に支障をきたしている。今回、成田山側進入路を遊歩道としてスロープ整備を実施し、見学者の見学体制を整える。併せて、史跡の進入路入口に、総合案内板を設置する。

史跡東之宮古墳保存活用計画

平成 30 年 3 月 発行

発行：犬山市教育委員会歴史まちづくり課

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 3 6 番地

電話 (0568) 44-0354 FAX (0568) 44-0372

